

<使用開始日>  
2014年11月13日

# ネクストコア

追加型投信 内外 資産複合

## 【投資信託説明書（交付目論見書）】



商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産 <sup>(注)</sup>	年2回	グローバル（日本を含む）	ファミリーファンド*	あり（適時ヘッジ）

(注) (投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信)資産配分変更型))

\* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

<委託会社> 野村アセットマネジメント株式会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

■金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第373号 ■設立年月日:昭和34年(1959年)12月1日

■資本金:171億円(平成26年9月末現在) ■運用する投資信託財産の合計純資産総額:22兆0730億円(平成26年8月29日現在)

<受託会社> 野村信託銀行株式会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なうネクストコアの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成26年5月8日に関東財務局長に提出しており、平成26年5月9日にその効力が生じております。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ 0120-753104  
<受付時間>営業日の午前9時～午後5時



★ホームページ★

<http://www.nomura-am.co.jp/>



★携帯サイト★ (基準価額等)

<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>



## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。

### ファンドの特色

#### ■主要投資対象

国内および外国(新興国を含む)の株式、国内および外国(新興国を含む)の公社債、国内および外国の不動産投資信託証券(REIT)を実質的な主要投資対象<sup>※</sup>とし、為替予約取引等を主要取引対象とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、「国内株式マザーファンド」、「国内債券マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド」、「J-REITインデックス マザーファンド」、「海外REITインデックス マザーファンド」、「野村マネー マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

#### ■投資方針

- 運用にあたっては、世界の様々な指標の動きを計量的なアプローチを用いて分析し、リスク水準<sup>※1</sup>を一定範囲内程度に抑えつつ効率的に収益を獲得することを目指して、各マザーファンドへの投資比率および為替予約取引等のポジション<sup>※2</sup>を決定します。

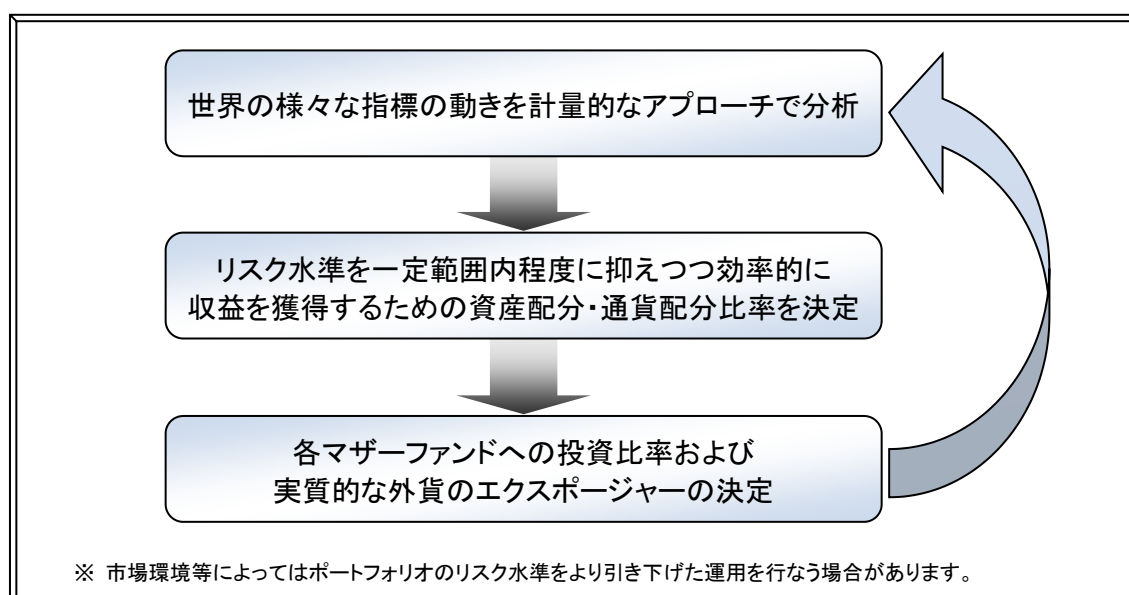
※1 リスク水準とは、推定されるポートフォリオの変動の大きさのことです。ファンドでは推定される基準価額の「振れ幅」(上下変動の程度)を表しています。なお、市場環境等によってはポートフォリオのリスク水準をより引き下げた運用を行なう場合があります。

※2 マザーファンドを通じて実質的に投資を行なう内外の株式およびREITへの投資比率、ファンドが投資する外貨建資産と為替予約取引等を加味した実質的な外貨のエクスポージャーは、原則として、以下の範囲内となります。

実質的な内外の株式 およびREITへの投資比率	実質的な外貨の エクスポージャー
純資産総額の50%以内	純資産総額の50%以内

- ◆各マザーファンドへの投資比率および為替予約取引等のポジションは適宜見直しを行いません。
- ◆一部のマザーファンドへの投資比率がゼロとなる場合があります。

#### ■運用プロセスについて■



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

- ◆各マザーファンド(「野村マネー マザーファンド」を除く)は、各々以下の指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。  
「野村マネー マザーファンド」は、円建ての短期有価証券等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

マザーファンド名	主要投資対象	対象指数
国内株式マザーファンド	わが国の株式	東証株価指数(TOPIX)
国内債券マザーファンド	わが国の公社債	NOMURA-BPI国債指数
外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	外国の株式	MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジなし) <sup>*1</sup>
外国債券マザーファンド	外国の公社債	シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
新興国株式マザーファンド	新興国の株式(DR(預託証券) <sup>※1</sup> を含みます。)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円換算ベース) <sup>*2</sup>
新興国債券マザーファンド	新興国の公社債	JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース) <sup>*3</sup>
新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド	現地通貨建ての新興国の公社債	JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース) <sup>*4</sup>
J-REITインデックス マザーファンド	J-REIT <sup>※2</sup>	東証REIT指数(配当込み)
海外REITインデックス マザーファンド	日本を除く世界各国のREIT <sup>※3</sup>	S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース) <sup>*5</sup>

※1 Depositary Receipt(預託証券)の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

※2 わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

※3 世界の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。なお、国によっては、「不動産投資信託証券」について、「REIT」という表記を用いていない場合もありますが、当ファンドにおいては、こうした場合も含め、全て「REIT」といいます。

\*1 MSCI-KOKUSAI 指数をもとに、委託会社が円換算したものです。

\*2 MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み・ドルベース)をもとに、委託会社が円換算したものです。

\*3 JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Plus(USDドルベース)をもとに、委託会社が円換算したものです。

\*4 JP Morgan Government Bond Index-Emerging Markets (GBI-EM) Global Diversified(USDドルベース)をもとに、委託会社が円換算したものです。

\*5 S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、ドルベース)をもとに、委託会社が円換算したものです。

- ・各マザーファンド(「野村マネー マザーファンド」を除く)が対象とするインデックスの著作権等については、追加的記載事項をご覧ください。

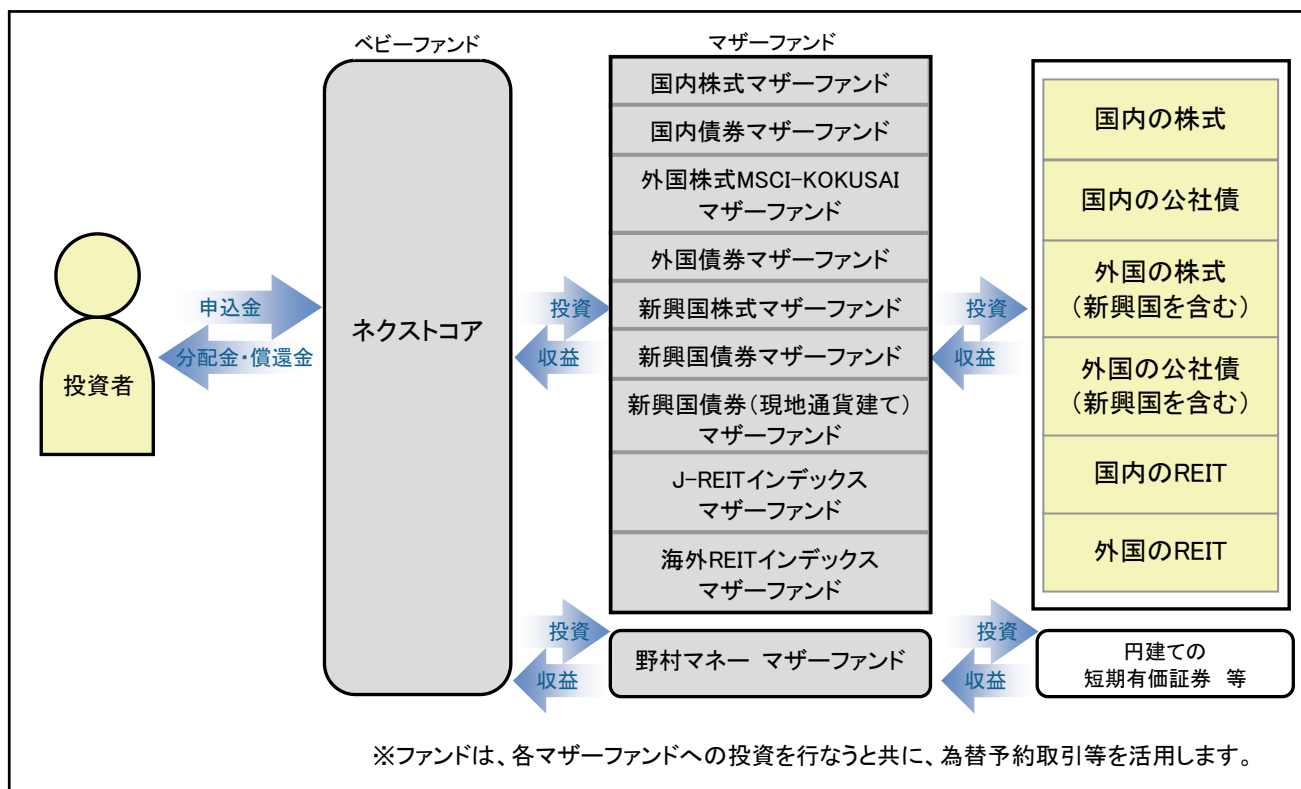
- ◆内外の株式およびREITをそれぞれ主な投資対象とする「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「J-REITインデックス マザーファンド」、「海外REITインデックス マザーファンド」への投資比率の合計は、原則として、信託財産の純資産総額の50%以内とします。

- 為替予約取引等の利用については、外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的(ヘッジ目的。代替ヘッジを含みます。)のほか、効率的に収益を獲得する目的(ヘッジ目的外)で活用します。

- ◆為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額は信託財産の純資産総額の100%以内とします。

- ◆実質的な外貨のエクスポージャーは、原則として、信託財産の純資産総額の50%以内となるように調整を行ないます。

- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。

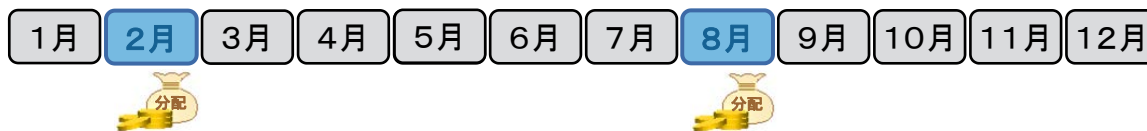


## ■主な投資制限

株式への投資割合	株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

## ■分配の方針

原則、毎年2月および8月の17日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。  
分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。



- \* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様への投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク	ファンドは実質的に株式に投資を行ないませんので、株価変動の影響を受けません。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
REITの価格変動リスク	REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないませんので、これらの影響を受けません。
債券価格変動リスク	債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないませんので、これらの影響を受けません。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
為替変動リスク	ファンドは、為替変動リスクの低減を図る目的(ヘッジ目的)のほか、効率的に収益を追求する目的(ヘッジ目的外)で為替予約取引等を活用しますので、為替変動の影響を受けません。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

\* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- ◆ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

## リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

- パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行ないます。

- 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

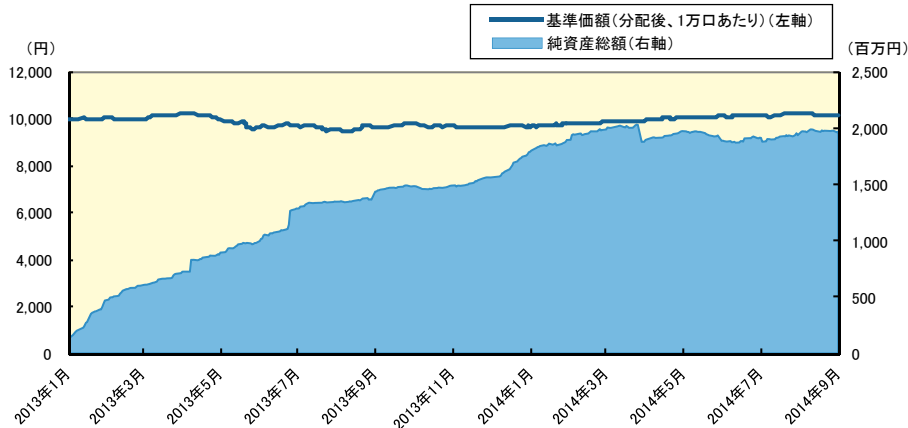
## 運用実績 (2014年9月30日現在)

## 基準価額・純資産の推移

(日次・設定来)

## 分配の推移

(1万口あたり、課税前)



2014年8月	0 円
2014年2月	0 円
2013年8月	0 円
--	--
--	--
設定来累計	0 円

## 主要な資産の状況

各マザーファンドへの投資比率

銘柄	投資比率 (%)
国内株式マザーファンド	0.0
国内債券マザーファンド	0.0
外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	4.8
外国債券マザーファンド	47.7
新興国株式マザーファンド	0.0
新興国債券マザーファンド	3.5
新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド	7.6
J-REITインデックス マザーファンド	1.4
海外REITインデックス マザーファンド	5.1
野村マネー マザーファンド	0.0

実質的な銘柄別投資比率(上位)

・「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	0.1
2	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	0.1
3	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	0.1
4	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	0.0
5	WELLS FARGO CO	商業銀行	0.0

・「外国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	US TREASURY N/B	国債証券	0.3
2	US TREASURY N/B	国債証券	0.3
3	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	国債証券	0.3
4	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	国債証券	0.3
5	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	国債証券	0.2

・「新興国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	RUSSIA	国債証券	0.2
2	REPUBLIC OF VENEZUELA	国債証券	0.1
3	UNITED MEXICAN STATES	国債証券	0.1
4	PHILIPPINES GLOBAL	国債証券	0.1
5	PHILIPPINES GLOBAL	国債証券	0.1

## ・「新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	RUSSIA FOREIGN BOND	国債証券	0.6
2	REPUBLIC OF COLOMBIA	国債証券	0.3
3	NIGERIA TREASURY BOND	国債証券	0.2
4	NOTA DO TESOURO NACIONAL	国債証券	0.1
5	REPUBLIC OF COLOMBIA	国債証券	0.1

## ・「J-REITインデックス マザーファンド」を通じての投資銘柄

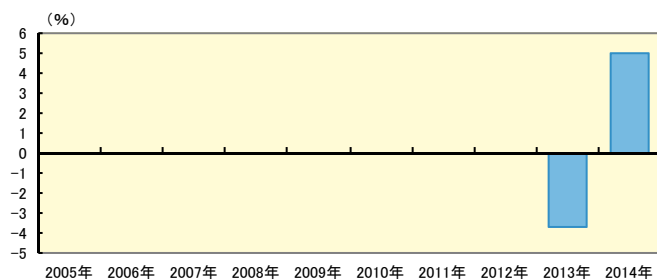
順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	日本ビルファンド投資法人 投資証券	投資証券	0.1
2	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	投資証券	0.1
3	日本リテールファンド投資法人 投資証券	投資証券	0.1
4	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	投資証券	0.1
5	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	投資証券	0.1

## ・「海外REITインデックス マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	SIMON PROPERTY GROUP INC	投資証券	0.3
2	UNIBAIL RODAMCO-NA	投資証券	0.1
3	PUBLIC STORAGE	投資証券	0.1
4	EQUITY RESIDENTIAL	投資証券	0.1
5	HEALTH CARE REIT INC	投資証券	0.1

## 年間収益率の推移

(暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2013年は設定日(2013年1月31日)から年末までの収益率。
- ・2014年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。



## 手続・手数料等

### お申込みメモ

購入単位	1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	1万口単位、1口単位または1円単位
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則、換金申込日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。 なお、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。
申込締切時間	午後3時まで、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	平成26年5月9日から平成27年5月13日まで * 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	平成40年2月17日まで(平成25年1月31日設定)
繰上償還	受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年2月および8月の17日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回の決算時に分配を行いません。(再投資可能)
信託金の限度額	5000億円
公 告	原則、 <a href="http://www.nomura-am.co.jp/">http://www.nomura-am.co.jp/</a> に電子公告を掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に運用報告書(交付運用報告書を作成している場合は交付運用報告書)を作成し、知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## ファンドの費用・税金

### ■ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料 購入価額に2.16%(税抜2.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額  
(詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。)

信託財産留保額 ありません

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

##### 運用管理費用 (信託報酬)

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。  
ファンドの信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。  
信託報酬率の配分はファンドの純資産総額の残高に応じて下記の通りとします。

ファンドの純資産総額		300億円以下の部分	300億円超 500億円以下の部分	500億円超の部分
信託報酬率		<u>年1.458%(税抜年1.35%)</u>		
配分 (税抜)	委託会社	年0.65%	年0.66%	年0.67%
	販売会社	年0.65%	年0.65%	年0.65%
	受託会社	年0.05%	年0.04%	年0.03%

##### その他の費用・ 手数料

その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

- ・組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・外貨建資産の保管等に要する費用
- ・ファンドに関する租税、監査費用 等

## ■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- \* 上記は平成26年9月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- \* 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合  
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- \* 法人の場合は上記とは異なります。
- \* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 追加的記載事項

### ●各マザーファンド(「野村マネー マザーファンド」を除く)が対象とするインデックスの著作権等について

#### ○東証株価指数(TOPIX)、東証REIT指数(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)、東証REIT指数(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株東京証券取引所)が有しています。なお、本商品は、(株東京証券取引所)により提供、保証又は販売されるものではなく、(株東京証券取引所)は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

#### ○NOMURA-BPI国債指数

NOMURA-BPI国債指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

#### ○MSCI-KOKUSAI指数、MSCIエマージング・マーケット・インデックス

MSCI-KOKUSAI指数、MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

#### ○シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

「シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」は、シティグループ・グローバル・マーケット・インク(CGMI)が開発した日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで、CGMIの知的財産であり、指数に関するすべての権利は、CGMIが有しています。

#### ○JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス、

JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド

本インデックスは、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー(以下、「インデックス・スポンサー」といいます。)に帰属します。インデックス・スポンサーは、本インデックスを参照する証券、金融関連商品又は取引(以下各々「商品」といいます。)を、賛助し、支持し、又はその他の方法で推奨するものではありません。本書に含まれる商品に関する情報は、その提供のみを目的としたものであり、商品の購入若しくは販売を目的とした募集・勧誘を行うものではありません。本インデックスの情報源及びこれに含まれるデータ若しくはその他の情報は信頼できると思われるものですが、インデックス・スポンサーはその完全性及び正確性を保証するものではありません。インデックス・スポンサーは、いかなる商品への投資の妥当性について、明示黙示を問わず、何らの表明又は保証をするものではありません。インデックス・スポンサーは、いかなる商品の管理、マーケティング又は取引に関して、何らの責任又は義務を負いません。本インデックスに関する追加の情報については、[www.morganmarkets.com](http://www.morganmarkets.com) をご覧ください。当情報の著作権は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属します。

#### ○S&P先進国REIT指数

S&P先進国REIT指数はスタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービスーズ エル エル シーの所有する登録商標であり、野村アセットマネジメントに対して利用許諾が与えられています。スタンダード&プアーズは本商品を推奨・支持・販売・促進等するものではなく、また本商品に対する投資適格性等に関しいかなる意思表示等を行なうものではありません。

# ネクストコア

追加型投信 内外 資産複合

## 【投資信託説明書（請求目論見書）】

（2014年11月13日）

## 野村アセットマネジメント

この目論見書により行なうネクストコアの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成26年5月8日に関東財務局長に提出しており、平成26年5月9日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

# —目次—

---

表紙	1
第一部【証券情報】	2
第二部【ファンド情報】	4
第1【ファンドの状況】	4
1【ファンドの性格】	4
2【投資方針】	11
3【投資リスク】	29
4【手数料等及び税金】	34
5【運用状況】	37
第2【管理及び運営】	66
1【申込(販売)手続等】	66
2【換金(解約)手続等】	66
3【資産管理等の概要】	67
4【受益者の権利等】	72
第3【ファンドの経理状況】	73
1【財務諸表】	75
2【ファンドの現況】	176
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	178
第三部【委託会社等の情報】	179
第1【委託会社等の概況】	179
約款	216

## 【表紙】

【提出日】	平成 26 年 5 月 8 日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	CEO兼執行役社長 渡邊 国夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目 1 2 番 1 号
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係るファ ンドの名称】	ネクストコア
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(平成 26 年 5 月 9 日から平成 27 年 5 月 13 日まで) 1 兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

ネクストコア

(以下「ファンド」といいます。)

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

#### ■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

### (4)【発行(売出)価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額<sup>※</sup>とします。

なお、午後3時までには、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

〈受付時間〉 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

### (5)【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.16% (税抜 2.0%) 以内<sup>※</sup>で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。



※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

#### (6) 【申込単位】

1 万口以上 1 万口単位 (当初元本 1 口=1 円) または 1 万円以上 1 円単位

なお、販売会社や申込形態によっては、申込単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### (7) 【申込期間】

平成 26 年 5 月 9 日から平成 27 年 5 月 13 日まで

\*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### (8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時~午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

#### (9) 【払込期日】

販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社にお支払ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」(または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、「受託者」(または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

#### (10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払ください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時~午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

#### (11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

◆国内および外国（新興国を含む）の株式、国内および外国（新興国を含む）の公社債、国内および外国の不動産投資信託証券（REIT）を実質的な主要投資対象\*とし、また為替予約取引等を主要取引対象とし、信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。

※ ファンドは、「国内株式マザーファンド」、「国内債券マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」、「野村マネー マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、5,000 億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。  
 なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(ネクストコア)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (日本を含む)		
大型株	年2回			
中小型株		日本		
債券	年4回	北米	ファミリーファンド	あり (適時ヘッジ)
一般	年6回 (隔月)	欧州		
公債		アジア		
社債	年12回 (毎月)	オセアニア		
その他債券		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
クレジット属性 ( )	日々	アフリカ		
不動産投信	その他 ( )	中近東 (中東)		
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券、 不動産投信) 資産配分変更型))		エマージング		
資産複合 ( )				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(平成22年7月1日現在)

#### <商品分類表定義>

##### [単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

##### [投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### [投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### [独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

##### [補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### <属性区分表定義>

##### [投資対象資産による属性区分]

###### 株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

###### 債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

#### [決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

#### [投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### [為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

#### [インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

#### [特殊型]

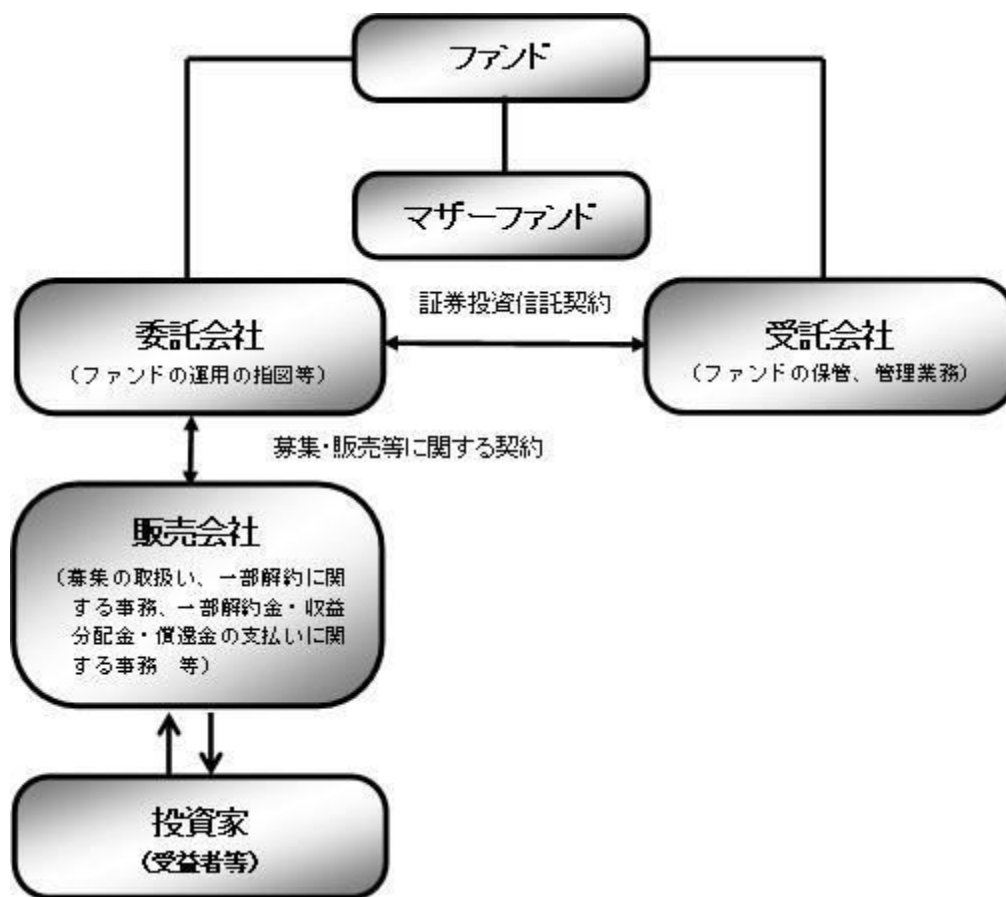
- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

平成 25 年 1 月 31 日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

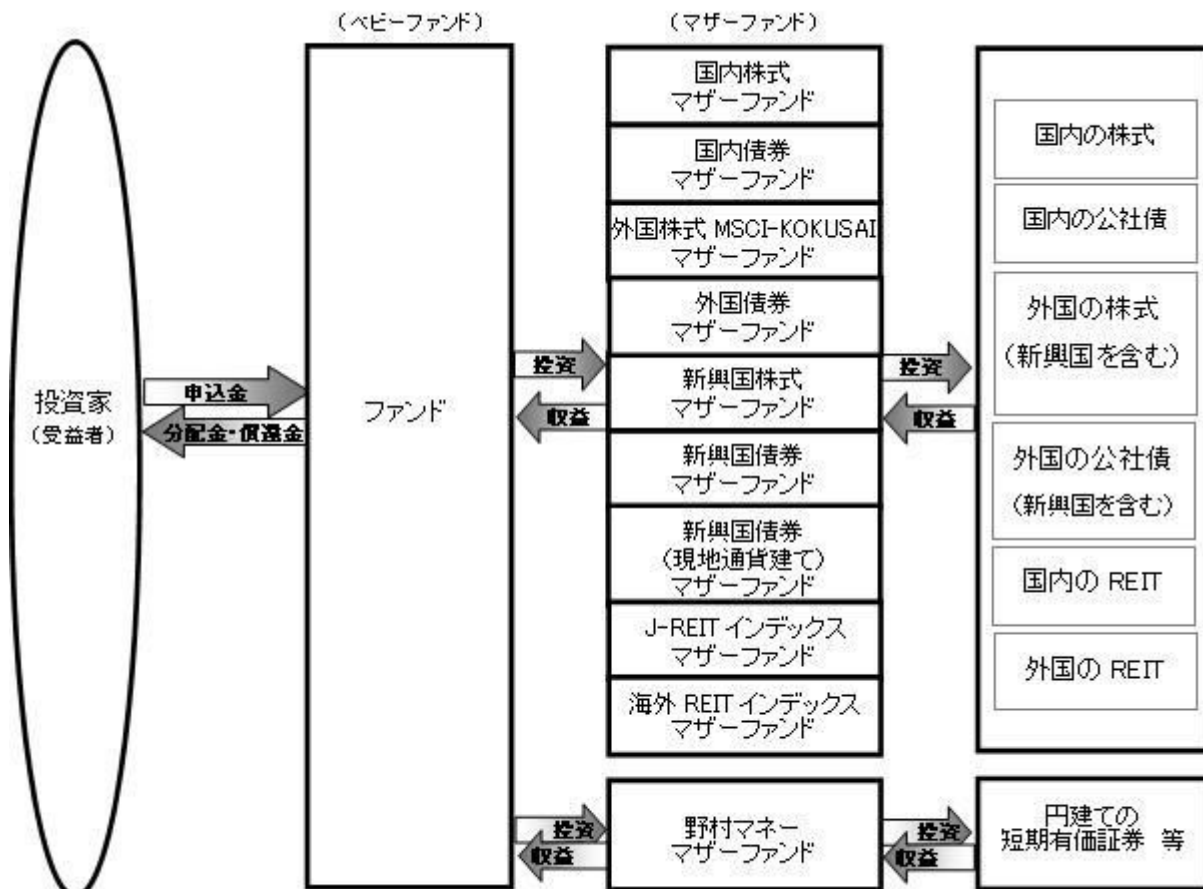
(3) 【ファンドの仕組み】



<b>ファンド</b>	ネクストコア
<b>マザーファンド (親投資信託)</b>	国内株式マザーファンド 国内債券マザーファンド 外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド 外国債券マザーファンド 新興国株式マザーファンド 新興国債券マザーファンド 新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド J-REIT インデックス マザーファンド 海外 REIT インデックス マザーファンド 野村マネー マザーファンド
<b>委託会社(委託者)</b>	野村アセットマネジメント株式会社
<b>受託会社(受託者)</b>	野村信託銀行株式会社

《ファミリーファンド方式について》

ファンドはファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



※ファンドは、各マザーファンドへの投資を行なうと共に、為替予約取引等を活用します。

■委託会社の概況(平成 26 年 9 月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号

・資本金の額

17,180 百万円

・会社の沿革

- 昭和 34 年(1959 年)12 月 1 日 野村証券投資信託委託株式会社として設立
- 平成 9 年(1997 年)10 月 1 日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
- 平成 12 年(2000 年)11 月 1 日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
- 平成 15 年(2003 年)6 月 27 日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号	5,150,693 株	100%



## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

[1] 運用にあたっては、世界の様々な指標の動きを計量的なアプローチを用いて分析し、リスク水準<sup>※1</sup>を一定範囲内程度に抑えつつ効率的に収益を獲得することを目指して、各マザーファンドへの投資比率および為替予約取引等のポジション<sup>※2</sup>を決定します。

※1 リスク水準とは、推定されるポートフォリオの変動の大きさのことです。ファンドでは推定される基準価額の「振れ幅」（上下変動の程度）を表しています。なお、市場環境等によってはポートフォリオのリスク水準をより引き下げた運用を行なう場合があります。

※2 マザーファンドを通じて実質的に投資を行なう内外の株式および REIT への投資比率、ファンドが投資する外貨建資産と為替予約取引等を加味した実質的な外貨のエクスポージャーは、原則として、以下の範囲内となります。

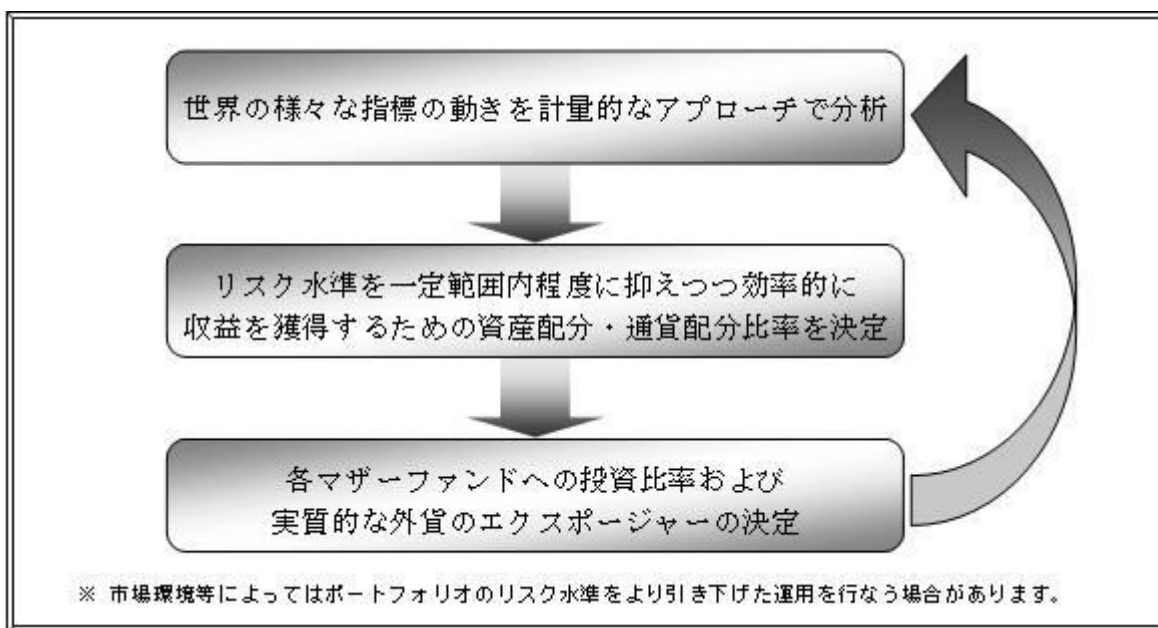
実質的な内外の株式 および REIT への投資比率	実質的な外貨の エクスポージャー
純資産総額の 50%以内	純資産総額の 50%以内

◆各マザーファンドへの投資比率および為替予約取引等のポジションは適宜見直しを行いません。

◆一部のマザーファンドへの投資比率がゼロとなる場合があります。

◆内外の株式および REIT をそれぞれ主な投資対象とする「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」への投資比率の合計は、原則として、信託財産の純資産総額の 50%以内とします。

### ■運用プロセスについて■



[2] 為替予約取引等の利用については、外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的（ヘッジ目的。代替ヘッジを含みます。）のほか、効率的に収益を獲得する目的（ヘッジ目的外）で活用します。

◆為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額は信託財産の純資産総額の 100%以内とします。

◆実質的な外貨のエクスポージャーは、原則として、信託財産の純資産総額の 50%以内となるように調整を行いません。

## ■各マザーファンドの投資方針等について■

### [国内株式マザーファンド]

- ・わが国の株式を主要投資対象とし、東証株価指数（TOPIX）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。
- ・主として東京証券取引所第一部上場株式に投資することにより、東証株価指数（TOPIX）の動きに連動する投資成果を目指します。
- ・非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の 50%以下を基本とします。

「東証株価指数（TOPIX）」は、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とした指数です。新規上場銘柄や有償増資などに対しては、修正を加えることで指数の連続性を維持しています。

### [国内債券 マザーファンド]

- ・わが国の公社債を主要投資対象とし、NOMURA-BPI 国債指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

「NOMURA-BPI 国債指数」は、野村証券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表わす投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。

### [外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド]

- ・主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

「MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）」は、MSCI-KOKUSAI 指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

MSCI-KOKUSAI 指数は、MSCI が開発した、日本を除く先進国で構成された浮動株数ベースの時価総額株価指数です。同指数の構成国や構成銘柄等については定期的に見直しが行なわれますので、変動することがあります。

### [外国債券マザーファンド]

- ・主として外国の公社債に投資することにより、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

「シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）」は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックス（為替ヘッジを行なわない円ベースの指数）です。

### [新興国株式マザーファンド]

- ・新興国の株式（DR（預託証券）\*を含みます。）を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデ

ックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行いません。

・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※Depository Receipt（預託証券）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DR は、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）」は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・ドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。

MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI が開発した、新興国で構成された浮動株数ベースの時価総額株価指数です。同指数の構成国や構成銘柄等については定期的に見直しが行なわれますので、変動することがあります。

#### [新興国債券マザーファンド]

・新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行いません。なお、一部ローンに投資する場合があります。

・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

・投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）は、JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Plus (US ドルベース) をもとに、委託会社が円換算したものです。

JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Plus）は、J.P.Morgan Securities LLC が公表している、エマージング諸国が発行する米ドル建のプレディ債、ローン、ユーロボンドを対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

#### [新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド]

・現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行いません。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）は、JP Morgan Government Bond Index-Emerging Markets (GBI-EM) Global Diversified (US ドルベース) をもとに、委託会社が円換算したものです。

JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドは、J.P.Morgan Securities LLC が公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成される時価総額加重平均指数であり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

#### [J-REIT インデックス マザーファンド]

・J-REIT<sup>\*</sup>を主要投資対象とし、東証 REIT 指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

・J-REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

※わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

「東証 REIT 指数(配当込み)」は、東京証券取引所に上場している REIT 全銘柄に投資した場合の投資成果(市場における価格の変動と配当金の受け取りをあわせた投資成果)を表す指数です。東京証券取引所に上場している REIT 全銘柄を対象とした時価総額加重平均を、2003 年 3 月 31 日を 1,000 として指数化したものです。

[海外 REIT インデックス マザーファンド]

- ・日本を除く世界各国の REIT\*を主要投資対象とし、S&P 先進国 REIT 指数 (除く日本、配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。
- ・REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※世界の金融商品取引所に上場 (これに準ずるものを含みます。) されている不動産投資信託証券 (一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。) とします。なお、国によっては、「不動産投資信託証券」について、「REIT」という表記を用いていない場合もありますが、当ファンドにおいては、こうした場合も含め、全て「REIT」といいます。

「S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)」は、S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、ドルベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。S&P 先進国 REIT 指数は、S&P の持つグローバル・インデックスである S&P グローバル株価指数から、REIT 及び REIT と同様の制度に基づく銘柄を抽出して算出するインデックスで、先進国に上場する不動産投資信託 (REIT) 及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて毎日算出されます。同指数の構成国や構成銘柄等については定期的に見直しが行なわれますので、変動することがあります。

[野村マネー マザーファンド]

- ・本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行いません。
- ・残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

国内および外国 (新興国を含む) の株式、国内および外国 (新興国を含む) の公社債、国内および外国の不動産投資信託証券 (REIT) を実質的な主要投資対象とし、為替予約取引等を主要取引対象とします。

◆ファンドは、「国内株式マザーファンド」、「国内債券マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「新興国債券 (現地通貨建て) マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」および「野村マネー マザーファンド」の各受益証券への投資を通じて、実質的に国内および外国 (新興国を含む) の株式、国内および外国 (新興国を含む) の公社債、国内および外国の不動産投資信託証券 (REIT) に投資を行いません。

■各マザーファンドの主要投資対象■

国内株式マザーファンド	わが国の株式を主要投資対象とします。
-------------	--------------------

国内債券マザーファンド	わが国の公社債を主要投資対象とします。
外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド	外国の株式を主要投資対象とします。
外国債券マザーファンド	外国の公社債を主要投資対象とします。
新興国株式マザーファンド	新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。
新興国債券マザーファンド	新興国の公社債を主要投資対象とします。
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。
J-REIT インデックス マザーファンド	J-REIT を主要投資対象とします。
海外 REIT インデックス マザーファンド	日本を除く世界各国の REIT を主要投資対象とします。
野村マネー マザーファンド	円建ての短期有価証券等を主要投資対象とします。

#### ①投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、下記「(5) 投資制限④、⑤、⑧および⑩」に定めるものに限り、）に係る権利
  - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
  - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形
  - ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産
    - ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
    - ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
    - ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

#### ②有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンド、国内債券マザーファンド、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド、外国債券マザーファンド、新興国株式マザーファンド、新興国債券マザーファンド、新興国債券

(現地通貨建て) マザーファンド、J-REIT インデックス マザーファンド、海外 REIT インデックス マザーファンドおよび野村マネー マザーファンド (以下「各マザーファンド」といいます。) 受益証券のほか、次の有価証券 (金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。) に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券 (新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。)
7. 投資法人債券 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。)
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。)
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。)
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。)
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第 1 号もしくは第 5 号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第 1 号から第 12 号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。)
16. 投資証券または外国投資証券 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。)
17. 外国貸付債権信託受益証券 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。)
18. オプションを表示する証券または証書 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいいます。)
19. 受益証券発行信託の受益証券 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定めるものをいいます。)
20. 預託証書 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。)
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第 19 号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。)

なお、第 1 号の証券または証書ならびに第 13 号、第 14 号、第 19 号および第 20 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 7 号までの証券ならびに第 13 号、第 14 号、第 19 号および第 20 号の証券または証書のうち第 2 号から第 7 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 15 号および第 16 号の証券ならびに第 19 号の証券または証書のうち第 15 号および第 16 号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

### ③金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品 (金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。) により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記②に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記②第13号に定める証券または証書を除きます。なお、上記②第13号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記②各号以外のもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 金利先渡取引<sup>※1</sup>
4. 為替先渡取引<sup>※2</sup>
5. 直物為替先渡取引<sup>※3</sup>

※1 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

※2 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

※3 「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

## (参考)各マザーファンドの概要

### (国内株式マザーファンド) 運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

- ① 主として東京証券取引所第一部上場株式に投資することにより、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指します。
- ② 非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行ないません。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。
- ⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。

### (国内債券マザーファンド) 運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 国債指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

- ① 主としてわが国の国債に投資することにより、NOMURA-BPI 国債指数の動きに連動する投資成果を目指します。
- ② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限



- ① 外貨建資産への投資は行ないません。
- ② 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。
- ③ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

(外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド)

## 運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ④ 有価証券先物取引等は約款第 17 条の範囲で行ないます。
- ⑤ スワップ取引は約款第 18 条の範囲で行ないます。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債<sup>※</sup>への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

(外国債券マザーファンド)

## 運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

## 1. 基本方針

この投資信託は、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

## 2. 運用方法

### (1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

- ① 主として外国の公社債に投資することにより、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。
- ③ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

（新興国株式マザーファンド）  
運 用 の 基 本 方 針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

## 1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

## 2. 運用方法

### (1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

- ① 新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

- ④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑥ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

(新興国債券マザーファンド)  
運 用 の 基 本 方 針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、一部ローンに投資する場合があります。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

(新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド)  
運 用 の 基 本 方 針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバ

ル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行いません。

## 2. 運用方法

### (1) 投資対象

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

- ① 現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマーGING・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行いません。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

## (J-REIT インデックス マザーファンド)

### 運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

## 1. 基本方針

この投資信託は、東証 REIT 指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

## 2. 運用方法

### (1) 投資対象

わが国の不動産投資信託証券※(以下「J-REIT」といいます。)を主要投資対象とします。

※わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

### (2) 投資態度

- ① J-REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。
- ② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、東証 REIT 指数(配当込み)における時価の構成割合が 30%を超える J-REIT がある場合には、当該 J-REIT へ東証 REIT 指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

(海外 REIT インデックス マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)※の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

※S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)は、S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、ドルベース)を委託会社において円換算した指数です。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※(以下「REIT」といいます。)を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

(2) 投資態度

①REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③株式への直接投資は行ないません。

④不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないません。

⑤同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)における時価の構成割合が 30%を超える REIT がある場合には、当該 REIT を S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

(野村マネー マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

②資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

①株式への投資は行ないません。

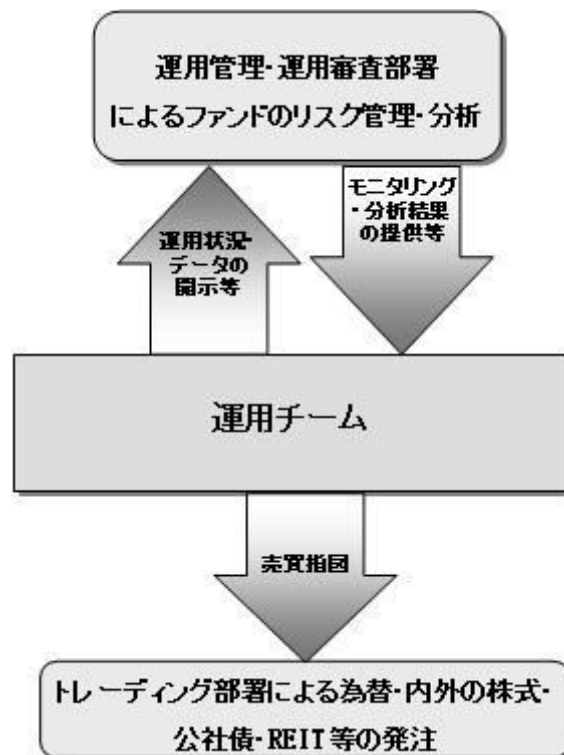
②外貨建資産への投資は行ないません。

③有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

④スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

(3)【運用体制】

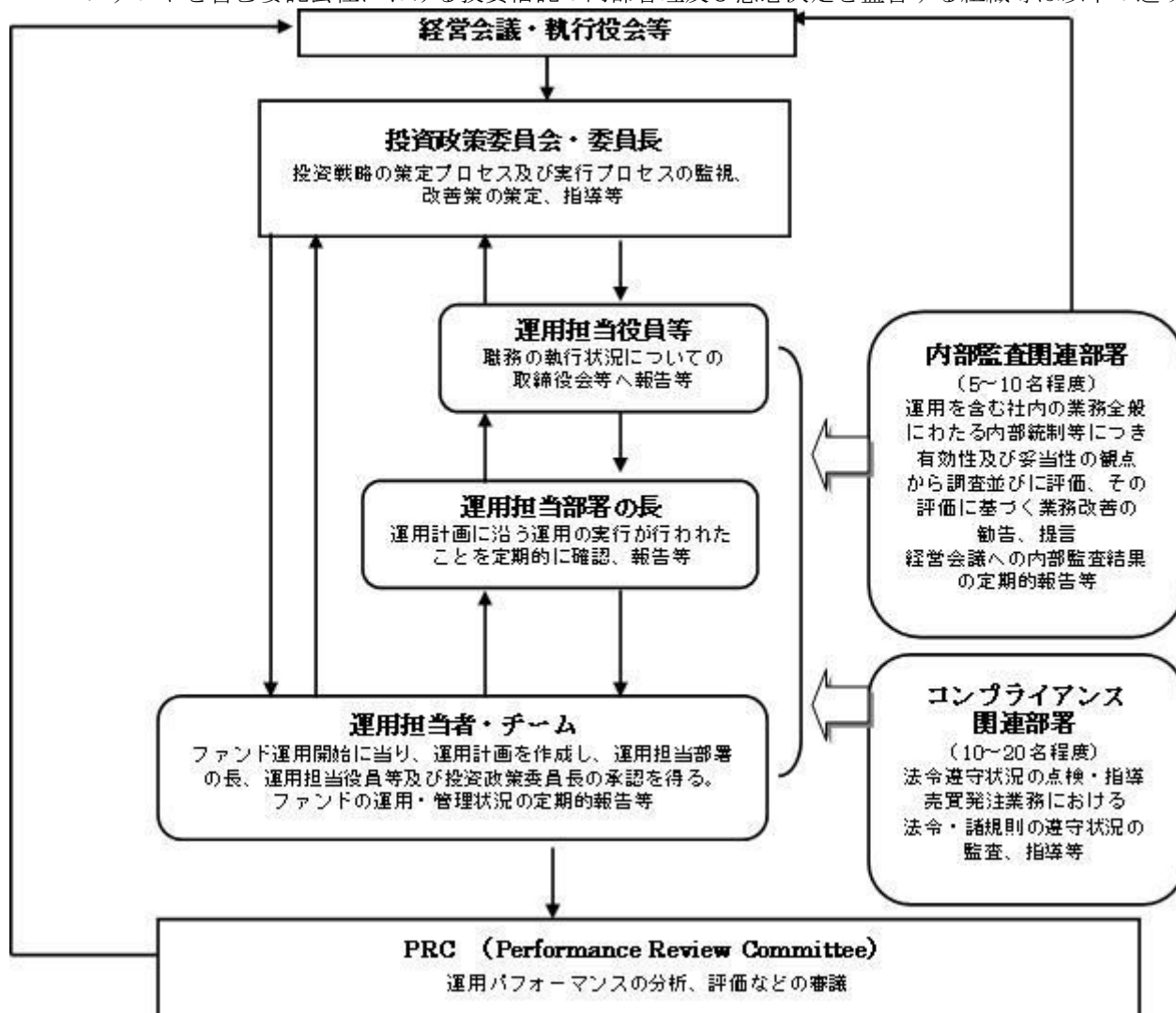
ファンドの運用体制は以下の通りです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

\*委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

#### ◆ファンドの決算日

原則として毎年2月および8月の各17日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

#### (5)【投資制限】

##### ①運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限

- ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・外国為替予約取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

##### ②投資する株式等の範囲(信託約款)

(i)委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ii)上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

##### ③信用取引の指図範囲(信託約款)

(i)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(ii)上記(i)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約



権に限ります。)の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

④先物取引等の運用指図(信託約款)

- (i) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ)。
- (ii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- (iii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑤スワップ取引の運用指図(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。)(これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (iv) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑦公社債の借入れ(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- (ii) 上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (iii) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産

総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(iv) 上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

#### ⑧金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(ii) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(iv) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### ⑨特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### ⑩直物為替先渡取引の運用指図(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(ii) 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(iv) 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### ⑪資金の借入れ(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### ⑫同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(i) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ii) 当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数

### 3 【投資リスク】

#### 《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

#### [株価変動リスク]

◆ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

#### [REITの価格変動リスク]

◆REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

#### [債券価格変動リスク]

◆債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

#### [為替変動リスク]

◆ファンドは、為替変動リスクの低減を図る目的（ヘッジ目的）のほか、効率的に収益を追求する目的（ヘッジ目的外）で為替予約取引等を活用しますので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### 《その他の留意点》

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

◆各マザーファンド（「野村マネー マザーファンド」を除く）が対象とするインデックスの著作権等について

■国内株式マザーファンドについて■

「東証株価指数（TOPIX）」

- ①TOPIX の指数値及び TOPIX の商標は、株式会社東京証券取引所（以下「㈱東京証券取引所」といいます。）の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用など TOPIX に関するすべての権利及び TOPIX の商標に関するすべての権利は㈱東京証券取引所が有します。
- ②㈱東京証券取引所は、TOPIX の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIX の指数値の算出若しくは公表の停止又は TOPIX の商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。
- ③㈱東京証券取引所は、TOPIX の商標の使用もしくは TOPIX の指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ④㈱東京証券取引所は、TOPIX の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また㈱東京証券取引所は、TOPIX の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
- ⑤本ファンドは、TOPIX の指数値に連動した投資成果を目標として運用しますが、本ファンドの基準価額と TOPIX の指数値の動向が乖離することがあります。
- ⑥本ファンドは、㈱東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではありません。
- ⑦㈱東京証券取引所は、本ファンドの購入者又は公衆に対し、本ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。
- ⑧㈱東京証券取引所は、野村アセットマネジメント株式会社又は本ファンドの購入者のニーズを、TOPIX の指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。
- ⑨以上の項目に限らず、㈱東京証券取引所は本ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

■国内債券マザーファンドについて■

「NOMURA-BPI 国債指数」

「NOMURA-BPI 国債指数」は、野村証券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属しております。また、野村証券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

■外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドについて■

■新興国株式マザーファンドについて■

「MSCI-KOKUSAI 指数」

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」

本ファンドは、MSCI Inc.(MSCI )、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI 指数は、MSCI が独占的に所有しています。MSCI 及び MSCI 指数は、MSCI 及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしている MSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI 指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCI により決定、作成、及び計算されています。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮に入れる義務は一切ありません。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI は、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつ MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む。)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめ MSCI に問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなる MSCI のトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前に MSCI の書面による許諾を得ることなく MSCI との関係は一切主張することはできません。

#### ■外国債券マザーファンドについて■

「シティ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)」  
シティ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース) は、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクの知的財産であり、指数の算出、数値の公表、利用など指数に関するすべての権利は、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが有しています。

■新興国債券マザーファンドについて■

■新興国債券（現地通貨建て）マザーファンドについて■

「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス」  
「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド」

本書に含まれる JP モルガンのインデックス商品（インデックスのレベルも含まれますが、これに限られません。）（以下、「本インデックス」といいます。）に関する情報（以下、「当情報」といいます。）は、情報の提供のみを目的として作成したものであり、金融商品の募集・勧誘若しくはその一部を構成し、又は本インデックスが参照する取引又は商品の価値若しくは価格を公式に確認するものではありません。当情報は、いかなる投資戦略の採用を推奨するものでもなく、法令、税務又は会計上の助言を行うものではありません。当情報に含まれる市場価格、データその他の情報は、信頼できると思われるものですが、その完全性及び正確性を保証するものではありません。当情報の内容については、今後予告なく変更されることがあります。当情報に含まれる実績は過去のものであって将来の運用成果を示すものではなく、将来の運用成績は変化します。JP モルガン、その関係会社又はそれらの従業員は、本インデックスの発行体のデータに係る金融商品について自己のポジション（ロング若しくはショート）を有し、取引を行い、又はそのマーケット・メイカーとして行為している可能性があるほか、かかる発行体の引受人、販売代理人、アドバイザー又は貸主となっている可能性があります。

ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー（以下、「JPMSL」又は「インデックス・スポンサー」といいます。）は、本インデックスにおいて参照する証券、金融関連商品又は取引（以下「該当商品」といいます。）を、賛助し、支持し、又はその他の方法で勧誘するものではありません。インデックス・スポンサーは、証券や金融関連商品一般に投資すること若しくは個別の該当商品に投資することの有用性について、又は金融市場における投資機会を追跡記録し、若しくは目的を達成するための本インデックスの有用性について、明示黙示を問わず、何らの表明又は保証をするものではありません。インデックス・スポンサーは、該当商品の管理、マーケティング又は取引に関連して、何らの責任又は義務を負いません。本インデックスは、信頼できると思われる情報に基づいて作成されたものですが、インデックス・スポンサーは、その完全性及び正確性並びに本インデックスに関連して提供されるその他の情報に責任を負うものではありません。

本インデックスは、インデックス・スポンサーに帰属し、インデックス・スポンサーが一切の財産権を保持します。

JPMSL は、全米証券業者協会、ニューヨーク証券取引所及び米国証券投資家保護公社の会員です。「JP モルガン」は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・イー、JPMSL、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド（英国金融監督庁認可、ロンドン証券取引所会員）及びその投資銀行業務関連会社の投資銀行業務についてのマーケティング上の名称です。

当情報に関して追加で必要な情報がありましたらお問い合わせください。当情報に関するご連絡は、[index.research@jpmorgan.com](mailto:index.research@jpmorgan.com) 宛にお願いします。当情報に関する追加の情報については、[www.morganmarkets.com](http://www.morganmarkets.com) もご覧ください。

当情報の著作権は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属します。

■J-REIT インデックスマザーファンドについて■

「東証 REIT 指数」

①東証 REIT 指数の指数値及び東証 REIT 指数の商標は、株式会社東京証券取引所（以下「株東京証券取引所」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証 REIT 指数に関するすべての権利及び東証 REIT 指数の商標に関するすべての権利は株東京証券取引所が有します。

- ②(株)東京証券取引所は、東証 REIT 指数の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証 REIT 指数の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証 REIT 指数の商標の変更若しくは使用の停止を行うことができるものとします。
- ③(株)東京証券取引所は、東証 REIT 指数の商標の使用もしくは東証 REIT 指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ④(株)東京証券取引所は、東証 REIT 指数の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また(株)東京証券取引所は、東証 REIT 指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
- ⑤本ファンドは、東証 REIT 指数の指数値に連動した投資成果を目標として運用しますが、本ファンドの基準価額と東証 REIT 指数の指数値の動向が乖離することがあります。
- ⑥本ファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではありません。
- (株)東京証券取引所は、本ファンドの購入者又は公衆に対し、本ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。
- ⑦(株)東京証券取引所は、野村アセットマネジメント株式会社又は本ファンドの購入者のニーズを、東証 REIT 指数の指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。
- ⑧以上の項目に限らず、(株)東京証券取引所は本ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

#### ■海外 REIT インデックスマザーファンドについて■

##### 「S&P 先進国 REIT 指数」

本ファンドは、スタンダード&プアーズ及びその関連会社（以下、S&P）により、何ら支援、推奨、販売または販促されるものではありません。

S&P は、ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、証券への全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは S&P 先進国 REIT 指数（除く日本）の一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックする能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。

S&P は、被許諾者とは、S&P および S&P 先進国 REIT 指数（除く日本）の特定のトレードマークとトレードネームのライセンス使用を与えているのみの関係であり、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本）は、被許諾者あるいは本ファンドに関係なく S&P により決定、作成、および計算されています。

S&P は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本）の決定、作成、および計算において、被許諾者あるいは本ファンドの所有者の要求を考慮に入れる義務を一切負いません。

S&P は、本ファンドの発行価格および発行数量の決定、あるいは本ファンドの発行または販売のタイミングや本ファンドを換金する際の方程式の決定または計算について、責任を負うものではなく、参加もしていません。

S&P は、本ファンドの管理、マーケティングまたは売買に関連するいかなる義務または責任も負いません。

S&P は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本）またはそこに含まれるデータの正確性および／または完全性について保証するものではなく、それに関連する過誤、省略または中断に対して責任を負うことはありません。

S&P は、被許諾者、ファンドの所有者またはその他のいかなる個人・法人が S&P 先進国 REIT 指数（除く日本）またはそこに含まれるデータを使用することによって得られる結果について、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の保証を行いません。

S&P は、明示的あるいは黙示的保証を行なうものではなく、かつ、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本）またはそこに含まれるデータに関連して、特定の目的あるいは使用のための市場性または適切性について何ら保証を行なうものではないことを明記します。

前記事項を制限することなく、S&P は、たとえ特別の損害、懲罰的損害、間接的損害あるいは結果的損害（逸失利益を含む）につき、その可能性について通知を受けていたとしても、かかる損害について責任を負いません。

#### 《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

##### リスク管理関連の委員会

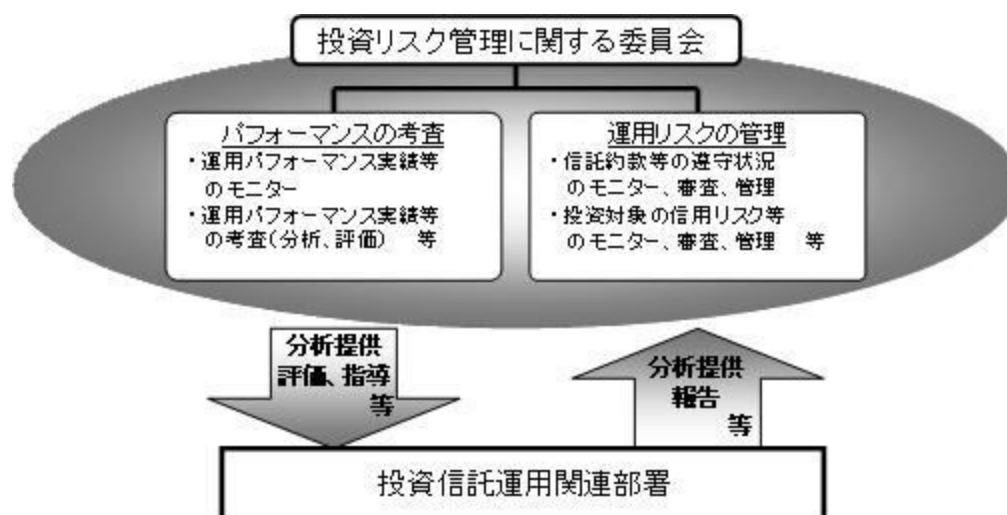
###### ◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

###### ◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

##### リスク管理体制図



※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.16%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜2.0%）以内\*で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

##### (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年 1.458%（税抜年 1.35%）



の率を乗じた額とし、信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬の配分については次の通り(税抜)とします。

<信託財産の純資産総額>	<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
300億円以下の部分	年0.65%	年0.65%	年0.05%
300億円超500億円以下の部分	年0.66%	年0.65%	年0.04%
500億円超の部分	年0.67%	年0.65%	年0.03%

#### (4) 【その他の手数料等】

- ①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
- ②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等および信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用(債権回収に要する弁護士費用等を含む。)等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ③ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。
- ④ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。

※これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

#### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

##### ■個人、法人別の課税について■

##### ◆個人の投資家に対する課税

##### <収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

##### <換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税>

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

##### [譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金(解約)時および償還時の差損(譲渡損失)については、確定申告等により上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との通算が可能です。

※公募株式投資信託は税法上、平成26年1月1日以降の少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などが

ら生じる配当所得及び譲渡所得が 5 年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満 20 歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税 15.315%)の税率で源泉徴収\*が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金(解約)時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益\*については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

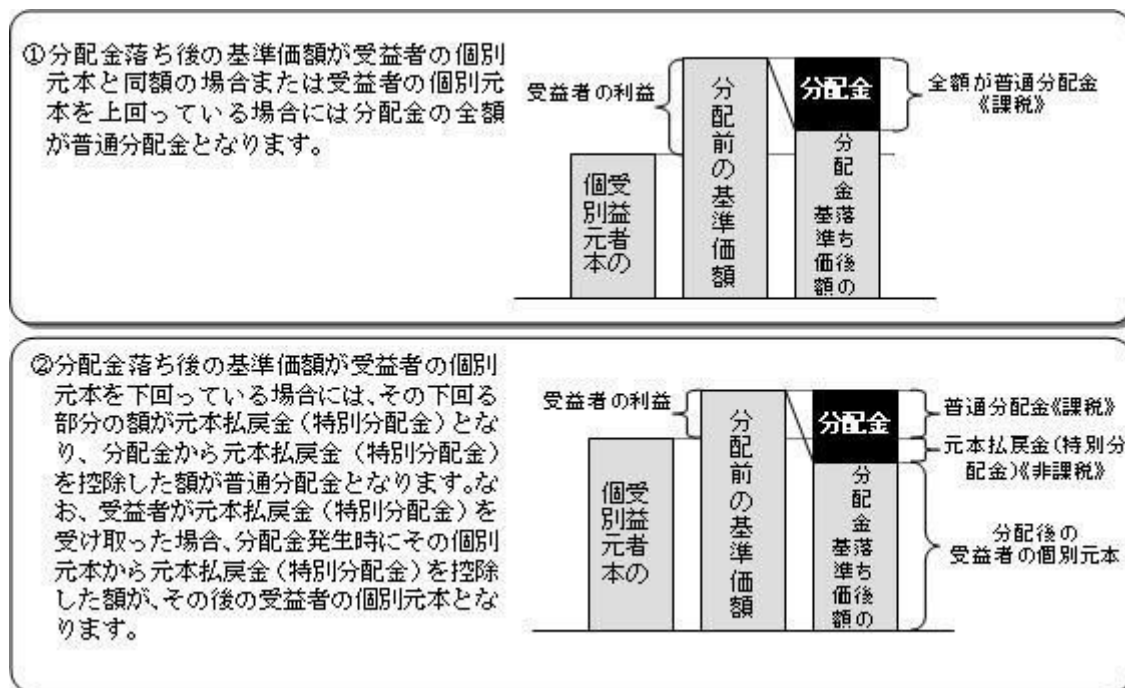
■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

\*税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

## 5【運用状況】

以下は平成26年9月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (1)【投資状況】

#### ネクストコア

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,378,672,070	70.06
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	588,950,844	29.93
合計 (純資産総額)		1,967,622,914	100.00

#### (参考) 国内株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	197,545,177,860	97.98
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	4,067,655,482	2.01
合計 (純資産総額)		201,612,833,342	100.00

#### その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	3,263,190,000	1.61

#### (参考) 国内債券マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	6,578,463,500	99.52
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	31,495,571	0.47
合計 (純資産総額)		6,609,959,071	100.00

#### (参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	171,857,754,533	58.89
	カナダ	13,180,763,012	4.51
	ドイツ	10,755,528,284	3.68
	イタリア	3,061,510,911	1.04
	フランス	11,562,169,901	3.96
	オランダ	3,394,388,091	1.16

	スペイン	4,415,054,544	1.51
	ベルギー	1,534,483,783	0.52
	オーストリア	264,623,034	0.09
	ルクセンブルグ	73,474,172	0.02
	フィンランド	1,083,143,924	0.37
	アイルランド	380,264,250	0.13
	ポルトガル	227,207,512	0.07
	イギリス	25,927,012,869	8.88
	スイス	11,278,573,967	3.86
	スウェーデン	3,708,283,496	1.27
	ノルウェー	1,040,044,594	0.35
	デンマーク	1,939,881,321	0.66
	オーストラリア	8,427,702,637	2.88
	ニュージーランド	157,160,116	0.05
	香港	3,489,422,480	1.19
	シンガポール	1,723,474,962	0.59
	イスラエル	678,555,751	0.23
	小計	280,160,478,144	96.00
投資信託受益証券	アメリカ	34,412,721	0.01
投資証券	アメリカ	4,496,550,231	1.54
	カナダ	53,368,564	0.01
	フランス	367,525,843	0.12
	オランダ	32,698,330	0.01
	イギリス	381,385,605	0.13
	オーストラリア	703,683,888	0.24
	香港	123,234,000	0.04
	シンガポール	99,710,920	0.03
	小計	6,258,157,381	2.14
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	5,357,428,375	1.83
合計（純資産総額）		291,810,476,621	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	3,427,432,221	1.17
	買建	カナダ	253,178,494	0.08
	買建	ドイツ	723,779,330	0.24
	買建	イギリス	505,878,254	0.17
	買建	スイス	222,117,318	0.07

（参考）外国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	136,345,139,284	38.35
	カナダ	8,052,335,398	2.26
	メキシコ	3,862,306,186	1.08
	ドイツ	22,677,340,739	6.37
	イタリア	38,214,105,645	10.74
	フランス	36,448,219,453	10.25
	オランダ	9,389,093,285	2.64
	スペイン	22,163,805,453	6.23
	ベルギー	10,527,173,970	2.96
	オーストリア	5,832,338,694	1.64
	フィンランド	2,207,424,055	0.62
	アイルランド	4,206,434,791	1.18
	イギリス	30,272,896,308	8.51
	スイス	899,329,585	0.25
	スウェーデン	1,761,936,926	0.49
	ノルウェー	1,058,046,858	0.29
	デンマーク	2,916,811,720	0.82
	ポーランド	2,399,565,339	0.67
	オーストラリア	5,885,826,631	1.65
	シンガポール	1,297,341,945	0.36
マレーシア	1,928,227,457	0.54	
南アフリカ	1,746,221,986	0.49	
	小計	350,091,921,708	98.47
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	5,432,840,195	1.52
合計（純資産総額）		355,524,761,903	100.00

（参考）新興国株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	763,862,064	6.26
	メキシコ	620,442,745	5.08
	ブラジル	1,233,274,227	10.10
	チリ	88,638,767	0.72
	コロンビア	76,282,446	0.62
	ギリシャ	76,858,206	0.62
	トルコ	178,407,562	1.46
	チェコ	27,744,247	0.22
	ハンガリー	24,466,851	0.20
	ポーランド	205,065,028	1.68
	香港	2,307,358,268	18.90

	マレーシア	466,872,998	3.82
	タイ	281,712,384	2.30
	フィリピン	146,122,810	1.19
	インドネシア	316,599,329	2.59
	韓国	1,793,093,301	14.69
	台湾	1,416,097,223	11.60
	インド	830,583,492	6.80
	カタール	76,428,405	0.62
	エジプト	28,926,918	0.23
	南アフリカ	852,155,645	6.98
	アラブ首長国連邦	61,919,935	0.50
	小計	11,872,912,851	97.30
投資証券	メキシコ	22,084,256	0.18
	トルコ	5,765,807	0.04
	南アフリカ	24,370,659	0.19
	小計	52,220,722	0.42
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	276,890,858	2.26
合計（純資産総額）		12,202,024,431	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	268,581,544	2.20

（参考）新興国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	5,727,622,231	97.27
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	160,321,442	2.72
合計（純資産総額）		5,887,943,673	100.00

（参考）新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	メキシコ	206,253,232	9.51
	ブラジル	196,956,918	9.08
	コロンビア	160,543,668	7.40
	ペルー	36,145,863	1.66
	トルコ	201,606,268	9.29
	ハンガリー	100,406,553	4.63
	ポーランド	212,228,392	9.78
	ロシア	160,261,440	7.39

	ルーマニア	47,935,558	2.21
	マレーシア	211,547,074	9.75
	タイ	145,556,082	6.71
	フィリピン	12,727,125	0.58
	インドネシア	158,974,640	7.33
	南アフリカ	202,390,832	9.33
	ナイジェリア	45,236,946	2.08
	小計	2,098,770,591	96.78
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	69,822,974	3.21
合計（純資産総額）		2,168,593,565	100.00

（参考） J-REITインデックス マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	14,407,772,900	97.68
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	341,246,338	2.31
合計（純資産総額）		14,749,019,238	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
REIT 指数先物取引	買建	日本	330,738,000	2.24

（参考） 海外REITインデックス マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アメリカ	11,311,410,181	68.29
	カナダ	429,965,812	2.59
	ドイツ	24,850,939	0.15
	イタリア	14,460,121	0.08
	フランス	797,048,225	4.81
	オランダ	186,288,161	1.12
	スペイン	47,103,837	0.28
	ベルギー	88,833,487	0.53
	アイルランド	35,375,948	0.21
	イギリス	1,125,069,138	6.79
	オーストラリア	1,447,878,141	8.74
	ニュージーランド	54,902,777	0.33
	香港	322,452,900	1.94

	シンガポール	602,911,019	3.64
	イスラエル	8,328,102	0.05
	小計	16,496,878,788	99.60
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	65,936,759	0.39
合計（純資産総額）		16,562,815,547	100.00

(参考) 野村マネー マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	3,574,158,928	36.01
特殊債券	日本	2,410,832,441	24.29
社債券	日本	200,021,546	2.01
コマーシャルペーパー	日本	799,702,722	8.05
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	2,939,340,698	29.61
合計（純資産総額）		9,924,056,335	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

ネクストコア

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド	428,587,864	2.1085	903,682,953	2.1880	937,750,246	47.65
2	日本	親投資信託受益証券	新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	109,873,735	1.3399	147,219,818	1.3580	149,208,532	7.58
3	日本	親投資信託受益証券	海外REITインデックス マザーファンド	57,581,951	1.7185	98,956,664	1.7391	100,140,770	5.08
4	日本	親投資信託受益証券	外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	48,723,477	1.8416	89,729,156	1.9517	95,093,610	4.83
5	日本	親投資信託受益証券	新興国債券マザーファンド	44,191,896	1.5058	66,544,157	1.5752	69,611,074	3.53
6	日本	親投資信託受益証券	J-REITインデックス マザーファンド	15,850,297	1.6564	26,254,946	1.6951	26,867,838	1.36

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	70.06
合計	70.06

(参考) 国内株式マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	1,436,400	5,551.68	7,974,433,152	6,463.00	9,283,453,200	4.60
2	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	7,786,200	566.14	4,408,079,268	620.20	4,829,001,240	2.39



3	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	504,600	7,207.80	3,637,055,880	7,689.00	3,879,869,400	1.92
4	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	936,900	3,330.61	3,120,448,509	3,800.00	3,560,220,000	1.76
5	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	777,100	4,133.27	3,211,964,117	4,471.00	3,474,414,100	1.72
6	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	403,700	5,780.48	2,333,579,776	6,821.00	2,753,637,700	1.36
7	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	13,362,200	199.23	2,662,151,106	195.90	2,617,654,980	1.29
8	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	646,500	3,414.23	2,207,299,695	3,567.00	2,306,065,500	1.14
9	日本	株式	ファナック	電気機器	116,100	17,143.96	1,990,413,756	19,810.00	2,299,941,000	1.14
10	日本	株式	キヤノン	電気機器	603,600	3,286.85	1,983,942,660	3,570.50	2,155,153,800	1.06
11	日本	株式	KDDI	情報・通信業	318,900	5,720.59	1,824,296,151	6,593.00	2,102,507,700	1.04
12	日本	株式	日立製作所	電気機器	2,506,000	734.75	1,841,283,500	837.50	2,098,775,000	1.04
13	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	1,241,900	1,206.70	1,498,600,730	1,633.00	2,028,022,700	1.00
14	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	408,500	4,569.98	1,866,836,830	4,768.00	1,947,728,000	0.96
15	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	429,800	3,999.81	1,719,118,338	4,254.00	1,828,369,200	0.90
16	日本	株式	三井不動産	不動産業	539,000	3,186.11	1,717,313,290	3,359.50	1,810,770,500	0.89
17	日本	株式	三菱地所	不動産業	719,000	2,388.62	1,717,417,780	2,468.50	1,774,851,500	0.88
18	日本	株式	三菱商事	卸売業	787,500	1,975.30	1,555,548,750	2,246.00	1,768,725,000	0.87
19	日本	株式	三井物産	卸売業	929,200	1,538.29	1,429,379,068	1,729.50	1,607,051,400	0.79
20	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	190,800	7,608.32	1,451,667,456	8,220.00	1,568,376,000	0.77
21	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	1,461,400	878.58	1,283,956,812	1,069.00	1,562,236,600	0.77
22	日本	株式	パナソニック	電気機器	1,189,500	1,068.26	1,270,695,270	1,304.50	1,551,702,750	0.76
23	日本	株式	NTTドコモ	情報・通信業	846,600	1,651.10	1,397,821,260	1,830.50	1,549,701,300	0.76
24	日本	株式	三菱電機	電気機器	1,041,000	1,191.52	1,240,372,320	1,460.50	1,520,380,500	0.75
25	日本	株式	信越化学工業	化学	195,600	5,929.12	1,159,735,872	7,168.00	1,402,060,800	0.69
26	日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	93,200	12,575.15	1,172,003,980	14,815.00	1,380,758,000	0.68
27	日本	株式	野村ホールディングス	証券・商品先物取引業	2,100,600	605.49	1,271,892,294	653.80	1,373,372,280	0.68
28	日本	株式	村田製作所	電気機器	109,200	8,739.59	954,363,228	12,470.00	1,361,724,000	0.67
29	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	398,000	3,001.17	1,194,465,660	3,402.50	1,354,195,000	0.67
30	日本	株式	新日鐵住金	鉄鋼	4,608,000	274.51	1,264,942,080	284.60	1,311,436,800	0.65

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.06
		鉱業	0.49
		建設業	2.70
		食料品	3.91
		繊維製品	0.67
		パルプ・紙	0.23
		化学	5.61
		医薬品	4.53

	石油・石炭製品	0.54
	ゴム製品	0.83
	ガラス・土石製品	0.97
	鉄鋼	1.51
	非鉄金属	0.99
	金属製品	0.62
	機械	5.39
	電気機器	12.96
	輸送用機器	11.66
	精密機器	1.39
	その他製品	1.39
	電気・ガス業	2.01
	陸運業	3.81
	海運業	0.30
	空運業	0.52
	倉庫・運輸関連業	0.21
	情報・通信業	6.94
	卸売業	4.44
	小売業	4.01
	銀行業	8.78
	証券、商品先物取引業	1.41
	保険業	2.16
	その他金融業	1.21
	不動産業	3.06
	サービス業	2.47
合 計		97.98

(参考) 国内債券マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第289回	100,000,000	104.96	104,969,000	104.52	104,522,000	1.5	2017/12/20	1.58
2	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第284回	75,000,000	104.19	78,145,500	103.58	77,688,000	1.7	2016/12/20	1.17
3	日本	国債証券	国庫債券 利付(20年)第40回	70,000,000	108.82	76,179,600	108.62	76,039,600	2.3	2018/9/20	1.15
4	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第312回	70,000,000	105.89	74,126,500	106.04	74,229,400	1.2	2020/12/20	1.12
5	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第305回	70,000,000	106.03	74,224,500	105.84	74,089,400	1.3	2019/12/20	1.12
6	日本	国債証券	国庫債券 利付	70,000,000	102.61	71,827,700	103.44	72,412,900	0.8	2022/9/20	1.09

			(10年)第3 25回								
7	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 29回	70,000,000	102.25	71,578,500	103.28	72,296,700	0.8	2023/6/20	1.09
8	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 28回	70,000,000	100.63	70,443,800	101.67	71,174,600	0.6	2023/3/20	1.07
9	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第2 85回	68,000,000	104.56	71,100,800	103.98	70,707,760	1.7	2017/3/20	1.06
10	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第10 2回	70,000,000	100.54	70,381,500	100.48	70,340,200	0.3	2016/12/20	1.06
11	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第2 96回	65,000,000	105.81	68,780,400	105.46	68,554,850	1.5	2018/9/20	1.03
12	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第2 88回	65,000,000	105.32	68,463,850	104.77	68,106,350	1.7	2017/9/20	1.03
13	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年)第4 9回	60,000,000	112.17	67,302,400	111.99	67,194,000	2.1	2021/3/22	1.01
14	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 13回	60,000,000	106.60	63,962,400	106.81	64,088,400	1.3	2021/3/20	0.96
15	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第99 回	60,000,000	100.73	60,443,400	100.63	60,382,800	0.4	2016/9/20	0.91
16	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第11 5回	60,000,000	100.19	60,116,400	100.31	60,189,000	0.2	2018/9/20	0.91
17	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第11 6回	60,000,000	100.13	60,082,200	100.29	60,175,800	0.2	2018/12/20	0.91
18	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 20回	50,000,000	104.38	52,194,000	105.05	52,527,500	1	2021/12/20	0.79
19	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第2 87回	50,000,000	105.56	52,782,500	104.91	52,458,000	1.9	2017/6/20	0.79
20	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第2 90回	50,000,000	104.86	52,432,000	104.48	52,243,000	1.4	2018/3/20	0.79
21	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 24回	50,000,000	102.69	51,347,500	103.49	51,748,500	0.8	2022/6/20	0.78
22	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 30回	50,000,000	102.34	51,172,600	103.19	51,597,000	0.8	2023/9/20	0.78
23	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 32回	50,000,000	100.13	50,068,000	101.28	50,641,000	0.6	2023/12/20	0.76
24	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第95 回	50,000,000	100.96	50,484,500	100.77	50,387,000	0.6	2016/3/20	0.76
25	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第11 3回	50,000,000	100.63	50,315,500	100.70	50,351,000	0.3	2018/6/20	0.76
26	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第94 回	50,000,000	100.84	50,420,000	100.65	50,325,000	0.6	2015/12/20	0.76
27	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第10 0回	50,000,000	100.50	50,252,000	100.44	50,220,500	0.3	2016/9/20	0.75

28	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第10 5回	50,000,000	100.29	50,146,500	100.31	50,155,500	0.2	2017/6/20	0.75
29	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第10 4回	50,000,000	100.29	50,149,000	100.29	50,147,000	0.2	2017/3/20	0.75
30	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第11 8回	50,000,000	100.16	50,083,500	100.21	50,105,000	0.2	2019/6/20	0.75

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	99.52
合 計	99.52

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピ ュータ・周 辺機器	525,100	8,423.27	4,423,060,127	10,957.03	5,753,541,441	1.97
2	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガ ス・消耗 燃料	374,000	10,697.64	4,000,918,482	10,335.36	3,865,425,949	1.32
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウ ェア	683,400	4,414.11	3,016,608,583	5,082.85	3,473,625,157	1.19
4	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	246,400	10,674.65	2,630,235,854	11,660.80	2,873,221,859	0.98
5	アメリカ	株式	WELLS FARGO CO	商業銀行	435,700	5,398.07	2,351,940,842	5,657.47	2,464,959,897	0.84
6	アメリカ	株式	GENERAL ELEC CO	コングロ マリット	873,300	2,832.56	2,473,679,888	2,782.21	2,429,711,853	0.83
7	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品	280,800	7,640.64	2,145,493,959	8,008.87	2,248,891,258	0.77
8	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガ ス・消耗 燃料	165,800	12,989.52	2,153,663,411	13,194.19	2,187,597,946	0.74
9	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	235,600	8,730.82	2,056,982,724	9,241.95	2,177,405,305	0.74
10	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	商業銀行	329,600	6,563.71	2,163,400,959	6,603.11	2,176,387,858	0.74
11	スイス	株式	NOVARTIS-REG	医薬品	200,300	8,350.62	1,672,631,169	10,252.73	2,053,623,221	0.70
12	スイス	株式	ROCHE HOLDINGS (GENUSSCHEINE)	医薬品	61,180	30,570.64	1,870,312,177	32,300.14	1,976,123,116	0.67
13	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS	各種電気 通信サー ビス	360,600	5,192.30	1,872,346,264	5,445.13	1,963,516,582	0.67
14	イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	商業銀行	1,661,000	1,086.68	1,804,976,366	1,128.64	1,874,685,989	0.64
15	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品	554,800	3,484.88	1,933,415,862	3,258.32	1,807,719,542	0.61
16	アメリカ	株式	AT & T INC	各種電気 通信サー ビス	452,000	3,838.41	1,734,961,998	3,855.92	1,742,877,422	0.59
17	アメリカ	株式	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	情報技術 サービス	83,740	20,838.18	1,744,989,654	20,756.09	1,738,115,647	0.59
18	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	商業銀行	915,800	1,855.17	1,698,971,554	1,861.74	1,704,985,613	0.58
19	アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・ 半導体製 造装置	433,500	2,813.95	1,219,851,444	3,819.80	1,655,885,468	0.56
20	アメリカ	株式	MERCK & CO INC	医薬品	254,500	6,131.38	1,560,438,500	6,502.42	1,654,867,035	0.56
21	アメリカ	株式	COCA COLA CO	飲料	344,500	4,266.36	1,469,761,364	4,624.26	1,593,058,431	0.54
22	アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL A	インター	24,530	61,458.36	1,507,573,669	64,335.80	1,578,157,284	0.54

				ネットソフトウェア・サービス						
23	アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL C	インターネットソフトウェア・サービス	24,960	61,247.12	1,528,728,253	63,082.60	1,574,541,746	0.53
24	アメリカ	株式	GILEAD SCIENCES INC	バイオテクノロジー	133,700	7,544.38	1,008,684,742	11,766.96	1,573,243,822	0.53
25	アメリカ	株式	CITIGROUP	商業銀行	264,500	5,172.60	1,368,154,551	5,696.87	1,506,822,776	0.51
26	アメリカ	株式	FACEBOOK INC-A	インターネットソフトウェア・サービス	173,600	6,670.48	1,157,996,651	8,646.55	1,501,041,080	0.51
27	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	各種金融サービス	97,780	13,533.49	1,323,304,897	15,140.21	1,480,410,565	0.50
28	イギリス	株式	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	石油・ガス・消耗燃料	342,100	3,906.65	1,336,466,504	4,194.66	1,434,994,554	0.49
29	アメリカ	株式	DISNEY (WALT) CO	メディア	143,300	8,658.58	1,240,775,876	9,722.44	1,393,226,154	0.47
30	アメリカ	株式	PEPSICO INC	飲料	132,000	9,093.10	1,200,289,992	10,195.26	1,345,775,310	0.46

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	エネルギー設備・サービス	1.36
		石油・ガス・消耗燃料	8.60
		化学	2.82
		建設資材	0.28
		容器・包装	0.20
		金属・鉱業	1.90
		紙製品・林産品	0.10
		航空宇宙・防衛	2.03
		建設関連製品	0.19
		建設・土木	0.34
		電気設備	0.76
		コングロマリット	1.90
		機械	1.42
		商社・流通業	0.29
		商業サービス・用品	0.40
		航空貨物・物流サービス	0.57
		旅客航空輸送業	0.14
		海運業	0.10
		陸運・鉄道	1.04
		運送インフラ	0.15
自動車部品	0.54		
自動車	1.06		

家庭用耐久財	0.27
レジャー用品	0.08
繊維・アパレル・贅沢品	1.13
ホテル・レストラン・レジャー	1.58
メディア	2.93
販売	0.08
インターネット販売・カタログ販売	0.80
複合小売り	0.53
専門小売り	1.60
食品・生活必需品小売り	2.00
飲料	2.18
食品	2.48
タバコ	1.35
家庭用品	1.49
パーソナル用品	0.24
ヘルスケア機器・用品	1.46
ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.55
バイオテクノロジー	1.89
医薬品	7.34
商業銀行	9.69
各種金融サービス	1.21
保険	4.14
不動産管理・開発	0.58
インターネットソフトウェア・サービス	2.16
情報技術サービス	2.10
ソフトウェア	2.66
通信機器	1.11
コンピュータ・周辺機器	2.75
電子装置・機器・部品	0.33
半導体・半導体製造装置	1.70
各種電気通信サービス	2.73
無線通信サービス	0.45
電力	1.58
ガス	0.15
総合公益事業	1.31
水道	0.08
貯蓄・抵当・不動産金融	0.06
消費者金融	0.57
資本市場	2.13
各種消費者サービス	0.02

		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.11
		ヘルスケア・テクノロジー	0.06
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.39
		専門サービス	0.45
投資信託受益証券	—	—	0.01
投資証券	—	—	2.14
合 計			98.16

(参考) 外国債券マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	18,000,000	11,726.84	2,110,832,926	11,635.04	2,094,308,500	3.125	2019/5/15	0.58
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	19,000,000	10,919.35	2,074,676,635	10,918.49	2,074,513,538	1.625	2019/3/31	0.58
3	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	11,700,000	17,005.13	1,989,600,210	17,703.14	2,071,268,269	4.25	2023/10/25	0.58
4	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	13,000,000	14,672.04	1,907,365,564	14,598.70	1,897,832,138	3.25	2016/4/25	0.53
5	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	13,000,000	14,476.98	1,882,007,902	14,429.70	1,875,861,516	3.15	2016/1/31	0.52
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	15,500,000	12,025.86	1,864,008,751	11,946.29	1,851,675,828	3.625	2020/2/15	0.52
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	11,500,000	15,314.39	1,761,154,894	15,169.08	1,744,444,883	8	2021/11/15	0.49
8	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	8,200,000	19,507.94	1,599,651,861	20,525.68	1,683,105,788	5.5	2029/4/25	0.47
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	14,000,000	12,031.63	1,684,428,605	11,910.38	1,667,453,610	3.75	2018/11/15	0.46
10	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	8,000,000	20,308.60	1,624,688,734	20,673.57	1,653,886,152	6.25	2024/1/4	0.46
11	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	9,800,000	15,977.57	1,565,802,300	16,787.99	1,645,223,441	3.5	2026/4/25	0.46
12	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	8,000,000	19,618.25	1,569,460,138	20,340.28	1,627,223,113	6	2025/10/25	0.45
13	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	11,000,000	14,770.21	1,624,723,452	14,733.96	1,620,736,494	3.75	2016/8/1	0.45
14	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	10,200,000	15,392.69	1,570,054,499	15,365.96	1,567,328,481	4.75	2017/5/1	0.44
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	13,000,000	11,996.29	1,559,518,847	11,901.83	1,547,238,108	3.625	2019/8/15	0.43
16	イギリス	国債証券	UK TSY 3 1/4% 2044	8,400,000	17,347.15	1,457,161,041	18,397.86	1,545,420,860	3.25	2044/1/22	0.43
17	イギリス	国債証券	UK TREASURY	6,800,000	21,355.46	1,452,171,348	22,722.28	1,545,115,149	4.5	2042/12/7	0.43
18	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	7,000,000	20,980.47	1,468,633,572	21,795.64	1,525,695,255	9	2023/11/1	0.42
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	13,000,000	11,645.30	1,513,890,061	11,610.25	1,509,332,530	3.125	2021/5/15	0.42
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	13,000,000	11,535.82	1,499,657,331	11,454.19	1,489,045,820	3	2016/8/31	0.41
21	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	9,200,000	16,119.12	1,482,959,402	16,102.67	1,481,445,719	4.25	2018/7/4	0.41

22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	13,000,000	11,333.63	1,473,372,274	11,299.00	1,468,870,234	2.625	2020/11/15	0.41
23	イギリス	国債証券	UNITED KINGDOM (GOVERNMENT)	6,400,000	21,257.70	1,360,493,056	22,940.90	1,468,217,715	4.25	2055/12/7	0.41
24	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	7,500,000	18,677.07	1,400,780,440	19,482.07	1,461,155,422	6.5	2027/11/1	0.41
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	13,000,000	11,108.74	1,444,137,117	11,067.70	1,438,801,429	1.25	2015/9/30	0.40
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	12,000,000	12,006.08	1,440,729,624	11,950.57	1,434,068,625	3.625	2021/2/15	0.40
27	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	8,800,000	15,965.37	1,404,953,345	16,251.95	1,430,172,137	3.5	2020/4/25	0.40
28	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	7,100,000	18,331.53	1,301,538,939	20,081.99	1,425,821,340	4.5	2041/4/25	0.40
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	12,000,000	11,877.88	1,425,346,730	11,792.80	1,415,137,146	3.375	2019/11/15	0.39
30	イギリス	国債証券	UK TREASURY	7,800,000	18,124.68	1,413,725,121	18,079.71	1,410,217,600	2	2016/1/22	0.39

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	98.47
合計	98.47

(参考) 新興国株式マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	3,045	137,533.12	418,788,367	124,041.00	377,704,845	3.09
2	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	679,000	433.23	294,166,499	432.59	293,732,005	2.40
3	香港	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	インターネットソフトウェア・サービス	141,500	1,405.42	198,867,803	1,629.96	230,639,340	1.89
4	香港	株式	CHINA MOBILE LTD	無線通信サービス	168,000	1,080.86	181,584,962	1,304.95	219,232,440	1.79
5	香港	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	商業銀行	1,996,000	75.66	151,035,170	77.83	155,352,672	1.27
6	香港	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	商業銀行	2,043,000	66.65	136,173,441	69.23	141,438,933	1.15
7	南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	メディア	10,970	10,513.81	115,336,509	12,151.19	133,298,566	1.09
8	メキシコ	株式	AMERICA MOVIL SAB DE C-SER L	無線通信サービス	941,700	108.00	101,704,682	136.33	128,386,481	1.05
9	アメリカ	株式	GAZPROM OAO-SPON ADR REG S	石油・ガス・消耗燃料	164,100	851.01	139,651,948	760.45	124,791,256	1.02
10	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	電子装置・機器・部品	347,007	295.22	102,445,576	350.38	121,585,701	0.99
11	ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA	商業銀行	76,553	1,518.52	116,247,758	1,568.23	120,053,002	0.98
12	香港	株式	BANK OF CHINA LTD-H	商業銀行	2,205,000	48.36	106,642,486	49.77	109,749,465	0.89
13	南アフリカ	株式	MTN GROUP LTD	無線通信	46,780	2,166.56	101,352,089	2,320.68	108,561,878	0.88



	カ			サービス						
14	ブラジル	株式	PETROBRAS-PETROLEO BRAS-PR	石油・ガス・消耗燃料	116,600	807.73	94,181,992	831.97	97,008,635	0.79
15	ブラジル	株式	AMBEV SA	飲料	130,756	735.21	96,133,401	722.83	94,515,249	0.77
16	ブラジル	株式	BANCO BRADESCO SA - PREF	商業銀行	58,412	1,550.04	90,541,115	1,596.41	93,249,717	0.76
17	香港	株式	CNOOC LTD	石油・ガス・消耗燃料	486,000	183.93	89,391,391	191.19	92,921,256	0.76
18	南アフリカ	株式	SASOL LTD	石油・ガス・消耗燃料	15,380	5,813.91	89,418,077	5,948.24	91,484,068	0.74
19	インド	株式	INFOSYS LTD	情報技術サービス	12,800	5,710.71	73,097,128	6,748.29	86,378,112	0.70
20	香港	株式	PETROCHINA CO LTD-H	石油・ガス・消耗燃料	588,000	129.15	75,940,418	142.41	83,737,080	0.68
21	韓国	株式	HYUNDAI MOTOR CO LTD	自動車	4,190	23,996.87	100,546,911	19,670.10	82,417,719	0.67
22	アメリカ	株式	LUKOIL-SPON ADR	石油・ガス・消耗燃料	14,220	6,079.49	86,450,480	5,593.98	79,546,531	0.65
23	インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	貯蓄・抵当・不動産金融	41,360	1,633.92	67,579,087	1,856.06	76,767,055	0.62
24	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	15,550	4,364.32	67,865,230	4,894.17	76,104,344	0.62
25	アメリカ	株式	SBERBANK OF RUSSIA	商業銀行	318,000	244.63	77,795,408	212.81	67,675,385	0.55
26	香港	株式	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	石油・ガス・消耗燃料	696,900	96.86	67,503,450	96.72	67,408,349	0.55
27	韓国	株式	NAVER CORP	インターネットソフトウェア・サービス	780	73,463.52	57,301,551	86,154.00	67,200,120	0.55
28	ブラジル	株式	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	石油・ガス・消耗燃料	81,200	762.64	61,926,671	793.95	64,469,349	0.52
29	インド	株式	TATA CONSULTANCY SVS LTD	情報技術サービス	12,880	3,971.29	51,150,239	4,982.31	64,172,153	0.52
30	香港	株式	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	保険	204,000	285.52	58,248,039	308.08	62,849,340	0.51

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	エネルギー設備・サービス	0.25
		石油・ガス・消耗燃料	9.78
		化学	1.99
		建設資材	1.48
		容器・包装	0.09
		金属・鉱業	4.10
		紙製品・林産品	0.28
		航空宇宙・防衛	0.22
		建設関連製品	0.10
		建設・土木	1.06

	電気設備	0.29
	コングロマリット	1.98
	機械	0.71
	商社・流通業	0.35
	商業サービス・用品	0.11
	航空貨物・物流サービス	0.10
	旅客航空輸送業	0.22
	海運業	0.16
	陸運・鉄道	0.11
	運送インフラ	0.91
	自動車部品	0.70
	自動車	2.64
	家庭用耐久財	0.64
	レジャー用品	0.08
	繊維・アパレル・贅沢品	0.30
	ホテル・レストラン・レジャー	0.66
	メディア	1.78
	販売	0.07
	インターネット販売・カタログ販売	0.03
	複合小売り	0.87
	専門小売り	0.57
	食品・生活必需品小売り	2.03
	飲料	1.70
	食品	2.43
	タバコ	0.78
	家庭用品	0.54
	パーソナル用品	0.64
	ヘルスケア機器・用品	0.04
	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	0.62
	医薬品	1.34
	商業銀行	18.28
	各種金融サービス	1.74
	保険	3.39
	不動産管理・開発	1.73
	インターネットソフトウェア・サービス	2.44
	情報技術サービス	2.03
	ソフトウェア	0.11
	通信機器	0.02
	コンピュータ・周辺機器	4.84
	電子装置・機器・部品	2.40

		半導体・半導体製造装置	4.50
		各種電気通信サービス	1.88
		無線通信サービス	5.67
		電力	1.54
		ガス	0.60
		総合公益事業	0.12
		水道	0.28
		貯蓄・抵当・不動産金融	0.65
		消費者金融	0.17
		資本市場	0.74
		各種消費者サービス	0.27
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.84
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.02
投資証券	—	—	0.42
合計			97.73

(参考) 新興国債券マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	アメリカ	国債証券	RUSSIA	2,123,500	12,471.28	264,827,636	12,296.70	261,120,584	7.5	2030/3/31	4.43
2	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF VENEZUELA	1,200,000	10,288.30	123,459,600	8,889.52	106,674,348	11.95	2031/8/5	1.81
3	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	800,000	10,917.63	87,341,100	10,917.63	87,341,100	4.75	2044/3/8	1.48
4	アメリカ	国債証券	PHILIPPINES GLOBAL	500,000	17,366.97	86,834,894	17,238.37	86,191,875	10.625	2025/3/16	1.46
5	アメリカ	国債証券	PHILIPPINES GLOBAL	500,000	17,443.59	87,217,969	17,060.51	85,302,594	9.5	2030/2/2	1.44
6	アメリカ	国債証券	RUSSIA	420,000	18,031.88	75,733,928	18,065.26	75,874,133	12.75	2028/6/24	1.28
7	アメリカ	国債証券	BRAZIL GLOBAL	500,000	15,123.80	75,619,005	14,721.02	73,605,125	8.25	2034/1/20	1.25
8	アメリカ	国債証券	TURKEY GLOBAL	550,000	13,287.23	73,079,765	13,057.38	71,815,618	7.375	2025/2/5	1.21
9	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	550,000	12,997.18	71,484,531	12,928.78	71,108,297	6.05	2040/1/11	1.20
10	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	600,000	11,700.20	70,201,230	11,464.88	68,789,325	6	2041/1/14	1.16
11	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	550,000	12,532.02	68,926,138	12,313.12	67,722,188	5.875	2019/1/15	1.15
12	アメリカ	国債証券	RUSSIA FOREIGN BOND	600,000	11,375.68	68,254,114	11,212.05	67,272,348	5	2020/4/29	1.14
13	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	600,000	11,232.30	67,393,838	11,163.90	66,983,400	3.625	2022/3/15	1.13
14	アメリカ	国債証券	BOLIVARIAN REP OF VZLA	700,000	10,916.07	76,412,517	9,513.39	66,593,758	12.75	2022/8/23	1.13
15	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	600,000	11,002.46	66,014,768	10,843.75	65,062,553	4.25	2025/1/7	1.10
16	アメリカ	国債証券	RUSSIAN FEDERATION	600,000	10,836.09	65,016,583	10,828.43	64,970,614	4.875	2023/9/16	1.10
17	アメリカ	国債証券	TURKEY GLOBAL	350,000	18,706.56	65,472,990	18,497.05	64,739,675	11.875	2030/1/15	1.09
18	アメリカ	国債証券	PANAMA GLOBAL	400,000	15,678.71	62,714,850	15,706.07	62,824,300	8.875	2027/9/30	1.06

19	アメリカ	国債証券	MEXICO GLOBAL	450,000	13,900.15	62,550,675	13,938.45	62,723,059	6.75	2034/9/27	1.06
20	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF HUNGARY	500,000	12,395.21	61,976,062	12,326.80	61,634,031	6.375	2021/3/29	1.04
21	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	500,000	12,429.14	62,145,710	12,203.67	61,018,375	5.55	2045/1/21	1.03
22	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	500,000	12,320.78	61,603,932	12,181.78	60,908,925	5.125	2020/1/15	1.03
23	アメリカ	国債証券	PHILIPPINES GLOBAL	400,000	15,473.49	61,893,975	15,145.14	60,580,575	7.75	2031/1/14	1.02
24	アメリカ	国債証券	BRAZIL GLOBAL	500,000	12,198.20	60,991,012	11,973.83	59,869,150	6	2017/1/17	1.01
25	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF PERU	350,000	16,841.61	58,945,666	16,745.85	58,610,475	8.75	2033/11/21	0.99
26	アメリカ	国債証券	PERU GLOBAL	400,000	14,488.44	57,953,775	14,310.58	57,242,350	7.35	2025/7/21	0.97
27	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	500,000	11,437.52	57,187,625	11,355.43	56,777,188	5.75	2110/10/12	0.96
28	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF INDONESIA	400,000	13,930.24	55,720,995	13,968.55	55,874,225	7.75	2038/1/17	0.94
29	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF PHILIPPINES	400,000	14,064.32	56,257,300	13,763.33	55,053,350	6.375	2034/10/23	0.93
30	アメリカ	国債証券	RUSSIA	400,000	14,255.31	57,021,261	13,678.51	54,714,055	11	2018/7/24	0.92

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	97.27
合計	97.27

(参考) 新興国債券(現地通貨建て) マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	ロシア	国債証券	RUSSIA FOREIGN BOND	60,000,000	281.21	168,726,540	267.10	160,261,440	7.85	2018/3/10	7.39
2	コロンビア	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	1,510,000,000	6.08	91,848,691	5.94	89,710,308	7.75	2021/4/14	4.13
3	ナイジェリア	国債証券	NIGERIA TREASURY BOND	83,300,000	49.56	41,285,588	54.30	45,236,946	7	2019/10/23	2.08
4	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	92,000	4,281.10	39,389,036	4,389.35	40,382,065	10	2017/1/1	1.86
5	コロンビア	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	649,000,000	6.03	39,167,409	5.78	37,572,816	12	2015/10/22	1.73
6	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	3,300,000	1,110.05	36,631,919	1,131.93	37,353,861	10.5	2026/12/21	1.72
7	コロンビア	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	480,000,000	6.89	33,117,195	6.92	33,260,544	9.85	2027/6/28	1.53
8	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	880,000	3,323.49	29,246,718	3,590.00	31,592,008	4	2023/10/25	1.45
9	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	880,000	3,376.60	29,714,085	3,471.18	30,546,413	—	2016/7/1	1.40
10	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	1,050,000	2,898.21	30,431,251	2,905.88	30,511,828	—	2018/1/1	1.40
11	マレーシア	国債証券	MALAYSIAN GOVERNMENT	880,000	3,478.77	30,613,237	3,446.13	30,325,960	4.378	2019/11/29	1.39
12	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	3,200,000	894.90	28,636,966	887.11	28,387,520	7.75	2017/12/14	1.30
13	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO	930,000	2,975.96	27,676,496	3,012.91	28,020,105	—	2017/7/1	1.29

			NACIONAL								
14	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	800,000	3,456.27	27,650,231	3,475.42	27,803,412	5	2016/4/25	1.28
15	ルーマニア	国債証券	ROMANIA	790,000	3,294.79	26,028,910	3,396.82	26,834,928	5.9	2017/7/26	1.23
16	トルコ	国債証券	TURKEY GOVERNMENT BOND	510,000	4,875.63	24,865,731	5,008.73	25,544,533	10.5	2020/1/15	1.17
17	ハンガリー	国債証券	HUNGARY GOVERNMENT BOND	48,000,000	49.74	23,878,463	53.04	25,463,360	7.5	2020/11/12	1.17
18	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,690,000	891.41	23,979,153	918.15	24,698,429	6.75	2021/3/31	1.13
19	タイ	国債証券	THAILAND GOVERNMENT BOND	6,600,000	364.46	24,054,448	364.07	24,028,928	5.125	2018/3/13	1.10
20	トルコ	国債証券	TURKEY GOVERNMENT BOND	550,000	4,181.31	22,997,210	4,352.12	23,936,708	6.3	2018/2/14	1.10
21	トルコ	国債証券	TURKEY GOVERNMENT BOND	500,000	4,889.08	24,445,437	4,680.07	23,400,350	8.8	2018/11/14	1.07
22	トルコ	国債証券	TURKEY GOVERNMENT BOND	570,000	4,014.33	22,881,722	4,061.66	23,151,499	7.1	2023/3/8	1.06
23	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,380,000	926.51	22,050,955	952.85	22,677,868	7.25	2020/1/15	1.04
24	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	690,000	3,168.71	21,864,124	3,220.23	22,219,597	—	2017/1/1	1.02
25	タイ	国債証券	THAILAND GOVERNMENT BOND	6,600,000	320.44	21,149,412	336.29	22,195,568	3.58	2027/12/17	1.02
26	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	580,000	3,567.91	20,693,915	3,817.48	22,141,439	5.5	2019/10/25	1.02
27	タイ	国債証券	THAILAND GOVERNMENT BOND	6,400,000	343.54	21,986,764	344.40	22,041,926	3.25	2017/6/16	1.01
28	トルコ	国債証券	TURKEY GOVERNMENT BOND	460,000	4,622.41	21,263,086	4,752.14	21,859,867	9	2017/3/8	1.00
29	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,200,000	969.14	21,321,169	990.14	21,783,263	8	2018/12/21	1.00
30	マレーシア	国債証券	MALAYSIAN GOVERNMENT	630,000	3,363.54	21,190,346	3,404.23	21,446,701	4.16	2021/7/15	0.98

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	96.78
合計	96.78

(参考) J-REITインデックス マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人 投資証券	2,241	582,878	1,306,230,113	577,000	1,293,057,000	8.76
2	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	1,986	576,977	1,145,877,573	564,000	1,120,104,000	7.59

3	日本	投資証券	日本リテールファンド投資法人 投資証券	3,853	217,051	836,301,317	221,000	851,513,000	5.77
4	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	2,735	231,476	633,087,543	255,100	697,698,500	4.73
5	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	3,988	160,571	640,360,338	168,300	671,180,400	4.55
6	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	2,063	247,324	510,230,195	255,000	526,065,000	3.56
7	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	1,309	358,077	468,723,617	395,000	517,055,000	3.50
8	日本	投資証券	G L P 投資法人 投資証券	3,777	111,468	421,015,429	126,700	478,545,900	3.24
9	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人 投資 証券	3,355	135,541	454,741,665	137,900	462,654,500	3.13
10	日本	投資証券	森トラスト総合リート投資法人 投資証券	2,095	164,180	343,958,524	202,900	425,075,500	2.88
11	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人 投資 証券	700	500,026	350,018,725	592,000	414,400,000	2.80
12	日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人 投資 証券	787	545,253	429,114,606	526,000	413,962,000	2.80
13	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人 投資証 券	2,492	137,949	343,769,107	152,400	379,780,800	2.57
14	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資 法人 投資証券	2,643	118,356	312,816,150	137,700	363,941,100	2.46
15	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投 資法人 投資証券	398	841,391	334,873,797	881,000	350,638,000	2.37
16	日本	投資証券	ケネディクス・オフィス投資法人 投資証券	563	515,657	290,315,116	589,000	331,607,000	2.24
17	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資 法人 投資証券	1,317	232,268	305,897,706	242,400	319,240,800	2.16
18	日本	投資証券	野村不動産オフィスファンド投資 法人 投資証券	591	470,355	277,980,230	502,000	296,682,000	2.01
19	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法 人 投資証券	4,430	52,619	233,103,986	66,800	295,924,000	2.00
20	日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投 資法人 投資証券	732	365,888	267,830,352	396,000	289,872,000	1.96
21	日本	投資証券	大和ハウス・レジデンシャル投資 法人 投資証券	593	435,258	258,108,183	470,000	278,710,000	1.88
22	日本	投資証券	ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	1,925	137,121	263,958,483	140,900	271,232,500	1.83
23	日本	投資証券	産業ファンド投資法人 投資証券	263	898,403	236,280,083	909,000	239,067,000	1.62
24	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人 投資 証券	466	425,411	198,241,633	486,000	226,476,000	1.53
25	日本	投資証券	東急リアル・エステート投資法人 投資証券	1,552	137,604	213,561,516	144,600	224,419,200	1.52
26	日本	投資証券	福岡リート投資法人 投資証券	1,095	167,939	183,893,763	202,500	221,737,500	1.50
27	日本	投資証券	イオンリート投資法人 投資証券	1,508	130,093	196,180,349	137,000	206,596,000	1.40
28	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人 投 資証券	1,035	149,208	154,430,362	176,100	182,263,500	1.23
29	日本	投資証券	日本賃貸住宅投資法人 投資証券	2,341	64,032	149,899,333	76,200	178,384,200	1.20
30	日本	投資証券	プレミアム投資法人 投資証券	347	390,750	135,590,315	490,000	170,030,000	1.15

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.68
合計	97.68

## (参考) 海外REITインデックス マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	52,900	18,279.24	966,972,034	17,995.76	951,976,180	5.74
2	フランス	投資証券	UNIBAIL RODAMCO-NA	16,720	29,311.29	490,084,784	27,905.92	466,587,091	2.81
3	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	24,700	18,757.54	463,311,263	18,159.94	448,550,617	2.70
4	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	61,700	6,762.90	417,271,540	6,735.55	415,583,620	2.50
5	アメリカ	投資証券	HEALTH CARE REIT INC	55,000	6,939.13	381,652,150	6,865.79	377,618,917	2.27
6	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	85,100	4,531.23	385,607,673	4,178.80	355,615,965	2.14
7	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	22,250	15,361.30	341,789,092	15,424.78	343,201,544	2.07
8	アメリカ	投資証券	HCP INC	78,100	4,567.34	356,709,918	4,378.00	341,921,800	2.06
9	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	50,100	7,043.10	352,859,685	6,796.84	340,521,934	2.05
10	アメリカ	投資証券	BOSTON PROPERTIES	26,050	13,105.54	341,399,396	12,681.97	330,365,358	1.99
11	アメリカ	投資証券	VORNADO REALTY TRUST	29,700	11,649.85	346,000,782	10,994.25	326,529,299	1.97
12	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	128,800	2,464.81	317,468,044	2,365.21	304,639,628	1.83
13	オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	904,000	293.18	265,039,421	315.07	284,831,326	1.71
14	アメリカ	投資証券	GENERAL GROWTH PROPERTIES INC	107,100	2,617.18	280,301,033	2,589.58	277,344,768	1.67
15	イギリス	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	133,000	1,939.14	257,906,072	1,860.93	247,504,727	1.49
16	香港	投資証券	LINK REIT	394,000	591.91	233,215,692	616.17	242,770,980	1.46
17	オーストラリア	投資証券	WESTFIELD CORP	324,900	660.61	214,634,983	716.78	232,882,049	1.40
18	イギリス	投資証券	BRITISH LAND	174,500	1,293.94	225,793,787	1,247.73	217,729,723	1.31
19	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	10,850	19,930.84	216,249,668	19,681.29	213,542,094	1.28
20	アメリカ	投資証券	AMERICAN REALTY CAPITAL PROP	154,200	1,345.14	207,420,665	1,353.89	208,770,840	1.26
21	アメリカ	投資証券	SL GREEN REALTY CORP	16,200	12,181.78	197,344,917	11,217.53	181,723,994	1.09
22	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	37,800	4,739.18	179,141,193	4,498.39	170,039,331	1.02
23	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	69,800	2,515.16	175,558,238	2,403.52	167,765,836	1.01
24	アメリカ	投資証券	MACERICH CO /THE	23,900	7,267.48	173,692,772	6,971.96	166,629,963	1.00
25	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	23,000	6,356.85	146,207,688	6,848.28	157,510,590	0.95
26	アメリカ	投資証券	FEDERAL REALTY INVS TRUST	11,500	13,182.15	151,594,817	12,979.67	149,266,268	0.90
27	オーストラリア	投資証券	STOCKLAND TRUST GROUP	396,000	379.80	150,404,008	376.00	148,896,198	0.89
28	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	264,000	490.22	129,420,324	493.08	130,174,229	0.78
29	アメリカ	投資証券	UDR INC	42,600	3,007.68	128,127,423	2,991.26	127,428,038	0.76
30	イギリス	投資証券	HAMMERSON PLC	121,000	1,082.43	130,974,828	1,021.11	123,555,072	0.74

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	99.60
合計	99.60

## (参考) 野村マネー マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	日本	国債証券	国庫短期証券第472回	600,000,000	99.99	599,999,196	99.99	599,999,196	—	2014/10/2	6.04

2	日本	国債証券	国庫短期証券 第465回	600,000,000	99.99	599,998,320	99.99	599,998,320	—	2014/10/14	6.04
3	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年)第32 1回	547,300,000	100.00	547,317,534	100.00	547,317,534	0.1	2014/10/15	5.51
4	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年)第32 2回	395,000,000	100.00	395,038,069	100.00	395,038,069	0.1	2014/11/15	3.98
5	日本	特殊債券	首都高速道路債 券 政府保証第 195回	211,000,000	100.42	211,891,976	100.42	211,891,976	1.4	2015/1/26	2.13
6	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年)第32 7回	209,000,000	100.02	209,049,870	100.02	209,049,870	0.1	2015/4/15	2.10
7	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年)第32 3回	202,650,000	100.01	202,672,157	100.01	202,672,157	0.1	2014/12/15	2.04
8	日本	社債券	三菱東京UFJ 銀行 第128 回特定社債間限 定同順位特約付	200,000,000	100.01	200,021,546	100.01	200,021,546	0.295	2014/10/20	2.01
9	日本	国債証券	国庫短期証券 第475回	200,000,000	99.99	199,990,192	99.99	199,990,192	—	2014/11/25	2.01
10	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年)第32 4回	190,000,000	100.01	190,029,434	100.01	190,029,434	0.1	2015/1/15	1.91
11	日本	特殊債券	日本高速道路保 有・債務返済機 構承継 政府保 証第343回	171,000,000	100.90	172,545,069	100.90	172,545,069	1.3	2015/6/30	1.73
12	日本	特殊債券	日本高速道路保 有・債務返済機 構承継 政府保 証第336回	170,000,000	100.43	170,732,466	100.43	170,732,466	1.4	2015/1/28	1.72
13	日本	特殊債券	関西国際空港債 券 政府保証第 47回	150,000,000	100.85	151,281,834	100.85	151,281,834	1.3	2015/6/17	1.52
14	日本	国債証券	国庫短期証券 第477回	150,000,000	99.99	149,994,698	99.99	149,994,698	—	2014/12/8	1.51
15	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年)第32 5回	140,000,000	100.02	140,029,845	100.02	140,029,845	0.1	2015/2/15	1.41
16	日本	国債証券	国庫短期証券 第463回	130,000,000	99.99	129,999,553	99.99	129,999,553	—	2014/10/6	1.30
17	日本	特殊債券	都市再生債券 政府保証第22 回	120,000,000	100.14	120,171,785	100.14	120,171,785	0.4	2015/3/10	1.21
18	日本	特殊債券	公営企業債券 政府保証第84 8回	105,000,000	100.48	105,508,963	100.48	105,508,963	1.3	2015/2/24	1.06
19	日本	特殊債券	日本高速道路保 有・債務返済機 構承継 政府保 証第341回	100,000,000	100.78	100,789,504	100.78	100,789,504	1.3	2015/5/29	1.01
20	日本	特殊債券	公営企業債券 政府保証第84 7回	100,000,000	100.42	100,423,352	100.42	100,423,352	1.4	2015/1/27	1.01
21	日本	特殊債券	農林債券 利付 第719回い号	100,000,000	100.33	100,338,016	100.33	100,338,016	0.7	2015/4/27	1.01
22	日本	特殊債券	道路債券 政府 保証第334回	100,000,000	100.22	100,222,296	100.22	100,222,296	1.5	2014/11/28	1.00
23	日本	特殊債券	商工債券 利付 (3年)第14 6回	100,000,000	100.09	100,096,627	100.09	100,096,627	0.3	2015/3/27	1.00
24	日本	特殊債券	商工債券 利付	100,000,000	100.00	100,004,000	100.00	100,004,000	0.11	2014/11/14	1.00



			(1年)第41回								
25	日本	国債証券	国庫短期証券 第476回	100,000,000	99.99	99,993,750	99.99	99,993,750	—	2014/12/1	1.00
26	日本	コマーシャルペーパー	三井住友信託銀行	100,000,000	—	99,972,832	—	99,972,832	—	—	1.00
27	日本	コマーシャルペーパー	三井住友信託銀行	100,000,000	—	99,972,832	—	99,972,832	—	—	1.00
28	日本	コマーシャルペーパー	三井住友信託銀行	100,000,000	—	99,972,832	—	99,972,832	—	—	1.00
29	日本	コマーシャルペーパー	三井住友F&L	100,000,000	—	99,972,084	—	99,972,084	—	—	1.00
30	日本	コマーシャルペーパー	みずほ証券	100,000,000	—	99,962,206	—	99,962,206	—	—	1.00

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	36.01
特殊債券	24.29
社債券	2.01
コマーシャルペーパー	8.05
合計	70.38

②【投資不動産物件】

ネクストコア

該当事項はありません。

(参考) 国内株式マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 国内債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国株式マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) J-REITインデックス マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 海外REITインデックス マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

### ③【その他投資資産の主要なもの】

ネクストコア

該当事項はありません。

(参考) 国内株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX先物(2014年12月限)	買建	246	日本円	3,218,899,766	3,263,190,000	1.61

(参考) 国内債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地 域	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物 取引	アメリカ	シカゴマ ーカンタイ ル取引所	E-mini S&P500株 価指数先物(2014 年12月限)	買建	318	米ドル	31,363,900	3,432,778,855	31,315,050	3,427,432,221	1.17
	カナダ	モントリオ ール取引所	S&P TSX60株価指 数先物(2014年12 月限)	買建	15	カナダド ル	2,653,196	260,119,335	2,582,400	253,178,494	0.08
	ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	ユーロ50株価指 数先物(2014年12 月限)	買建	164	ユーロ	5,266,970	731,424,124	5,211,920	723,779,330	0.24
	イギリス	ロンドン国 際金融先物 オプション 取引所	FT100株価指数先 物(2014年12月 限)	買建	43	英ポンド	2,899,200	515,303,809	2,846,170	505,878,254	0.17
	スイス	ユーレック ス・チュー リッヒ取引 所	SMI株価指数先物 (2014年12月限)	買建	22	スイスフ ラン	1,932,720	222,398,090	1,930,280	222,117,318	0.07

(参考) 外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地域	取引所	名称	買建/売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	インターコンチネンタル取引所	E-mini MSCI エマージングマーケット株価指数先物(2014年12月限)	買建	49	米ドル	2,569,485	281,230,135	2,453,920	268,581,544	2.20

(参考) 新興国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国債券(現地通貨建て) マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) J-REITインデックス マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建/売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
REIT 指数先物取引	大阪取引所	REIT 指数先物(2014年12月限)	買建	199	日本円	321,679,719	330,738,000	2.24

(参考) 海外REITインデックス マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

ネクストコア

平成26年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)

第1計算期間	(2013年8月19日)	1,335	1,335	0.9583	0.9583
第2計算期間	(2014年2月17日)	1,850	1,850	0.9721	0.9721
第3計算期間	(2014年8月18日)	1,925	1,925	1.0181	1.0181
	2013年9月末日	1,433	—	0.9636	—
	10月末日	1,481	—	0.9770	—
	11月末日	1,487	—	0.9675	—
	12月末日	1,559	—	0.9626	—
	2014年1月末日	1,797	—	0.9665	—
	2月末日	1,891	—	0.9795	—
	3月末日	1,984	—	0.9836	—
	4月末日	1,875	—	0.9905	—
	5月末日	1,970	—	1.0059	—
	6月末日	1,884	—	1.0101	—
	7月末日	1,910	—	1.0129	—
	8月末日	1,934	—	1.0240	—
	9月末日	1,967	—	1.0100	—

## ②【分配の推移】

ネクストコア

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2013年1月31日～2013年8月19日	0.0000円
第2計算期間	2013年8月20日～2014年2月17日	0.0000円
第3計算期間	2014年2月18日～2014年8月18日	0.0000円

## ③【収益率の推移】

ネクストコア

	計算期間	収益率
第1計算期間	2013年1月31日～2013年8月19日	△4.2%
第2計算期間	2013年8月20日～2014年2月17日	1.4%
第3計算期間	2014年2月18日～2014年8月18日	4.7%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

## (4)【設定及び解約の実績】

ネクストコア

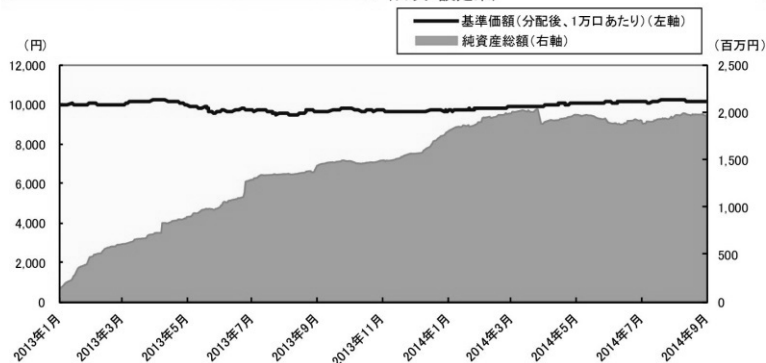
	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2013年1月31日～2013年8月19日	1,445,052,123	51,972,335	1,393,079,788
第2計算期間	2013年8月20日～2014年2月17日	670,704,216	160,711,546	1,903,072,458
第3計算期間	2014年2月18日～2014年8月18日	582,888,344	594,495,481	1,891,465,321

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

## 運用実績 (2014年9月30日現在)

### 基準価額・純資産の推移

(日次：設定来)



### 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2014年8月	0 円
2014年2月	0 円
2013年8月	0 円
--	--
--	--
設定来累計	0 円

### 主要な資産の状況

各マザーファンドへの投資比率

銘柄	投資比率 (%)
国内株式マザーファンド	0.0
国内債券マザーファンド	0.0
外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	4.8
外国債券マザーファンド	47.7
新興国株式マザーファンド	0.0
新興国債券マザーファンド	3.5
新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド	7.6
J-REITインデックス マザーファンド	1.4
海外REITインデックス マザーファンド	5.1
野村マネー マザーファンド	0.0

実質的な銘柄別投資比率(上位)

・「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	0.1
2	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	0.1
3	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	0.1
4	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	0.0
5	WELLS FARGO CO	商業銀行	0.0

・「外国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	US TREASURY N/B	国債証券	0.3
2	US TREASURY N/B	国債証券	0.3
3	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	国債証券	0.3
4	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	国債証券	0.3
5	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	国債証券	0.2

・「新興国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	RUSSIA	国債証券	0.2
2	REPUBLIC OF VENEZUELA	国債証券	0.1
3	UNITED MEXICAN STATES	国債証券	0.1
4	PHILIPPINES GLOBAL	国債証券	0.1
5	PHILIPPINES GLOBAL	国債証券	0.1

・「新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	RUSSIA FOREIGN BOND	国債証券	0.6
2	REPUBLIC OF COLOMBIA	国債証券	0.3
3	NIGERIA TREASURY BOND	国債証券	0.2
4	NOTA DO TESOURO NACIONAL	国債証券	0.1
5	REPUBLIC OF COLOMBIA	国債証券	0.1

・「J-REITインデックス マザーファンド」を通じての投資銘柄

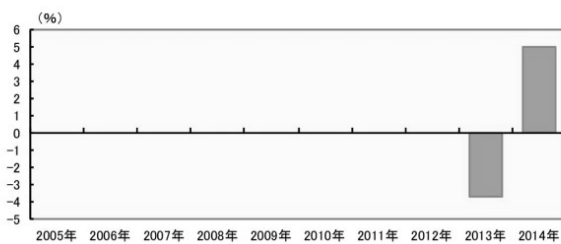
順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	日本ビルファンド投資法人 投資証券	投資証券	0.1
2	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	投資証券	0.1
3	日本リートファンド投資法人 投資証券	投資証券	0.1
4	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	投資証券	0.1
5	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	投資証券	0.1

・「海外REITインデックス マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	SIMON PROPERTY GROUP INC	投資証券	0.3
2	UNIBAIL RODAMCO-NA	投資証券	0.1
3	PUBLIC STORAGE	投資証券	0.1
4	EQUITY RESIDENTIAL	投資証券	0.1
5	HEALTH CARE REIT INC	投資証券	0.1

## 年間収益率の推移

(暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2013年は設定日(2013年1月31日)から年末までの収益率。
- ・2014年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

- ・申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。
- ・取得申込みの受付については、午後3時まで取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。
- ・販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。  
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

- ・販売の単位は、1万口以上1万口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位とします。
- ・受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
- ・金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受け取りを中止することができます。

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### 2【換金（解約）手続等】

- ・受益者は、委託者に1万口単位、1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。
- ・受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ・一部解約の実行の請求の受付については、午後3時まで、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。
- ・換金価額は、解約申込みの受付日の翌営業日の基準価額となります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）



＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

- ・なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。
  - ・解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目から申込みの販売会社において支払います。
  - ・金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約金の支払いを延期する場合があります。
  - ・金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### ＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。

なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日 <sup>※1</sup> の金融商品取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 <sup>※1</sup> における以下のいずれかの価額で評価します。 <sup>※2</sup> ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く)

③価格情報会社の提供する価額	
REIT (不動産投資信託)	原則として、基準価額計算日 <sup>※1</sup> の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行いません。

※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2 残存期間 1 年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

**サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)**

**<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時**

**インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>**

## (2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

平成 40 年 2 月 17 日までとします(平成 25 年 1 月 31 日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

## (4) 【計算期間】

原則として、毎年 2 月 18 日から 8 月 17 日までおよび 8 月 18 日から翌年 2 月 17 日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

## (5) 【その他】

### (a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が 30 億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

### (b) 信託期間の終了

(i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益

者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(ii) 上記(i)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iii) 上記(i)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(iv) 上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、上記(i)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(v) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vi) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等(iv)」の書面決議が否決となる場合を除き、その投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (c) 運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に運用報告書(交付運用報告書を作成している場合は交付運用報告書)を作成し、知れている受益者に対して交付します。

#### (d) 信託約款の変更等

(i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(ii) 委託者は、上記(i)の事項(上記(i)の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつて

も、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d) 信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ii) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b) 信託期間の終了」(i) または「(d) 信託約款の変更等」(ii) に規定する書面に付記します。

(h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(i) 関係法人との契約の更新に関する手續

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

< ファンドの信託約款の変更 >

平成26年12月1日適用で下記の内容等の約款変更を予定しております。(下線部\_\_\_\_\_は変更部分を、「●」は信託約款において該当する条項の番号を示します。)

○新設

(変更後)	(変更前)
<p>(運用報告書に記載すべき事項の提供)</p> <p><u>第●条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。</u></p> <p><u>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。</u></p>	<新設>

--	--

○書面決議手続きの記載がある場合、以下の見出しの条文について変更を行いません。

(変更後)	(変更前)
<p>(信託契約の解約)            &lt;略&gt;            &lt;略&gt; 第●項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。            &lt;略&gt;</p>	<p>(信託契約の解約)            &lt;同左&gt;            &lt;同左&gt; 第●項の書面決議は議決権を行使することができる<u>受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</u>            &lt;同左&gt;</p>

(変更後)	(変更前)
<p>(信託約款の変更等)            &lt;略&gt;            ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。            ③ &lt;略&gt;            ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。            ⑤～⑦ &lt;略&gt;</p>	<p>(信託約款の変更等)            &lt;同左&gt;            ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。            ③ &lt;同左&gt;            ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる<u>受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</u>            ⑤～⑦ &lt;同左&gt;</p>

(変更後)	(変更前)
<p>(<u>反対受益者の受益権買取請求の不適用</u>)            第●条 <u>この信託は、受益者が第●条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第●条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。</u></p>	<p>(<u>反対者の買取請求権</u>)            第●条 第●条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、<u>書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手續に関する事項は、第●条第●項または前条第2項に規定する書面に付記します。</u></p>

#### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

##### ① 収益分配金に対する請求権

###### ■ 収益分配金の支払い開始日 ■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して 5 営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

上記にかかわらず、累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

###### ■ 収益分配金請求権の失効 ■

受益者は、収益分配金を支払開始日から 5 年間支払請求しないと権利を失います。

##### ② 償還金に対する請求権

###### ■ 償還金の支払い開始日 ■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日までに支払いを開始します。

###### ■ 償還金請求権の失効 ■

受益者は、償還金を支払開始日から 10 年間支払請求しないと権利を失います。

##### ③ 換金（解約）請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間(平成26年2月18日から平成26年8月18日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成 26 年 10 月 2 日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているネクストコアの平成 26 年 2 月 18 日から平成 26 年 8 月 18 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ネクストコアの平成 26 年 8 月 18 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。



1 【財務諸表】

【ネクストコア】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 (平成26年2月17日現在)	第3期 (平成26年8月18日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	47,137,278	72,871,050
親投資信託受益証券	1,824,492,898	1,872,512,535
派生商品評価勘定	10,420,830	4,183,850
未収利息	99	134
流動資産合計	1,882,051,105	1,949,567,569
資産合計	1,882,051,105	1,949,567,569
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	9,646,220	7,196,100
未払解約金	11,629,343	2,757,683
未払受託者報酬	396,629	517,042
未払委託者報酬	10,312,294	13,443,020
その他未払費用	23,733	30,960
流動負債合計	32,008,219	23,944,805
負債合計	32,008,219	23,944,805
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,903,072,458	1,891,465,321
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△53,029,572	34,157,443
(分配準備積立金)	31,733,921	59,612,081
元本等合計	1,850,042,886	1,925,622,764
純資産合計	1,850,042,886	1,925,622,764
負債純資産合計	1,882,051,105	1,949,567,569

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期 自平成25年8月20日 至平成26年2月17日	第3期 自平成26年2月18日 至平成26年8月18日
<b>営業収益</b>		
受取利息	20,832	21,158
有価証券売買等損益	98,662,330	109,054,637
為替差損益	△65,014,777	△5,971,882
営業収益合計	33,668,385	103,103,913
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	396,629	517,042
委託者報酬	10,312,294	13,443,020

その他費用	23,733	30,960
営業費用合計	10,732,656	13,991,022
営業利益又は営業損失(△)	22,935,729	89,112,891
経常利益又は経常損失(△)	22,935,729	89,112,891
当期純利益又は当期純損失(△)	22,935,729	89,112,891
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	1,244,452	13,554,128
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△58,078,708	△53,029,572
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,537,108	15,277,866
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,537,108	15,277,866
剰余金減少額又は欠損金増加額	23,179,249	3,649,614
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	23,179,249	3,649,614
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△53,029,572	34,157,443

### (3)【注記表】

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、平成26年2月18日から平成26年8月18日までとなっております。

#### (貸借対照表に関する注記)

第2期 平成26年2月17日現在	第3期 平成26年8月18日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,903,072,458口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,891,465,321口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 53,029,572円	
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9721円 (10,000口当たり純資産額) (9,721円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0181円 (10,000口当たり純資産額) (10,181円)

#### (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期 自平成25年8月20日 至平成26年2月17日	第3期 自平成26年2月18日 至平成26年8月18日
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	20,219,789円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	13,321,476円
分配準備積立金額	D	11,514,132円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	45,055,397円
当ファンドの期末残存口数	F	1,903,072,458口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	236円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	29,199,781円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	7,067,191円
収益調整金額	C	23,132,673円
分配準備積立金額	D	23,345,109円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	82,744,754円
当ファンドの期末残存口数	F	1,891,465,321口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	437円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第2期 自平成25年8月20日 至平成26年2月17日	第3期 自平成26年2月18日 至平成26年8月18日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>当ファンドは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされておりますが、主要投資対象である親投資信託受益証券の保有状況によっては、市場リスクの内容は変動する場合があります。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする為替等に係る価格変動リスクを有しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>○信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>○流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第2期 平成26年2月17日現在	第3期 平成26年8月18日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p>

ん。 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左
---	------------------

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期 自平成25年8月20日 至平成26年2月17日	第3期 自平成26年2月18日 至平成26年8月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第2期 自平成25年8月20日 至平成26年2月17日	第3期 自平成26年2月18日 至平成26年8月18日
期首元本額 1,393,079,788円	期首元本額 1,903,072,458円
期中追加設定元本額 670,704,216円	期中追加設定元本額 582,888,344円
期中一部解約元本額 160,711,546円	期中一部解約元本額 594,495,481円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第2期 自平成25年8月20日 至平成26年2月17日	第3期 自平成26年2月18日 至平成26年8月18日
	損益に含まれた評価差額(円)	
親投資信託受益証券	87,513,532	90,826,241
合計	87,513,532	90,826,241

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第2期(平成26年2月17日現在)				第3期(平成26年8月18日現在)			
	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	1,716,435,680	—	1,715,661,070	774,610	1,789,291,850	—	1,792,304,100	△3,012,250
米ドル	975,091,259	—	969,198,550	5,892,709	975,633,400	—	982,631,000	△6,997,600
カナダドル	33,340,660	—	32,227,390	1,113,270	33,872,000	—	33,814,800	57,200
ユーロ	579,141,848	—	585,290,150	△6,148,302	620,576,335	—	618,208,800	2,367,535
英ポンド	108,305,913	—	108,424,280	△118,367	123,133,715	—	121,462,400	1,671,315
豪ドル	20,556,000	—	20,520,700	35,300	36,076,400	—	36,187,100	△110,700
合計	1,716,435,680	—	1,715,661,070	774,610	1,789,291,850	—	1,792,304,100	△3,012,250

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

- ① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
  - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成26年8月18日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(平成26年8月18日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	外国債券マザーファンド		1,276,271,262	
		外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド		139,649,983	
		J-REITインデックス マザーファンド		22,173,420	
		海外REITインデックス マザーファンド		114,745,170	
		新興国債券マザーファンド		133,689,357	
		新興国債券(現地通貨建て) マザーファンド		185,983,343	
	小計	銘柄数:6 組入時価比率:97.2%		1,872,512,535 100.0%	
合計			1,872,512,535		

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

(参考)

当ファンドは、当該計算期間末現在、主要投資対象である親投資信託受益証券のうち、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド」、「J-REITインデックス マザーファンド」および「海外REITインデックス マザーファンド」受益証券に投資しており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

(平成 26 年 8 月 18 日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	2,389,865,977
コール・ローン	275,534,407
株式	265,535,986,827
投資信託受益証券	33,129,656
投資証券	6,135,537,769
派生商品評価勘定	27,214,270
未収入金	744,508
未収配当金	433,744,992
未収利息	507
差入委託証拠金	999,907,070
流動資産合計	275,831,665,983
資産合計	275,831,665,983
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	34,404,189
未払解約金	119,547,727
その他未払費用	1,633,300
流動負債合計	155,585,216
負債合計	155,585,216
純資産の部	
元本等	
元本	150,323,042,478
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	125,353,038,289
元本等合計	275,676,080,767
純資産合計	275,676,080,767
負債純資産合計	275,831,665,983

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p>
--------------------	---

	<p>為替予約取引          計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金          (株式、投資証券)          受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。          (投資信託受益証券)          受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行なわれる日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益          約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益          約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益          約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(貸借対照表に関する注記)

平成 26 年 8 月 18 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1. 8339 円
(10,000 口当たり純資産額)	(18,339 円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 平成 26 年 2 月 18 日 至 平成 26 年 8 月 18 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針          当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク          当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。          当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。          これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。          当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。          当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制          委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。          ○市場リスクの管理          市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。          ○信用リスクの管理          信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。          ○流動性リスクの管理          流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 26 年 8 月 18 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
<p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	

## 2. 時価の算定方法

### 株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

### 投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

### 投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

### 派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

### コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (その他の注記)

#### 元本の移動及び期末元本額の内訳

平成 26 年 8 月 18 日現在	
期首	平成 26 年 2 月 18 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	155,102,047,340 円
同期中における追加設定元本額	10,154,328,992 円
同期中における一部解約元本額	14,933,333,854 円
期末元本額	150,323,042,478 円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト 3 0	67,249,966 円
バランスセレクト 5 0	221,855,956 円
バランスセレクト 7 0	208,731,281 円
野村外国株式インデックスファンド	610,151,842 円
野村世界 6 資産分散投信 (安定コース)	3,079,410,764 円
野村世界 6 資産分散投信 (分配コース)	13,191,658,698 円
野村世界 6 資産分散投信 (成長コース)	7,559,069,795 円
野村資産設計ファンド 2 0 1 5	73,267,512 円
野村資産設計ファンド 2 0 2 0	59,739,927 円
野村資産設計ファンド 2 0 2 5	66,944,327 円
野村資産設計ファンド 2 0 3 0	59,221,414 円
野村資産設計ファンド 2 0 3 5	46,042,814 円
野村資産設計ファンド 2 0 4 0	176,879,540 円
野村外国株インデックス (野村投資一任口座向け)	3,693,304,519 円
のむラップ・ファンド (保守型)	458,732,639 円
のむラップ・ファンド (普通型)	1,867,232,095 円
のむラップ・ファンド (積極型)	2,326,829,967 円
野村資産設計ファンド 2 0 4 5	10,379,985 円
野村インデックスファンド・外国株式	1,127,621,757 円
マイ・ロード	1,123,940,233 円
ネクストコア	76,149,181 円
野村インデックスファンド・海外 5 資産バランス	28,600,745 円
グローバル・インデックス・バランス 2 5 V A (適格機関投資家専用)	2,087,847,103 円
グローバル・インデックス・バランス 5 0 V A (適格機関投資家専用)	701,268,638 円
グローバル・インデックス・バランス 4 0 V A (適格機関投資家専用)	14,604,934,084 円
グローバル・インデックス・バランス 6 0 V A (適格機関投資家専用)	6,342,650,158 円
ワールド・インデックス・ファンド V A 安定型 (適格機関投資家専用)	10,937,624 円
ワールド・インデックス・ファンド V A バランス型 (適格機関投資家専用)	45,851,403 円
ワールド・インデックス・ファンド V A 積極型 (適格機関投資家専用)	45,958,754 円
野村ワールド・インデックス・バランス 3 5 V A (適格機関投資家専用)	181,976,696 円
野村ワールド・インデックス・バランス 5 0 V A (適格機関投資家専用)	1,964,582,074 円
野村外国株式インデックスファンド (適格機関投資家専用)	637,408,133 円
野村世界インデックス・バランス 4 0 V A (適格機関投資家専用)	367,538,146 円
野村グローバル・インデックス・バランス 2 5 V A (適格機関投資家専用)	41,105,627 円
野村グローバル・インデックス・バランス 5 0 V A (適格機関投資家専用)	323,090,145 円
野村グローバル・インデックス・バランス 7 5 V A (適格機関投資家専用)	5,703,684,400 円



野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	725,057,462円
野村MSCI-KOKUSAIインデックスファンド（適格機関投資家専用）	1,354,419,123円
バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	3,315,671円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	16,127,715円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	12,179,394円
野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI（確定拠出年金向け）	55,587,738,379円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	1,169,514,785円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	4,732,407,021円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	5,545,883,746円
マイバランスDC３０	577,344,696円
マイバランスDC５０	947,263,803円
マイバランスDC７０	692,449,523円
野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI	9,673,832,218円
野村DC運用戦略ファンド	93,054,350円
野村DC運用戦略ファンドM	48,233円
野村DC運用戦略ファンドA	558,417円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成26年8月18日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BAKER HUGHES	38,300	67.66	2,591,378.00	
		CAMERON INTERNATIONAL CORP	19,400	72.63	1,409,022.00	
		CORE LABORATORIES N.V.	3,830	145.44	557,035.20	
		DIAMOND OFFSHORE DRILLING	6,500	44.33	288,145.00	
		ENSCO PLC-CL A	19,900	48.80	971,120.00	
		FMC TECHNOLOGIES INC	20,800	59.96	1,247,168.00	
		HALLIBURTON CO	74,900	68.42	5,124,658.00	
		HELMERICH & PAYNE	9,100	99.38	904,358.00	
		NABORS INDUSTRIES INC	22,900	26.11	597,919.00	
		NATIONAL OILWELL VARCO INC	37,600	82.11	3,087,336.00	
		NOBLE CORP PLC	21,100	27.16	573,076.00	
		OCEANEERING INTL INC	9,400	67.33	632,902.00	
		SCHLUMBERGER LTD	114,700	106.53	12,218,991.00	
		SUPERIOR ENERGY SERVICES INC	13,200	34.59	456,588.00	
		WEATHERFORD INTERNATIONAL PLC	66,400	21.48	1,426,272.00	
		ANADARKO PETE	44,400	108.21	4,804,524.00	
		ANTERO RESOURCES CORP	4,100	55.52	227,632.00	
APACHE CORPORATION	34,600	98.68	3,414,328.00			

CABOT OIL & GAS CORP	36,700	33.02	1,211,834.00
CHENIERE ENERGY INC	20,200	73.23	1,479,246.00
CHESAPEAKE ENERGY CORP	46,300	25.55	1,182,965.00
CHEVRON CORP	167,400	126.10	21,109,140.00
CIMAREX ENERGY CO	7,810	136.55	1,066,455.50
COBALT INTERNATIONAL ENERGY	23,600	14.61	344,796.00
CONCHO RESOURCES INC	9,980	129.50	1,292,410.00
CONOCOPHILLIPS	107,700	80.62	8,682,774.00
CONSOL ENERGY INC	19,800	39.70	786,060.00
CONTINENTAL RESOURCES INC/OK	4,000	144.50	578,000.00
DENBURY RESOURCES INC	31,300	16.44	514,572.00
DEVON ENERGY CORP	34,300	73.34	2,515,562.00
ENERGEN CORP	6,000	76.72	460,320.00
EOG RESOURCES INC	48,100	106.09	5,102,929.00
EQT CORP	13,300	94.62	1,258,446.00
EXXON MOBIL CORP	378,800	99.03	37,512,564.00
HESS CORP	25,900	98.90	2,561,510.00
HOLLYFRONTIER CORP	16,600	48.72	808,752.00
KINDER MORGAN INC	57,800	41.43	2,394,654.00
KINDER MORGAN MANAGEMENT LLC	8,648	101.01	873,534.48
MARATHON OIL CORP	60,700	39.02	2,368,514.00
MARATHON PETROLEUM CORP	26,100	89.08	2,324,988.00
MURPHY OIL CORP	15,000	60.46	906,900.00
NOBLE ENERGY INC	31,700	70.01	2,219,317.00
OCCIDENTAL PETE CORP	69,400	100.46	6,971,924.00
ONEOK INC	18,300	66.45	1,216,035.00
PEABODY ENERGY CO	24,500	15.92	390,040.00
PHILLIPS 66	51,400	83.79	4,306,806.00
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	12,640	203.01	2,566,046.40
QEP RESOURCES INC	14,700	34.35	504,945.00
RANGE RESOURCES CORP	14,300	75.93	1,085,799.00
SOUTHWESTERN ENERGY CO	31,200	39.33	1,227,096.00
SPECTRA ENERGY CORP	59,400	40.64	2,414,016.00
TESORO CORP	11,800	62.96	742,928.00
VALERO ENERGY CORP	46,700	52.49	2,451,283.00

WHITING PETROLEUM CORP	10,300	84.61	871,483.00
WILLIAMS COS	61,500	57.79	3,554,085.00
AIR PRODUCTS	18,600	132.78	2,469,708.00
AIRGAS INC	5,900	108.42	639,678.00
ALBEMARLE CORP	7,000	61.16	428,120.00
ASHLAND INC	6,300	104.76	659,988.00
CELANESE CORP-SERIES A	13,900	59.37	825,243.00
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	4,960	252.41	1,251,953.60
DOW CHEM CO	106,200	52.02	5,524,524.00
DU PONT E I DE NEMOURS	81,100	65.25	5,291,775.00
EASTMAN CHEMICAL CO.	13,600	80.66	1,096,976.00
ECOLAB INC	23,500	112.37	2,640,695.00
FMC CORP	11,800	66.04	779,272.00
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCE	6,800	100.01	680,068.00
LYONDELLBASELL INDU-CL A	40,500	110.60	4,479,300.00
MONSANTO CO	46,200	118.99	5,497,338.00
MOSAIC CO/THE	28,900	46.45	1,342,405.00
PPG INDUSTRIES	11,960	202.27	2,419,149.20
PRAXAIR INC	26,000	129.58	3,369,080.00
SHERWIN-WILLIAMS	7,470	212.80	1,589,616.00
SIGMA-ALDRICH	10,700	102.68	1,098,676.00
WESTLAKE CHEMICAL CORP	3,700	89.17	329,929.00
MARTIN MARIETTA MATERIALS	5,100	126.86	646,986.00
VULCAN MATERIALS CO	11,800	61.47	725,346.00
AVERY DENNISON CORP	8,300	47.88	397,404.00
BALL CORP	11,900	63.12	751,128.00
CROWN HOLDINGS INC	12,700	46.45	589,915.00
MEADWESTVACO CORP	15,300	42.49	650,097.00
OWENS-ILLINOIS INC	14,000	30.75	430,500.00
ROCK-TENN COMPANY CL-A	6,600	94.47	623,502.00
SEALED AIR CORP	16,900	34.85	588,965.00
ALCOA INC	92,000	16.11	1,482,120.00
FREEMONT-MCMORAN INC	91,700	36.10	3,310,370.00
NEWMONT MINING CORP HOLDINGS CO	42,400	26.89	1,140,136.00
NUCOR CORP	28,000	52.00	1,456,000.00

IP (INTERNATIONAL PAPER CO)	36,000	47.32	1,703,520.00
B/E AEROSPACE INC	9,000	82.17	739,530.00
BOEING CO	61,600	123.16	7,586,656.00
GENERAL DYNAMICS	25,700	119.34	3,067,038.00
HONEYWELL INTERNATIONAL	65,500	94.23	6,172,065.00
L-3 COMMUNICATIONS HLDGS	7,500	105.74	793,050.00
LOCKHEED MARTIN	23,920	169.16	4,046,307.20
NORTHROP GRUMMAN CORP	18,200	124.87	2,272,634.00
PRECISION CASTPARTS CORP	12,710	239.67	3,046,205.70
RAYTHEON COMPANY	27,800	93.45	2,597,910.00
ROCKWELL COLLINS INC	10,500	74.19	778,995.00
TEXTRON INC	25,000	37.49	937,250.00
TRANSDIGM GROUP INC	4,350	178.48	776,388.00
UNITED TECHNOLOGIES	75,800	105.63	8,006,754.00
MASCO CORP	31,000	22.36	693,160.00
CHICAGO BRIDGE & IRON-NY SHR	8,400	58.32	489,888.00
FLUOR CORP	13,800	72.25	997,050.00
JACOBS ENGINEERING GROUP INC	12,000	51.27	615,240.00
KBR INC	12,300	20.86	256,578.00
QUANTA SERVICES INC	18,600	34.59	643,374.00
AMETEK INC	21,300	51.41	1,095,033.00
EATON CORP PLC	41,100	68.11	2,799,321.00
EMERSON ELEC	62,000	62.97	3,904,140.00
ROCKWELL AUTOMATION INC	11,900	114.29	1,360,051.00
SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	13,200	46.17	609,444.00
3M CORP	54,920	141.92	7,794,246.40
DANAHER CORP	55,000	75.15	4,133,250.00
GENERAL ELEC CO	879,200	25.64	22,542,688.00
ROPER INDUSTRIES	8,670	147.39	1,277,871.30
AGCO CORP	8,600	48.49	417,014.00
CATERPILLAR INC DEL	55,700	105.74	5,889,718.00
CUMMINS INC	15,380	140.93	2,167,503.40
DEERE & COMPANY	30,800	84.80	2,611,840.00
DOVER CORP	15,100	87.38	1,319,438.00
FLOWSERVE CORP	12,300	73.17	899,991.00

ILLINOIS TOOL WORKS INC	35,400	87.02	3,080,508.00
INGERSOLL-RAND PLC	24,800	60.55	1,501,640.00
JOY GLOBAL INC	9,100	61.52	559,832.00
PACCAR	30,600	62.19	1,903,014.00
PALL CORP	9,700	79.85	774,545.00
PARKER HANNIFIN CORP	13,200	112.78	1,488,696.00
PENTAIR PLC	17,400	67.94	1,182,156.00
SPX CORP	3,300	101.42	334,686.00
STANLEY BLACK & DECKER INC	12,700	89.78	1,140,206.00
XYLEM INC	15,400	36.72	565,488.00
FASTENAL CO	24,900	43.82	1,091,118.00
GRAINGER(W.W.) INC	5,530	237.23	1,311,881.90
UNITED RENTALS INC	8,100	111.71	904,851.00
ADT CORP/THE	15,800	36.41	575,278.00
CINTAS CORP	9,500	65.38	621,110.00
IRON MOUNTAIN INC	14,900	34.78	518,222.00
REPUBLIC SERVICES INC-CL A	25,500	39.07	996,285.00
STERICYCLE INC	7,500	118.62	889,650.00
TYCO INTERNATIONAL LTD	40,400	43.86	1,771,944.00
WASTE MANAGEMENT INC	38,100	45.82	1,745,742.00
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	12,800	67.17	859,776.00
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	17,500	40.60	710,500.00
FEDEX CORPORATION	25,900	148.72	3,851,848.00
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	62,600	96.85	6,062,810.00
AMERICAN AIRLINES GROUP INC	14,900	39.19	583,931.00
DELTA AIR LINES INC	17,900	38.53	689,687.00
SOUTHWEST AIRLINES	15,300	29.76	455,328.00
UNITED CONTINENTAL HOLDINGS INC	8,600	46.01	395,686.00
CSX CORP	87,700	30.22	2,650,294.00
HERTZ GLOBAL HOLDINGS INC	38,700	30.14	1,166,418.00
HUNT J B TRANSPORT SVCS INC	8,000	75.57	604,560.00
KANSAS CITY SOUTHERN	9,800	112.54	1,102,892.00
NORFOLK SOUTHERN CORP	27,400	104.49	2,863,026.00
UNION PAC CORP	79,400	101.99	8,098,006.00
AUTOLIV INC	8,100	101.04	818,424.00

BORGWARNER INC	19,500	62.16	1,212,120.00
DELPHI AUTOMOTIVE PLC	27,200	68.65	1,867,280.00
JOHNSON CONTROLS INC	58,300	47.33	2,759,339.00
TRW AUTOMOTIVE HOLDINGS CORP	9,800	98.29	963,242.00
FORD MOTOR COMPANY	323,800	17.31	5,604,978.00
GENERAL MOTORS CO	111,300	33.84	3,766,392.00
HARLEY-DAVIDSON INC	19,300	61.89	1,194,477.00
TESLA MOTORS INC	7,660	262.01	2,006,996.60
DR HORTON INC	25,400	20.84	529,336.00
GARMIN LTD	10,200	56.07	571,914.00
LEGGETT & PLATT INC	12,300	34.20	420,660.00
LENNAR CORP-A	14,300	36.94	528,242.00
MOHAWK INDUSTRIES	5,410	139.39	754,099.90
NEWELL RUBBERMAID INC	24,100	33.28	802,048.00
PULTEGROUP INC	29,500	18.27	538,965.00
TOLL BROTHERS INC	15,600	33.99	530,244.00
WHIRLPOOL CORP	6,870	148.44	1,019,782.80
HASBRO INC	10,700	50.79	543,453.00
MATTEL INC	30,000	35.08	1,052,400.00
POLARIS INDUSTRIES INC	5,620	147.62	829,624.40
COACH INC	24,600	36.06	887,076.00
FOSSIL GROUP INC	4,100	97.02	397,782.00
LULULEMON ATHLETICA INC	8,900	38.40	341,760.00
MICHAEL KORS HOLDINGS LTD	16,800	78.06	1,311,408.00
NIKE INC-B	62,300	77.13	4,805,199.00
PVH CORP	7,160	110.50	791,180.00
RALPH LAUREN CORPORATION	5,230	163.54	855,314.20
UNDER ARMOUR INC-CLASS A	14,400	68.84	991,296.00
V F CORP	31,300	61.51	1,925,263.00
CARNIVAL CORP	32,900	37.34	1,228,486.00
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	2,660	678.18	1,803,958.80
DARDEN RESTAURANTS INC	11,300	46.37	523,981.00
LAS VEGAS SANDS CORP	35,100	68.42	2,401,542.00
MARRIOTT INTERNATIONAL-CLA	20,400	67.37	1,374,348.00
MCDONALD'S CORP	86,300	93.79	8,094,077.00

MGM RESORTS INTERNATIONAL	33,600	25.04	841,344.00
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	15,000	62.47	937,050.00
STARBUCKS CORP	66,100	76.91	5,083,751.00
STARWOOD HOTELS & RESORTS	17,100	82.85	1,416,735.00
WYNDHAM WORLDWIDE CORP	11,600	79.19	918,604.00
WYNN RESORTS LTD	6,950	201.33	1,399,243.50
YUM BRANDS INC	38,300	71.48	2,737,684.00
CABLEVISION SYSTEMS-NY GRP-A	16,700	18.18	303,606.00
CBS CORP-CL B	42,300	59.99	2,537,577.00
CHARTER COMMUNICATION-A	6,680	155.61	1,039,474.80
COMCAST CORP SPECIAL CL-A	40,300	54.39	2,191,917.00
COMCAST CORP-CL A	187,900	54.63	10,264,977.00
DIRECTV	42,400	84.21	3,570,504.00
DISCOVERY COMMUNICATIONS INC	12,500	43.48	543,562.50
DISCOVERY COMMUNICATIONS-C	26,500	41.62	1,102,930.00
DISH NETWORK CORP-A	18,800	64.77	1,217,676.00
DISNEY (WALT) CO	146,100	89.28	13,043,808.00
INTERPUBRIC GROUP	38,500	19.82	763,070.00
LIBERTY GLOBAL PLC -SERIES C	45,700	42.24	1,930,368.00
LIBERTY GLOBAL PLC-A	18,600	43.76	813,936.00
LIBERTY MEDIA CORP-A	8,170	49.07	400,901.90
LIBERTY MEDIA CORP-C	16,340	48.89	798,862.60
NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	33,600	17.25	579,600.00
OMNICOM GROUP	22,800	71.63	1,633,164.00
SCRIPPS NETWORKS INTER-CL A	7,700	80.12	616,924.00
SIRIUS XM HOLDINGS INC	275,000	3.55	976,250.00
TIME WARNER CABLE-A	24,300	148.31	3,603,933.00
TIME WARNER INC	78,000	76.50	5,967,000.00
TWENTY-FIRST CENTURY FOX INC	127,500	35.86	4,572,150.00
TWENTY-FIRST CENTURY FOX INC CLASS B	37,900	34.72	1,315,888.00
VIACOM INC-CLASS B	34,000	81.48	2,770,320.00
GENUINE PARTS CO	13,700	85.12	1,166,144.00
LKQ CORP	26,300	26.51	697,213.00
AMAZON.COM INC	34,280	333.63	11,436,836.40
EXPEDIA INC	8,900	85.37	759,793.00

LIBERTY INTERACTIVE CORP	42,000	28.38	1,191,960.00
NETFLIX INC	5,040	459.09	2,313,813.60
PRICELINE GROUP INC/THE	4,550	1,270.12	5,779,046.00
TRIPADVISOR INC	10,300	97.10	1,000,130.00
DOLLAR GENERAL CORP	28,500	57.46	1,637,610.00
DOLLAR TREE INC	17,900	55.60	995,329.50
FAMILY DOLLAR STORES	9,000	76.06	684,540.00
KOHL'S CORP	19,100	56.88	1,086,408.00
MACYS INC	31,800	57.45	1,826,910.00
NORDSTROM INC	12,000	65.11	781,320.00
SEARS HOLDINGS CORP	3,800	35.16	133,608.00
TARGET CORP	53,100	58.20	3,090,420.00
ADVANCE AUTO PARTS	6,600	131.47	867,702.00
AUTONATION INC	6,200	53.83	333,746.00
AUTOZONE	2,930	529.03	1,550,057.90
BED BATH & BEYOND	18,400	61.91	1,139,144.00
BEST BUY COMPANY INC	24,900	29.19	726,831.00
CARMAX INC	19,800	50.40	997,920.00
DICK'S SPORTING GOODS INC	9,100	42.97	391,027.00
GAMESTOP CORP-CLASS A	11,000	39.64	436,040.00
GAP INC	21,200	41.91	888,492.00
HOME DEPOT	123,700	83.69	10,352,453.00
L BRANDS, INC	21,900	61.60	1,349,040.00
LOWE'S COS INC	90,100	50.00	4,505,000.00
OREILLY AUTOMOTIVE INC,	9,130	151.94	1,387,212.20
PETSMART	8,700	68.50	595,950.00
ROSS STORES INC	18,400	65.55	1,206,120.00
STAPLES INC	55,000	11.49	631,950.00
TIFFANY & CO	11,200	96.51	1,080,912.00
TJX COS INC	62,300	53.14	3,310,622.00
TRACTOR SUPPLY COMPANY	11,800	61.30	723,340.00
ULTA SALON COSMETICS & FRAGR	5,700	93.24	531,468.00
URBAN OUTFITTERS INC	10,700	36.05	385,735.00
COSTCO WHOLESALE CORPORATION	38,500	118.57	4,564,945.00
CVS CAREMARK CORP	103,200	78.91	8,143,512.00



KROGER CO	42,300	50.17	2,122,191.00
SAFEWAY INC	20,400	34.60	705,840.00
SYSCO CORP	50,600	37.45	1,894,970.00
WAL-MART STORES INC	142,100	73.90	10,501,190.00
WALGREEN	79,500	61.75	4,909,125.00
WHOLE FOODS MARKET INC	33,000	38.53	1,271,490.00
BROWN-FORMAN CORP-CL B	10,700	92.79	992,853.00
COCA COLA CO	348,000	40.88	14,226,240.00
COCA COLA ENTERPRISES	21,800	47.48	1,035,064.00
CONSTELLATION BRANDS INC-A	14,800	87.47	1,294,556.00
DR PEPPER SNAPPLE GROUP INC	17,500	60.40	1,057,000.00
MOLSON COORS BREWING CO-B	13,500	74.86	1,010,610.00
MONSTER BEVERAGE CORP	12,200	93.50	1,140,700.00
PEPSICO INC	133,700	91.85	12,280,345.00
ARCHER DANIELS MIDLAND	56,900	49.74	2,830,206.00
BUNGE LIMITED	12,800	81.45	1,042,560.00
CAMPBELL SOUP CO	18,300	43.47	795,501.00
CONAGRA INC	37,700	31.78	1,198,106.00
GENERAL MILLS	55,200	52.66	2,906,832.00
HERSHEY CO/THE	13,500	91.42	1,234,170.00
HORMEL FOODS CORP	13,200	47.14	622,248.00
JM SMUCKER CO/THE-NEW	9,300	102.87	956,691.00
KELLOGG CO	24,000	64.28	1,542,720.00
KEURIG GREEN MOUNTAIN INC	10,600	115.00	1,219,000.00
KRAFT FOODS GROUP INC	52,700	56.75	2,990,725.00
MCCORMICK & CO INC.	10,100	68.57	692,557.00
MEAD JOHNSON NUTRITION CO	17,300	94.22	1,630,006.00
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	148,400	35.78	5,309,752.00
TYSON FOODS INC-CL A	27,500	37.39	1,028,225.00
ALTRIA GROUP INC	175,200	42.20	7,393,440.00
LORILLARD INC	31,700	60.55	1,919,435.00
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	139,200	84.50	11,762,400.00
REYNOLDS AMERICAN INC	27,800	57.16	1,589,048.00
CHURCH & DWIGHT CO INC	11,700	67.29	787,293.00
CLOROX CO	11,600	88.44	1,025,904.00

COLGATE PALMOLIVE CO.	80,900	64.13	5,188,117.00
ENERGIZER HOLDINGS INC	5,500	119.81	658,955.00
KIMBERLY-CLARK CORP	33,200	107.72	3,576,304.00
PROCTER & GAMBLE CO	237,800	81.78	19,447,284.00
AVON PRODUCTS INC	40,000	13.78	551,200.00
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	21,000	76.16	1,599,360.00
HERBALIFE LTD	6,600	51.45	339,570.00
ABBOTT LABORATORIES	135,800	42.06	5,711,748.00
BARD (C R)	6,970	149.83	1,044,315.10
BAXTER INTERNATIONAL INC.	47,500	74.41	3,534,475.00
BECTON, DICKINSON	16,700	117.27	1,958,409.00
BOSTON SCIENTIFIC CORP	114,700	12.46	1,429,162.00
CAREFUSION CORP	18,700	43.97	822,239.00
COVIDIEN PLC	39,200	87.11	3,414,712.00
DENTSPLY INTERNATIONAL INC	12,400	47.34	587,016.00
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	9,600	96.58	927,168.00
HOLOGIC INC	17,900	25.56	457,524.00
INTUITIVE SURGICAL INC	3,300	459.14	1,515,162.00
MEDTRONIC INC	87,400	63.25	5,528,050.00
RESMED INC	12,200	51.40	627,080.00
ST JUDE MEDICAL INC	24,900	63.24	1,574,676.00
STRYKER CORP	30,100	80.47	2,422,147.00
VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	8,800	84.24	741,312.00
ZIMMER HOLDINGS INC	14,700	97.48	1,432,956.00
AETNA INC	31,300	77.72	2,432,636.00
AMERISOURCEBERGEN CORP	20,400	76.33	1,557,132.00
CARDINAL HEALTH INC	29,500	71.43	2,107,185.00
CIGNA CORP	24,100	92.56	2,230,696.00
DAVITA HEALTHCARE PARTNERS INC	14,400	72.11	1,038,384.00
EXPRESS SCRIPTS HOLDING INC- COMMON	67,900	73.04	4,959,416.00
HCA HOLDINGS INC	27,200	67.74	1,842,528.00
HENRY SCHEIN INC	7,500	117.97	884,775.00
HUMANA INC	13,600	120.45	1,638,120.00
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	7,400	103.95	769,230.00
MCKESSON CORP	20,300	191.15	3,880,345.00

OMNICARE INC	8,600	62.67	538,962.00
PATTERSON COS INC	7,500	39.10	293,250.00
QUEST DIAGNOSTICS INC	13,300	60.38	803,054.00
UNITEDHEALTH GROUP INC	86,300	81.47	7,030,861.00
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	7,900	109.62	865,998.00
WELLPOINT INC	24,800	111.78	2,772,144.00
ALEXION PHARMACEUTICALS INC	17,490	171.30	2,996,037.00
AMGEN INC	65,900	132.80	8,751,520.00
BIOGEN IDEC INC	20,790	342.47	7,119,951.30
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	12,500	67.24	840,500.00
CELGENE CORP	70,900	89.61	6,353,349.00
GILEAD SCIENCES INC	135,000	99.49	13,431,150.00
PHARMACYCLICS INC	5,400	122.26	660,204.00
REGENERON PHARMACEUTICALS	6,940	348.62	2,419,422.80
VERTEX PHARMACEUTICALS	21,000	90.88	1,908,480.00
ABBVIE INC	138,600	53.90	7,470,540.00
ACTAVIS PLC	23,090	215.43	4,974,278.70
ALLERGAN INC	26,000	158.26	4,114,760.00
BRISTOL MYERS SQUIBB	145,100	49.68	7,208,568.00
ELI LILLY & CO.	88,700	60.84	5,396,508.00
ENDO INTERNATIONAL PLC	11,900	62.82	747,558.00
HOSPIRA INC	14,800	55.02	814,296.00
JOHNSON & JOHNSON	248,100	101.17	25,100,277.00
MERCK & CO INC	258,100	58.61	15,127,241.00
MYLAN INC	33,100	46.46	1,537,826.00
PERRIGO CO PLC	11,510	148.53	1,709,580.30
PFIZER INC	560,000	28.64	16,038,400.00
ZOETIS INC	42,800	33.69	1,441,932.00
BANK OF AMERICA CORP	927,500	15.22	14,116,550.00
BB&T CORPORATION	62,500	36.17	2,260,625.00
CIT GROUP INC	16,400	48.36	793,104.00
CITIGROUP	266,500	48.72	12,983,880.00
COMERICA INC	15,900	48.83	776,397.00
FIFTH THIRD BANCORP	73,500	19.73	1,450,155.00
FIRST REPUBLIC BANK/CA	10,400	48.45	503,880.00

JPMORGAN CHASE & CO	332,200	56.75	18,852,350.00
KEYCORP	76,500	13.19	1,009,035.00
M & T BANK CORP	10,200	119.96	1,223,592.00
PNC FINANCIAL	47,100	82.04	3,864,084.00
REGIONS FINANCIAL CORP	126,000	9.78	1,232,280.00
SUNTRUST BKS INC.	46,200	36.81	1,700,622.00
US BANCORP	159,100	41.27	6,566,057.00
WELLS FARGO CO	438,400	50.21	22,012,064.00
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	98,300	134.34	13,205,622.00
CME GROUP INC	28,300	73.36	2,076,088.00
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	10,100	187.60	1,894,760.00
LEUCADIA NATIONAL CORP	27,200	24.98	679,456.00
MCGRAW HILL FINANCIAL INC	24,100	79.45	1,914,745.00
MOODYS CORP	16,600	91.36	1,516,576.00
NASDAQ OMX GROUP/THE	10,100	42.12	425,412.00
VOYA FINANCIAL INC	11,400	38.01	433,314.00
ACE LTD	29,200	103.50	3,022,200.00
AFLAC INC	39,400	60.10	2,367,940.00
ALLEGHANY CORP	1,410	422.02	595,048.20
ALLSTATE CORP	38,600	60.69	2,342,634.00
AMERICAN INTL GROUP	122,300	53.99	6,602,977.00
AON PLC	24,700	84.59	2,089,373.00
ARCH CAPITAL GROUP LTD	11,400	55.61	633,954.00
ASSURANT INC	6,900	64.91	447,879.00
AXIS CAPITAL HOLDINGS LTD	9,400	46.60	438,040.00
CHUBB CORP	21,800	89.84	1,958,512.00
CINCINNATI FINANCIAL CORP	13,700	47.84	655,408.00
EVEREST RE GROUP LTD	4,250	162.67	691,347.50
FNF GROUP	21,100	28.21	595,231.00
GENWORTH FINANCIAL INC-CL A	41,300	13.41	553,833.00
HARTFORD FINANCIAL SERVICES	39,900	35.11	1,400,889.00
LINCOLN NATIONAL CORP	23,500	51.43	1,208,605.00
LOEWS CORP	30,900	42.22	1,304,598.00
MARSH & MCLENNAN COS	48,500	51.61	2,503,085.00
METLIFE INC	83,500	52.48	4,382,080.00

PARTNERRE LTD	4,200	108.82	457,044.00
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	26,200	51.07	1,338,034.00
PROGRESSIVE CO	50,100	24.56	1,230,456.00
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	40,400	87.86	3,549,544.00
RENAISSANCERE HOLDINGS LTD	4,000	101.73	406,920.00
TORCHMARK CORP	11,250	53.26	599,175.00
TRAVELERS COS INC/THE	30,900	92.13	2,846,817.00
UNUM GROUP	22,800	34.84	794,352.00
WILLIS GROUP HOLDINGS PLC	15,100	41.26	623,026.00
WR BERKLEY CORP	9,800	47.09	461,482.00
XL GROUP PLC	23,700	32.96	781,152.00
CBRE GROUP INC	24,900	30.88	768,912.00
REALOGY HOLDINGS CORP	13,000	40.20	522,600.00
AKAMAI TECHNOLOGIES	15,400	59.66	918,764.00
EBAY INC	107,500	52.64	5,658,800.00
EQUINIX INC	4,500	216.95	976,275.00
FACEBOOK INC-A	164,800	73.63	12,134,224.00
GOOGLE INC-CL A	24,650	583.71	14,388,451.50
GOOGLE INC-CL C	25,110	573.48	14,400,082.80
LINKEDIN CORP - A	9,200	219.86	2,022,712.00
RACKSPACE HOSTING INC	11,000	31.21	343,310.00
TWITTER INC	9,400	44.76	420,744.00
VERISIGN INC	11,600	55.74	646,584.00
YAHOO! INC	84,700	36.47	3,089,009.00
ACCENTURE PLC-CL A	56,100	79.01	4,432,461.00
ALLIANCE DATA SYSTEMS CORP	4,760	259.51	1,235,267.60
AUTOMATIC DATA PROCESS	42,100	82.27	3,463,567.00
COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	53,800	44.76	2,408,088.00
COMPUTER SCIENCE	12,900	58.82	758,778.00
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	25,400	55.80	1,417,320.00
FISERV INC	22,800	62.72	1,430,016.00
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	6,700	144.46	967,882.00
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	86,800	187.38	16,264,584.00
MASTERCARD INC-CLASS A	89,700	75.21	6,746,337.00
PAYCHEX INC	29,000	41.55	1,204,950.00

TERADATA CORP	13,900	42.87	595,893.00
TOTAL SYSTEM SERVICES INC	15,300	31.03	474,759.00
VANTIV INC - CL A	11,400	31.89	363,546.00
VISA INC-CLASS A SHARES	44,300	210.19	9,311,417.00
WESTERN UNION CO	46,300	17.33	802,379.00
XEROX CORP	99,000	13.39	1,325,610.00
ACTIVISION BLIZZARD INC	45,000	23.36	1,051,200.00
ADOBE SYSTEMS INC.	41,100	70.07	2,879,877.00
ANSYS INC	7,800	79.79	622,362.00
AUTODESK INC.	19,600	52.66	1,032,136.00
CA INC	30,100	28.36	853,636.00
CITRIX SYSTEMS INC	16,600	68.95	1,144,570.00
ELECTRONIC ARTS	27,700	36.14	1,001,078.00
FIREEYE INC	4,800	29.79	142,992.00
INTUIT INC	23,500	83.72	1,967,420.00
MICROSOFT CORP	691,400	44.79	30,967,806.00
NETSUITE INC	2,800	82.30	230,440.00
NUANCE COMMUNICATIONS INC	20,900	16.53	345,477.00
ORACLE CORPORATION	315,800	40.28	12,720,424.00
RED HAT INC	16,900	59.85	1,011,465.00
SALESFORCE.COM INC	49,600	53.63	2,660,048.00
SERVICENOW INC	10,700	54.70	585,290.00
SYMANTEC CORP	61,900	24.24	1,500,456.00
SYNOPSYS INC	13,100	38.78	508,018.00
VMWARE INC - CLASS A	7,400	101.26	749,324.00
WORKDAY INC-CLASS A	7,100	86.54	614,434.00
CISCO SYSTEMS	452,300	24.43	11,049,689.00
F5 NETWORKS INC	6,500	114.01	741,065.00
HARRIS CORP	9,200	69.02	634,984.00
JUNIPER NETWORKS INC	44,100	22.99	1,013,859.00
MOTOROLA SOLUTIONS INC	19,900	61.00	1,213,900.00
QUALCOMM INC	148,500	74.41	11,049,885.00
APPLE INC	547,200	97.98	53,614,656.00
EMC CORP	177,100	29.73	5,265,183.00
HEWLETT PACKARD CO	167,400	35.07	5,870,718.00

NETAPP INC	28,600	41.36	1,182,896.00
SAN DISK CORPORATION	19,600	94.03	1,842,988.00
SEAGATE TECHNOLOGY	28,200	58.75	1,656,750.00
WESTERN DIGITAL CORP	19,900	100.62	2,002,338.00
AMPHENOL CORP-CL A	13,800	100.39	1,385,382.00
ARROW ELECTRS INC	8,300	60.72	503,976.00
AVNET	11,800	42.94	506,692.00
CORNING INC	123,300	20.16	2,485,728.00
FLEXTRONICS INTL LTD	51,000	10.58	539,580.00
FLIR SYSTEMS INC	12,600	33.55	422,730.00
TE CONNECTIVITY LTD	35,400	62.15	2,200,110.00
TRIMBLE NAVIGATION LTD	23,200	33.66	780,912.00
ALTERA CORP.	27,800	34.03	946,034.00
ANALOG DEVICES INC	27,000	51.17	1,381,725.00
APPLIED MATERIALS	106,500	22.47	2,393,055.00
AVAGO TECHNOLOGIES LTD	21,400	74.79	1,600,506.00
BROADCOM CORP-CL A	46,900	38.01	1,782,669.00
CREE INC	10,700	44.00	470,800.00
INTEL CORP	436,300	34.16	14,904,008.00
KLA TENCOR CORP	14,200	74.07	1,051,794.00
LAM RESEARCH	14,000	69.65	975,100.00
LINEAR TECHNOLOGY CORP	20,000	44.73	894,600.00
MARVELL TECHNOLOGY GROUP LTD	31,900	13.33	425,227.00
MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	23,900	30.74	734,686.00
MICROCHIP TECHNOLOGY	18,000	47.37	852,660.00
MICRON TECHNOLOGY	92,300	31.49	2,906,527.00
NVIDIA CORP	48,800	19.04	929,152.00
TEXAS INSTRUMENTS INC	94,300	47.56	4,484,908.00
XILINX INC	22,900	42.13	964,777.00
AT & T INC	456,900	34.74	15,872,706.00
CENTURYLINK INC	50,900	40.40	2,056,360.00
FRONTIER COMMUNICATIONS CO	83,000	6.50	539,915.00
LEVEL 3 COMMUNICATIONS INC	14,600	41.98	612,908.00
VERIZON COMMUNICATIONS	363,300	48.80	17,729,040.00
WINDSTREAM HOLDINGS INC	51,000	11.36	579,360.00

SBA COMMUNICATIONS CORP-CL A	11,300	108.57	1,226,841.00
SPRINT CORP	65,000	5.69	369,850.00
T-MOBILE US INC	20,500	29.06	595,730.00
AMERICAN ELECTRIC POWER	42,600	51.42	2,190,492.00
DUKE ENERGY CORP	62,200	72.09	4,483,998.00
EDISON INTERNATIONAL	26,900	57.35	1,542,715.00
ENTERGY CORP	16,000	72.82	1,165,120.00
EXELON CORPORATION	75,900	31.80	2,413,620.00
FIRSTENERGY CORP	35,500	32.97	1,170,435.00
NEXTERA ENERGY INC	38,400	96.38	3,700,992.00
NORTHEAST UTILITIES	28,000	44.17	1,236,760.00
OGE ENERGY CORP	16,600	36.08	598,928.00
PEPCO HOLDINGS INC	22,700	27.11	615,397.00
PINNACLE WEST CAPITAL CORP	10,000	54.52	545,200.00
PPL CORPORATION	55,200	33.81	1,866,312.00
SOUTHERN CO.	77,800	43.42	3,378,076.00
XCEL ENERGY INC	42,600	31.02	1,321,452.00
ALLIANT ENERGY CORP	9,500	56.89	540,455.00
AMEREN CORPORATION	20,600	38.50	793,100.00
CENTERPOINT ENERGY INC	34,500	24.51	845,595.00
CMS ENERGY CORP	23,700	29.61	701,757.00
CONSOLIDATED EDISON INC	25,100	56.96	1,429,696.00
DOMINION RESOURCES INC/VA	51,300	68.90	3,534,570.00
DTE ENERGY COMPANY	15,100	76.36	1,153,036.00
INTEGRYS ENERGY GROUP INC	7,500	66.30	497,250.00
MDU RESOURCES GROUP INC	15,100	30.90	466,590.00
NISOURCE INC	27,300	38.68	1,055,964.00
PG&E CORP	40,700	45.20	1,839,640.00
PUBLIC SVC ENTERPRISE	44,800	35.53	1,591,744.00
SCANA CORP	11,300	50.39	569,407.00
SEMPRA ENERGY	20,700	103.04	2,132,928.00
WISCONSIN ENERGY CORP	19,600	43.47	852,012.00
AMERICAN WATER WORKS CO INC	15,400	49.91	768,614.00
HUDSON CITY BANCORP INC	39,000	9.61	374,790.00
NEW YORK COMMUNITY BANCORP	40,300	15.60	628,680.00



OCWEN FINANCIAL CORP	10,000	26.96	269,600.00
PEOPLES UNITED FINANCIAL IN	29,800	14.63	435,974.00
AMERICAN EXPRESS CO	83,400	86.60	7,222,440.00
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	50,100	79.30	3,972,930.00
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	40,700	60.37	2,457,059.00
NAVIENT CORP	37,100	17.02	631,442.00
AFFILIATED MANAGERS GROUP	4,530	197.98	896,849.40
AMERIPRISE FINANCIAL INC	16,900	120.22	2,031,718.00
BANK OF NEWYORK MELLON CORP	98,800	38.24	3,778,112.00
BLACKROCK INC	11,820	315.11	3,724,600.20
EATON VANCE CORP	10,000	36.28	362,800.00
FRANKLIN RESOURCES INC	35,300	54.79	1,934,087.00
GOLDMAN SACHS GROUP	37,830	171.90	6,502,977.00
INVESCO LTD	38,600	38.92	1,502,312.00
LEGG MASON INC	10,000	47.82	478,200.00
MORGAN STANLEY	129,700	32.22	4,178,934.00
NORTHERN TRUST CORP	19,800	66.59	1,318,482.00
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	11,700	52.00	608,400.00
SCHWAB (CHARLES) CORP	103,300	27.27	2,816,991.00
SEI INVESTMENTS COMPANY	12,900	36.16	466,464.00
STATE STREET CORP	38,000	69.63	2,645,940.00
T ROWE PRICE GROUP INC	23,100	77.75	1,796,025.00
TD AMERITRADE HOLDING CORP	22,900	32.12	735,548.00
H & R BLOCK INC	23,400	33.20	776,880.00
AES CORP	58,200	14.81	861,942.00
CALPINE CORP	29,800	21.99	655,302.00
NRG ENERGY INC	27,500	29.16	801,900.00
CERNER CORP	26,900	55.49	1,492,681.00
AGILENT TECHNOLOGIES INC	29,700	57.58	1,710,126.00
ILLUMINA INC	11,290	168.57	1,903,155.30
METTLER-TOLEDO INTL	2,610	266.36	695,199.60
QUINTILES TRANSNATIONAL HOLD	4,500	57.02	256,590.00
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	34,300	121.55	4,169,165.00
WATERS CORP	7,300	103.44	755,112.00
DUN & BRADSTREET CORP	3,100	116.95	362,545.00

	EQUIFAX INC	11,100	77.25	857,475.00	
	IHS INC-CLASS A	5,700	138.47	789,279.00	
	MANPOWERGROUP INC	7,000	75.61	529,270.00	
	NIELSEN NV	26,900	47.54	1,278,826.00	
	ROBERT HALF INTERNATIONAL INC	12,300	48.98	602,454.00	
	TOWERS WATSON & CO-CL A	6,400	108.78	696,192.00	
	VERISK ANALYTICS INC-CLASS A	13,000	62.69	814,970.00	
小計	銘柄数：585			1,566,606,023.18	
				(160,389,124,653)	
	組入時価比率：58.2%			60.3%	
カナダドル	ALTAGAS LTD	10,700	51.29	548,803.00	
	ARC RESOURCES LTD	26,300	30.79	809,777.00	
	ATHABASCA OIL CORP	31,000	6.76	209,560.00	
	BAYTEX ENERGY CORP	10,900	45.50	495,950.00	
	CAMECO CORP	34,600	22.40	775,040.00	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	95,700	45.46	4,350,522.00	
	CANADIAN OIL SANDS LTD	42,000	23.05	968,100.00	
	CENOVUS ENERGY INC	66,200	33.38	2,209,756.00	
	CRESCENT POINT ENERGY CORP	35,500	43.80	1,554,900.00	
	ENBRIDGE INC	73,400	53.81	3,949,654.00	
	ENCANA CORP	63,500	23.47	1,490,345.00	
	ENERPLUS CORP	18,700	23.74	443,938.00	
	HUSKY ENERGY INC	30,100	32.65	982,765.00	
	IMPERIAL OIL	26,300	54.46	1,432,298.00	
	INTER PIPELINE LTD	26,000	36.10	938,600.00	
	KEYERA CORP	7,200	93.50	673,200.00	
	MEG ENERGY CORP	14,400	36.64	527,616.00	
	PACIFIC RUBIALES ENERGY CORP	26,300	20.41	536,783.00	
	PEMBINA PIPELINE CORP	28,700	47.77	1,370,999.00	
	PENGROWTH ENERGY CORP	47,500	6.70	318,250.00	
	PENN WEST PETROLEUM LTD	40,000	7.78	311,200.00	
	PEYTO EXPLORATION & DEV CORP	12,900	35.20	454,080.00	
	SUNCOR ENERGY INC	130,200	42.95	5,592,090.00	
	TALISMAN ENERGY	91,000	11.32	1,030,120.00	
	TOURMALINE OIL CORP	15,300	51.99	795,447.00	

TRANSCANADA CORP	62,400	55.59	3,468,816.00
VERMILION ENERGY INC	9,300	69.47	646,071.00
AGRIUM INC	12,400	100.26	1,243,224.00
METHANEX CORP	8,200	72.00	590,400.00
POTASH CORP OF SASKATCHEWAN	74,700	38.13	2,848,311.00
AGNICO EAGLE MINES LTD	18,600	42.96	799,056.00
BARRICK GOLD	101,500	20.64	2,094,960.00
ELDORADO GOLD CORPORATION	66,800	9.00	601,200.00
FIRST QUANTUM MINERALS LTD	51,000	24.05	1,226,550.00
FRANCO-NEVADA CORP	12,300	63.41	779,943.00
GOLDCORP INC	70,900	31.14	2,207,826.00
KINROSS GOLD CORP	104,600	4.39	459,194.00
NEW GOLD INC	43,100	6.83	294,373.00
SILVER WHEATON CORP	30,100	27.88	839,188.00
TECK RESOURCES LTD	49,200	25.04	1,231,968.00
TURQUOISE HILL RESOURCES LTD	63,000	3.75	236,250.00
YAMANA GOLD INC	79,000	9.46	747,340.00
BOMBARDIER B SHEARS	132,000	3.82	504,240.00
CAE INC	21,200	13.45	285,140.00
SNC-LAVALIN GROUP INC	12,800	55.73	713,344.00
FINNING INTERNATIONAL INC	14,900	32.83	489,167.00
CANADIAN NATL RAILWAY CO	72,600	74.17	5,384,742.00
CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	15,490	212.87	3,297,356.30
MAGNA INTERNATIONAL INC	19,400	122.04	2,367,576.00
GILDAN ACTIVEWEAR INC	9,600	62.01	595,296.00
TIM HORTONS INC	12,500	67.74	846,750.00
SHAW COMMUNICATIONS-B	33,000	27.13	895,290.00
THOMSON REUTERS CORP	31,800	41.30	1,313,340.00
CANADIAN TIRE CORP LTD A	6,900	110.26	760,794.00
DOLLARAMA INC	5,400	93.30	503,820.00
ALIMENTATION COUCHE-TARD-B	36,600	30.69	1,123,254.00
EMPIRE CO LTD A	4,600	76.75	353,050.00
LOBLAW COMPANIES	19,287	52.76	1,017,582.12
METRO INC	7,800	70.93	553,254.00
WESTON(GEORGE)LTD	4,200	86.76	364,392.00

SAPUTO INC	10,800	65.89	711,612.00	
CATAMARAN CORP	17,700	49.89	883,053.00	
VALEANT PHARMACEUTICALS INTERNATIONAL	27,900	122.26	3,411,054.00	
BANK OF MONTREAL	56,400	80.22	4,524,408.00	
BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	106,000	72.40	7,674,400.00	
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	34,900	101.32	3,536,068.00	
NATIONAL BANK OF CANADA	29,100	48.84	1,421,244.00	
ROYAL BANK OF CANADA	126,700	79.85	10,116,995.00	
TORONTO DOMINION BANK	161,800	56.65	9,165,970.00	
ONEX CORP	8,000	61.86	494,880.00	
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	1,780	505.74	900,217.20	
GREAT-WEST LIFE CO INC	27,100	31.90	864,490.00	
INDUSTRIAL ALLIANCE INSURANC	8,300	47.59	394,997.00	
INTACT FINANCIAL CORP	11,100	73.79	819,069.00	
MANULIFE FINANCIAL CORP	163,200	21.51	3,510,432.00	
POWER CORPORATION OF CANADA	33,100	31.42	1,040,002.00	
POWER FINANCIAL CORP	22,500	34.63	779,175.00	
SUN LIFE FINANCIAL INC	53,000	40.46	2,144,380.00	
BROOKFIELD ASSET MANAGE-CL A	48,900	51.73	2,529,597.00	
FIRST CAPITAL REALTY INC	7,700	18.95	145,915.00	
CGI GROUP INC - CLASS A	18,900	36.75	694,575.00	
OPEN TEXT CORP	10,200	60.04	612,408.00	
BLACKBERRY LTD	43,900	10.44	458,316.00	
BCE INC	22,700	48.29	1,096,183.00	
BELL ALIANT INC	7,000	30.45	213,150.00	
TELUS CORP	19,300	38.48	742,664.00	
ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	32,000	43.24	1,383,680.00	
FORTIS INC	18,900	33.55	634,095.00	
ATCO LTD CL1	6,800	47.91	325,788.00	
CANADIAN UTILITIES LTD A	10,600	39.02	413,612.00	
CI FINANCIAL CORP	20,600	35.14	723,884.00	
IGM FINANCIAL INC	8,500	50.64	430,440.00	
TRANSALTA CORP	24,300	12.72	309,096.00	
小計			137,558,699.62	銘柄数：93

				(12,931,893,351)
	組入時価比率：4.7%			4.9%
ユーロ	FUGRO NV CVA	6,600	28.10	185,460.00
	SAIPEM	23,900	17.49	418,011.00
	TECHNIP SA	8,800	68.33	601,304.00
	TENARIS SA	41,700	16.12	672,204.00
	ENI SPA	222,200	18.38	4,084,036.00
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	33,500	12.38	414,730.00
	NESTE OIL OYJ	10,700	14.56	155,792.00
	OMV AG	12,500	28.59	357,437.50
	REPSOL SA	75,282	18.03	1,357,334.46
	TOTAL SA	187,900	47.33	8,893,307.00
	VOPAK	6,100	33.45	204,075.50
	AIR LIQUIDE	30,120	94.12	2,834,894.40
	AKZO NOBEL	20,900	51.67	1,079,903.00
	ARKEMA	5,500	55.22	303,710.00
	BASF SE	80,700	74.68	6,026,676.00
	FUCHS PETROLUB SE -PFD	6,400	31.57	202,048.00
	K+S AG	14,200	23.57	334,694.00
	KONINKLIJKE DSM NV	14,900	47.80	712,294.50
	LANXESS	8,300	45.90	381,011.50
	LINDE AG	16,400	146.25	2,398,500.00
	SOLVAY SA	5,100	115.85	590,835.00
	UMICORE	9,900	36.39	360,310.50
	CRH PLC	67,400	17.60	1,186,240.00
	HEIDELBERGCEMENT AG	12,300	55.07	677,361.00
	IMERYS	3,000	60.07	180,210.00
	LAFARGE SA	16,000	55.98	895,680.00
	ARCELORMITTAL	87,100	10.18	887,113.50
	THYSSENKRUPP AG	38,600	20.53	792,458.00
	VOESTALPINE AG	9,600	31.06	298,224.00
	STORA ENSO OYJ-R	49,400	6.27	309,985.00
UPM-KYMMENE OYJ	44,200	10.98	485,316.00	
AIRBUS GROUP NV	51,400	43.47	2,234,358.00	
FINMECCANICA SPA	33,000	6.65	219,615.00	

SAFRAN SA	24,200	46.32	1,120,944.00
THALES (EX THOMSON-CSF)	8,300	41.47	344,201.00
ZODIAC AEROSPACE	15,400	23.50	361,900.00
COMP DE SAINT-GOBAIN (ORD)	39,100	35.86	1,402,321.50
ACS, ACTIVIDADES CONS Y SERV	14,802	30.01	444,282.03
BOSKALIS WESTMINSTER-CVA	7,100	40.96	290,851.50
BOUYGUES	17,500	27.23	476,612.50
FERROVIAL SA	37,163	14.73	547,596.80
HOCHTIEF AG	2,000	56.52	113,040.00
OCI	8,000	25.78	206,280.00
VINCI	42,100	46.86	1,973,016.50
ALSTOM	18,700	26.39	493,493.00
LEGRAND SA	23,200	41.29	958,044.00
OSRAM LICHT AG	7,750	31.60	244,938.75
PRYSMIAN SPA	17,400	15.02	261,348.00
SCHNEIDER ELECTRIC SE	45,600	62.35	2,843,160.00
KONINKLIJKE PHILIPS NV	85,200	22.30	1,899,960.00
SIEMENS AG	69,700	90.66	6,319,002.00
ANDRITZ AG	6,500	42.40	275,600.00
CNH INDUSTRIAL NV	80,100	6.39	511,839.00
GEA GROUP AG	16,600	33.12	549,792.00
KONE OYJ	27,600	31.47	868,572.00
MAN SE	3,200	89.75	287,200.00
METSO OYJ	10,400	30.81	320,424.00
VALLOUREC	9,300	31.76	295,368.00
WARTSILA OYJ	12,300	36.77	452,271.00
ZARDOYA OTIS S.A	15,600	10.83	168,948.00
ZARDOYA OTIS SA - RTS	15,600	0.43	6,757.92
BRENTAG AG	13,290	39.78	528,676.20
REXEL SA	22,100	14.14	312,494.00
BIC	2,500	105.50	263,750.00
EDENRED	16,900	22.96	388,108.50
BOLLORE	430	460.00	197,800.00
DEUTSCHE POST AG-REG	84,800	23.50	1,992,800.00
TNT EXPRESS NV	36,000	5.55	199,800.00

DEUTSCHE LUFTHANSA AG (REGD)	19,200	12.66	243,168.00
INTERNATIONAL CONSOLIDATED AIRLINES GRP	93,000	4.13	384,834.00
ABERTIS INFRAESTRUCTURAS SA	36,645	15.30	560,851.72
ADP	2,400	99.82	239,568.00
ATLANTIA SPA	35,200	18.00	633,600.00
FRAPORT AG	2,900	48.78	141,462.00
GROUPE EUROTUNNEL SA - REGR	43,000	9.37	403,125.00
CONTINENTAL AG	9,500	153.45	1,457,775.00
MICHELIN B	16,500	79.82	1,317,030.00
NOKIAN RENKAAT OYJ	10,200	23.54	240,108.00
PIRELLI&CO	21,100	11.04	232,944.00
VALEO	6,600	86.83	573,078.00
BAYER MOTOREN WERK	29,200	86.24	2,518,208.00
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	4,700	71.99	338,353.00
DAIMLER AG	84,600	59.71	5,051,466.00
FIAT SPA-ORD	74,000	7.33	542,420.00
PEUGEOT CITROEN	34,200	10.17	347,985.00
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	13,500	66.94	903,690.00
RENAULT	16,900	57.54	972,426.00
VOLKSWAGEN AG	2,710	165.75	449,182.50
VOLKSWAGEN AG-PREF	14,360	165.50	2,376,580.00
ADIDAS AG	18,600	59.30	1,102,980.00
CHRISTIAN DIOR SA	4,780	132.40	632,872.00
HUGO BOSS AG	2,800	104.35	292,180.00
KERING	6,700	155.50	1,041,850.00
LUXOTTICA GROUP SPA	14,800	40.26	595,848.00
LVMH	24,420	127.20	3,106,224.00
ACCOR SA	15,500	34.55	535,602.50
SODEXO	8,000	72.38	579,040.00
ALTICE SA	7,200	45.27	325,980.00
AXEL SPRINGER SE	3,500	44.19	154,665.00
EUTELSAT COMMUNICATIONS	13,000	24.79	322,270.00
JC DECAUX INTERNATIONAL	5,300	25.24	133,772.00
KABEL DEUTSCHLAND HOLDING AG	2,100	107.60	225,960.00
LAGARDERE S. C. A	9,700	20.85	202,293.50

PROSIEBEN SAT. 1 MEDIA AG	18,700	30.50	570,350.00
PUBLICIS GROUPE	15,900	54.26	862,734.00
REED ELSEVIER NV	59,500	16.78	998,410.00
RTL GROUP	3,300	79.59	262,647.00
SES FDR	26,100	26.74	698,044.50
SKY DEUTSCHLAND AG	37,000	6.67	246,790.00
TELENET GROUP HOLDING NV	4,300	42.27	181,761.00
WOLTERS KLUWER	25,900	20.24	524,345.50
INDITEX SA	96,400	21.41	2,063,924.00
CARREFOUR SUPERMARCHE	54,300	25.93	1,407,999.00
CASINO GUICHARD	5,200	89.34	464,568.00
COLRUYT SA	6,700	35.72	239,357.50
DELHAIZE GROUP	8,700	51.66	449,442.00
DISTRIBUIDORA INTERNACIONAL	57,000	6.11	348,270.00
JERONIMO MARTINS	23,400	10.14	237,393.00
KONINKLIJKE AHOLD NV	83,100	13.07	1,086,117.00
METRO AG	13,400	25.75	345,050.00
ANHEUSER-BUSCH INBEV NV	70,600	81.83	5,777,198.00
HEINEKEN HOLDING NV	9,200	47.80	439,806.00
HEINEKEN NV	20,600	52.29	1,077,174.00
PERNOD-RICARD	18,700	85.32	1,595,484.00
REMY COINTREAU	2,300	58.11	133,653.00
DANONE	49,700	52.91	2,629,627.00
KERRY GROUP PLC-A	13,700	56.09	768,433.00
UNILEVER NV-CVA	143,300	30.52	4,373,516.00
HENKEL AG & CO KGAA	10,100	70.05	707,505.00
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	15,700	79.07	1,241,399.00
BEIERSDORF AG	8,700	65.51	569,937.00
LOREAL-ORD	21,070	124.35	2,620,054.50
ESSILOR INTERNATIONAL	18,100	72.29	1,308,449.00
CELESIO AG	5,200	25.40	132,080.00
FRESENIUS MEDICAL CARE	19,300	51.18	987,774.00
FRESENIUS SE & CO KGAA	32,550	35.72	1,162,686.00
GRIFOLS SA	13,200	32.20	425,106.00
BAYER AG	72,600	95.41	6,926,766.00



MERCK KGAA	11,340	63.00	714,420.00
ORION OYJ	9,400	28.02	263,388.00
SANOFI	104,600	78.00	8,158,800.00
U. C. B. SA	10,200	70.40	718,080.00
BANCA MONTE DEI PASCHI SIENA	375,000	1.04	391,500.00
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA	519,000	8.70	4,518,414.00
BANCO COMERCIAL PORTUGUES-REGD	3,040,000	0.09	286,976.00
BANCO DE SABADELL SA	298,659	2.26	675,865.31
BANCO POPOLARE SPA	30,300	11.17	338,451.00
BANCO SANTANDER SA	1,050,000	7.20	7,560,000.00
BANK OF IRELAND	2,250,000	0.27	625,500.00
BANKIA SA	385,000	1.40	539,000.00
BCO POPULAR ESPANOL	147,275	4.36	642,119.00
BNP PARIBAS	92,400	48.32	4,465,230.00
CAIXABANK	155,418	4.25	661,148.17
COMMERZBANK AG	83,100	10.63	883,768.50
CREDIT AGRICOLE SA	87,900	10.47	920,313.00
ERSTE GROUP BANK AG	23,400	19.13	447,642.00
INTESA SANPAOLO	1,028,000	2.11	2,175,248.00
INTESA SANPAOLO-RSP	76,000	1.87	142,652.00
IRISH BANK RESOLUTION CORP LTD	139,810	0.00	0.00
KBC GROUPE NV	21,400	41.43	886,709.00
NATIXIS	77,000	5.01	386,078.00
RAIFFEISEN BANK INTERNATIONAL AG	11,000	19.00	209,000.00
SOCIETE GENERALE	63,500	35.78	2,272,347.50
UNICREDIT SPA	387,000	5.58	2,161,395.00
UNIONE DI BANCHE ITALIANE SCPA	75,000	5.41	405,750.00
DEUTSCHE BOERSE AG	16,900	52.78	891,982.00
EURAZEO	3,025	50.70	153,367.50
EXOR SPA	8,600	27.96	240,456.00
GROUPE BRUXELLES LAM	7,200	72.15	519,480.00
ING GROEP NV	335,800	9.99	3,354,642.00
WENDEL	2,800	95.88	268,464.00
AEGON NV	159,000	5.77	918,384.00
AGEAS	19,400	25.48	494,409.00

ALLIANZ SE	40,150	126.15	5,064,922.50
ASSICURAZIONI GENERALI	102,500	15.18	1,555,950.00
AXA	158,800	18.05	2,866,340.00
CNP ASSURANCES	16,400	14.32	234,930.00
DELTA LLOYD NV	18,300	17.34	317,413.50
HANNOVER RUECK SE	5,300	62.60	331,780.00
MAPFRE SA	91,000	2.77	252,707.00
MUENCHENER RUECKVERSICHERUNG (REG)	15,700	148.80	2,336,160.00
SAMPO OYJ-A	38,900	36.48	1,419,072.00
SCOR SE	14,200	23.55	334,481.00
UNIPOLSAI SPA	80,000	2.20	176,320.00
VIENNA INSURANCE GROUP AG WIEN	3,100	36.41	112,871.00
DEUTSCHE WOHNEN AG-BR	23,800	16.37	389,606.00
IMMOEAST AG-RIGHTS	50,000	0.00	0.00
IMMOFINANZ AG	82,000	2.33	191,798.00
UNITED INTERNET AG-REG SHARE	9,800	31.16	305,368.00
AMADEUS IT HOLDING SA-A SHS	33,600	27.92	938,112.00
ATOS	6,500	55.74	362,310.00
CAP GEMINI SA	12,500	51.83	647,875.00
DASSAULT SYSTEMES SA	11,400	49.10	559,740.00
GEMALTO	6,800	73.45	499,460.00
SAP SE	80,400	56.60	4,550,640.00
ALCATEL-LUCENT	246,000	2.38	585,726.00
NOKIA OYJ	324,000	5.79	1,877,580.00
ASML HOLDING NV	31,000	67.85	2,103,350.00
INFINEON TECHNOLOGIES AG	96,000	8.44	810,240.00
STMICROELECTRONICS NV	57,700	6.01	347,180.90
BELGACOM SA	13,800	26.35	363,630.00
DEUTSCHE TELEKOM-REG	272,500	11.11	3,027,475.00
ELISA CORPORATION	12,500	20.67	258,375.00
ILIAD SA	2,190	168.60	369,234.00
KONINKLIJKE KPN NV	271,000	2.44	662,324.00
ORANGE	164,200	11.05	1,814,410.00
TELECOM ITALIA SPA	860,000	0.81	696,600.00
TELECOM ITALIA-RNC	560,000	0.65	369,320.00

	TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDING AG	23,800	5.77	137,445.00	
	TELEFONICA SA	356,200	11.72	4,174,664.00	
	TELEKOM AUSTRIA AG	22,000	7.14	157,256.00	
	VIVENDI SA	106,600	19.19	2,045,654.00	
	ZIGGO NV	13,600	35.08	477,156.00	
	ELECTRICITE DE FRANCE	20,300	24.60	499,481.50	
	ENEL SPA	582,000	3.89	2,267,472.00	
	ENERGIAS DE PORTUGAL	200,000	3.39	679,600.00	
	FORTUM OYJ	39,600	19.06	754,776.00	
	IBERDROLA SA	459,000	5.40	2,480,895.00	
	RED ELECTRICA CORPORACION SA	9,600	61.61	591,456.00	
	TERNA SPA	136,000	3.76	511,904.00	
	ENAGAS	18,500	24.17	447,237.50	
	GAS NATURAL SDG	30,500	22.22	677,862.50	
	SNAM SPA	175,000	4.25	744,800.00	
	E.ON SE	175,300	13.65	2,392,845.00	
	GDF SUEZ	126,900	18.94	2,403,486.00	
	RWE AG	42,700	28.83	1,231,041.00	
	SUEZ ENVIRONNEMENT SA	24,300	12.90	313,470.00	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	37,200	12.72	473,184.00	
	DEUTSCHE BANK AG-REG	121,600	24.42	2,970,080.00	
	MEDIOBANCA SPA-ORD	55,000	6.17	339,625.00	
	ENEL GREEN POWER SPA	160,000	1.97	315,360.00	
	QIAGEN NV	20,100	17.77	357,277.50	
	BUREAU VERITAS SA	18,500	19.38	358,622.50	
	RANDSTAD HOLDING NV	11,000	34.04	374,495.00	
	小計 銘柄数：234			254,900,987.66	
				(34,944,376,398)	
	組入時価比率：12.7%			13.2%	
英ポンド	AMEC PLC	26,800	11.01	295,068.00	
	PETROFAC LTD	22,700	11.34	257,418.00	
	BG GROUP PLC	297,700	11.63	3,463,739.50	
	BP PLC	1,621,000	4.70	7,634,099.50	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	342,100	23.84	8,155,664.00	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B	214,800	24.90	5,348,520.00	

TULLOW OIL PLC	78,200	7.06	552,092.00
CRODA INTERNATIONAL PLC	11,500	21.88	251,620.00
JOHNSON MATTHEY PLC	17,700	30.90	546,930.00
REXAM PLC	59,555	4.96	295,809.68
ANGLO AMERICAN PLC	123,100	15.77	1,941,902.50
ANTOFAGASTA PLC	34,900	8.07	281,643.00
BHP BILLITON PLC	184,400	20.50	3,780,200.00
FRESNILLO PLC	20,900	10.05	210,045.00
GLENCORE PLC	928,000	3.58	3,329,664.00
RANDGOLD RESOURCES LTD	7,400	50.65	374,810.00
RIO TINTO PLC-REG	111,100	34.06	3,784,066.00
BAE SYSTEMS PLC	277,000	4.37	1,210,490.00
COBHAM PLC	99,000	2.94	291,555.00
MEGGITT PLC	70,600	4.67	330,266.80
ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	166,200	10.48	1,741,776.00
SMITHS GROUP PLC	33,900	12.66	429,174.00
IMI PLC	22,600	13.51	305,326.00
MELROSE INDUSTRIES PLC	93,076	2.74	255,121.31
WEIR GROUP PLC	18,200	25.97	472,654.00
BUNZLE	30,000	16.29	488,700.00
TRAVIS PERKINS PLC	20,900	16.85	352,165.00
WOLSELEY PLC	23,612	31.08	733,860.96
AGGREKO PLC	23,033	17.10	393,864.30
BABCOCK INTL GROUP PLC	43,900	11.06	485,534.00
G4S PLC	136,800	2.63	360,741.60
ROYAL MAIL PLC	55,000	4.35	239,580.00
EASYJET PLC	14,200	12.89	183,038.00
GKN PLC	148,000	3.38	501,128.00
PERSIMMON PLC	25,400	13.12	333,248.00
BURBERRY GROUP PLC	39,200	14.59	571,928.00
CARNIVAL PLC	15,200	22.39	340,328.00
COMPASS GROUP PLC	146,164	9.58	1,400,981.94
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	20,123	22.50	452,767.50
TUI TRAVEL PLC	48,000	3.66	175,968.00
WHITBREAD PLC	15,800	42.75	675,450.00

WILLIAM HILL PLC	81,000	3.45	279,531.00
BRITISH SKY BROADCASTING PLC	89,200	8.49	757,754.00
ITV PLC	343,000	2.07	711,725.00
PEARSON	72,000	11.20	806,400.00
REED ELSEVIER PLC	100,400	9.62	965,848.00
WPP PLC	116,300	12.12	1,409,556.00
ASOS PLC	4,600	23.08	106,168.00
MARKS & SPENCER PLC	141,000	4.27	602,211.00
NEXT PLC	13,300	68.20	907,060.00
DIXONS CARPHONE PLC	85,000	3.36	286,110.00
KINGFISHER PLC	213,000	2.95	629,202.00
SPORTS DIRECT INTERNATIONAL	21,300	6.96	148,248.00
MORRISON SUPERMARKETS	174,000	1.73	301,194.00
SAINSBURY	111,800	3.11	348,480.60
TESCO PLC	709,000	2.48	1,758,320.00
COCA-COLA HBC AG-CDI	18,800	13.27	249,476.00
DIAGEO PLC	219,200	17.38	3,810,792.00
SABMILLER PLC	84,900	32.50	2,759,674.50
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	31,400	28.07	881,398.00
TATE & LYLE ORD.	42,500	6.81	289,637.50
UNILEVER PLC	113,000	25.99	2,936,870.00
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	165,700	35.19	5,830,983.00
IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	85,000	25.22	2,143,700.00
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	57,100	52.90	3,020,590.00
SMITH & NEPHEW PLC	76,400	10.18	777,752.00
ASTRAZENECA PLC	110,800	40.92	4,534,490.00
GLAXOSMITHKLINE PLC	426,700	13.92	5,939,664.00
SHIRE PLC	51,400	48.50	2,492,900.00
BARCLAYS PLC	1,429,000	2.17	3,109,504.00
HSBC HOLDINGS PLC	1,652,000	6.43	10,630,620.00
LLOYDS BANKING GROUP PLC	4,980,000	0.73	3,664,782.00
ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP	222,000	3.47	771,672.00
STANDARD CHARTERED PLC	213,900	12.12	2,592,468.00
LONDON STOCK EXCHANGE GRP PLC	15,800	19.27	304,466.00
ADMIRAL GROUP PLC	17,500	13.33	233,275.00

	AVIVA PLC	261,000	5.03	1,312,830.00	
	DIRECT LINE INSURANCE GROUP	137,000	2.78	381,545.00	
	FRIENDS LIFE GROUP LTD	126,000	3.08	389,088.00	
	LEGAL & GENERAL	525,000	2.38	1,251,075.00	
	OLD MUTUAL PLC	437,000	1.93	846,032.00	
	PRUDENTIAL PLC	223,800	14.20	3,177,960.00	
	RSA INSURANCE GROUP PLC	90,750	4.39	398,755.50	
	STANDARD LIFE PLC	205,000	3.68	755,425.00	
	SAGE GROUP PLC (THE)	95,000	3.92	372,590.00	
	ARM HOLDINGS PLC	123,600	9.07	1,121,052.00	
	BT GROUP PLC	697,000	3.71	2,587,961.00	
	INMARSAT PLC	35,000	6.99	244,650.00	
	VODAFONE GROUP PLC	2,306,000	1.97	4,555,503.00	
	SSE PLC	83,400	14.89	1,241,826.00	
	CENTRICA PLC	445,000	3.13	1,395,075.00	
	NATIONAL GRID PLC	326,200	8.75	2,854,250.00	
	SEVERN TRENT PLC	20,300	19.38	393,414.00	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	61,000	8.70	531,005.00	
	3I GROUP PLC	89,000	3.77	335,530.00	
	ABERDEEN ASSET MANAGEMENT PLC	83,000	4.26	353,746.00	
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	19,100	10.80	206,280.00	
	ICAP PLC	46,000	3.67	168,866.00	
	INVESTEC PLC	47,000	5.21	244,870.00	
	SCHRODERS PLC	10,100	22.92	231,492.00	
	CAPITA PLC	58,100	11.92	692,552.00	
	EXPERIAN PLC	86,000	10.32	887,520.00	
	INTERTEK GROUP PLC	13,700	28.08	384,696.00	
	小計 銘柄数 : 103			147,537,047.69	
				(25,250,965,712)	
				9.5%	
	組入時価比率 : 9.2%				
スイスフラン	TRANSOCEAN LTD	31,500	35.02	1,103,130.00	
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	790	382.75	302,372.50	
	GIVAUDAN-REG	798	1,481.00	1,181,838.00	
	SIKA AG-BR	180	3,461.00	622,980.00	
	SYNGENTA AG	8,070	320.00	2,582,400.00	

HOLCIM LTD-REG	20,000	70.65	1,413,000.00
GEBERIT AG-REG	3,340	300.10	1,002,334.00
ABB LTD	193,600	20.32	3,933,952.00
SCHINDLER HOLDING AG-REG	1,930	129.80	250,514.00
SCHINDLER HOLDING-PART CERT	3,970	128.40	509,748.00
SULZER AG-REG	2,000	117.40	234,800.00
KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	4,530	121.50	550,395.00
CIE FINANCIERE RICHEMONT-BR A	46,000	86.35	3,972,100.00
THE SWATCH GROUP AG-B	2,650	487.20	1,291,080.00
THE SWATCH GROUP AG-REG	4,600	90.70	417,220.00
ARYZTA AG	7,910	82.90	655,739.00
BARRY CALLEBAUT AG	190	1,098.00	208,620.00
LINDT & SPRUENGLI AG-PC	76	4,762.00	361,912.00
LINDT&SPRUENGLI AG-REG	9	57,000.00	513,000.00
NESTLE SA-REG	282,800	69.35	19,612,180.00
SONOVA HOLDING AG-REG	4,560	139.70	637,032.00
ACTELION LTD	8,900	105.10	935,390.00
NOVARTIS-REG	201,800	78.00	15,740,400.00
ROCHE HOLDINGS (GENUSSCHEINE)	61,630	259.90	16,017,637.00
PARGESA HOLDING SA-BEARER SHARES	2,440	76.35	186,294.00
BALOISE HOLDING AG	4,090	115.20	471,168.00
SWISS LIFE HOLDING AG	2,930	227.80	667,454.00
SWISS RE LTD	30,500	72.75	2,218,875.00
ZURICH INSURANCE GROUP AG	13,130	269.70	3,541,161.00
SWISS PRIME SITE-REG	5,300	72.50	384,250.00
SWISSCOM AG-REG	2,020	523.00	1,056,460.00
CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	131,600	25.11	3,304,476.00
JULIUS BAER GROUP LTD	19,800	39.67	785,466.00
PARTNERS GROUP HOLDING AG	1,560	227.00	354,120.00
UBS AG-REG	318,800	15.79	5,033,852.00
LONZA AG-REG	4,600	98.30	452,180.00
ADECCO SA-REG	15,300	65.85	1,007,505.00
SGS SA-REG	485	2,013.00	976,305.00
小計銘柄数 : 38			94,489,339.50 (10,706,587,058)

	組入時価比率：3.9%			4.0%
スウェーデン ローナ	LUNDIN PETROLEUM AB	20,100	124.20	2,496,420.00
	BOLIDEN AB	22,400	107.20	2,401,280.00
	ASSA ABLOY AB-B	29,600	335.60	9,933,760.00
	SKANSKA AB-B SHS	32,900	139.90	4,602,710.00
	ALFA LAVAL AB	27,000	157.40	4,249,800.00
	ATLAS COPCO AB-A	59,100	200.70	11,861,370.00
	ATLAS COPCO AB-B	34,800	184.00	6,403,200.00
	SANDVIK AB	92,700	84.70	7,851,690.00
	SKF AB-B SHARES	33,600	163.20	5,483,520.00
	VOLVO AB-B	132,600	84.80	11,244,480.00
	SECURITAS AB-B SHS	29,800	75.15	2,239,470.00
	ELECTROLUX AB-B	20,800	174.00	3,619,200.00
	HUSQVARNA AB-B SHS	32,000	51.30	1,641,600.00
	HENNES&MAURITZ AB-B	83,200	289.80	24,111,360.00
	SWEDISH MATCH AB	17,400	228.40	3,974,160.00
	SVENSKA CELLULOSA AB-B	50,400	167.70	8,452,080.00
	ELEKTA AB-B SHS	31,700	85.85	2,721,445.00
	GETINGE AB-B SHS	17,100	168.00	2,872,800.00
	NORDEA BANK AB	268,000	89.90	24,093,200.00
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	133,700	89.75	11,999,575.00
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A	43,500	323.00	14,050,500.00
	SWEDBANK AB	79,000	173.00	13,667,000.00
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	11,700	123.40	1,443,780.00
	INVESTOR AB-B SHS	40,700	241.20	9,816,840.00
	KINNEVIK INVESTMENT AB-B	20,300	261.40	5,306,420.00
	ERICSSON LM-B	267,000	83.75	22,361,250.00
	HEXAGON AB-B SHS	23,000	225.60	5,188,800.00
TELIA AB	212,000	50.35	10,674,200.00	
MILLICOM INTERNATIONAL CELLULAR- SDR	5,500	603.50	3,319,250.00	
TELE 2 AB-B SHS	28,400	83.05	2,358,620.00	
小計	銘柄数：30			240,439,780.00 (3,596,979,108)
	組入時価比率：1.3%			1.4%



ノルウェークロ ーネ	AKER SOLUTIONS ASA	14,400	93.75	1,350,000.00
	SEADRILL LTD	33,500	224.70	7,527,450.00
	SUBSEA 7 SA	25,900	104.40	2,703,960.00
	STATOIL ASA	96,600	172.60	16,673,160.00
	YARA INTERNATIONAL ASA	15,700	297.00	4,662,900.00
	NORSK HYDRO	116,000	36.49	4,232,840.00
	ORKLA ASA	68,800	54.50	3,749,600.00
	DNB ASA	84,700	111.30	9,427,110.00
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	17,200	121.60	2,091,520.00
	TELENOR ASA	67,600	141.80	9,585,680.00
	小計	銘柄数：10		
デンマーククロ ーネ	NOVOZYMES A/S-B SHARES	21,300	255.60	5,444,280.00
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	18,900	259.60	4,906,440.00
	A P MOLLER - MAERSK A/S-A	240	12,810.00	3,074,400.00
	A P MOLLER-MAERSK A/S	565	13,300.00	7,514,500.00
	DSV A/S	16,200	174.20	2,822,040.00
	PANDORA A/S	9,600	424.00	4,070,400.00
	CARLSBERG B	9,300	533.00	4,956,900.00
	COLOPLAST-B	10,100	460.60	4,652,060.00
	WILLIAM DEMANT HOLDING	2,100	453.00	951,300.00
	NOVO NORDISK A/S-B	175,000	246.60	43,155,000.00
	DANSKE BANK AS	56,400	156.00	8,798,400.00
	TRYG A/S	2,300	555.00	1,276,500.00
	TDC A/S	68,800	47.67	3,279,696.00
	小計	銘柄数：13		
豪ドル	WORLEYPARSONS LTD	18,000	17.09	307,620.00
	CALTEX AUSTRALIA LIMITED	12,400	25.36	314,464.00
	ORIGIN ENERGY LTD	96,900	14.06	1,362,414.00
	SANTOS LTD.	84,600	14.40	1,218,240.00
	WOODSIDE PETROLEUM	58,400	42.43	2,477,912.00

INCITEC PIVOT LTD	143,000	2.88	411,840.00
ORICA LTD	32,600	20.41	665,366.00
BORAL LTD	67,000	5.15	345,050.00
JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	36,900	12.99	479,331.00
AMCOR	107,000	10.21	1,092,470.00
ALUMINA LTD	237,000	1.49	354,315.00
BHP BILLITON LIMITED	282,100	39.05	11,016,005.00
FORTESCUE METALS GROUP LTD	142,000	4.51	640,420.00
ILUKA RESOURCES LTD	37,800	8.59	324,702.00
NEWCREST MINING	64,000	11.20	716,800.00
RIO TINTO LTD	38,600	65.29	2,520,194.00
LEIGHTON HOLDINGS	8,938	21.72	194,133.36
BRAMBLES LTD	140,000	9.15	1,281,000.00
TOLL HLDGS	55,000	5.36	294,800.00
QANTAS AIRWAYS LIMITED	78,000	1.28	99,840.00
ASCIANO LTD	85,000	5.95	505,750.00
AURIZON HOLDINGS LTD	192,000	5.03	965,760.00
SYDNEY AIRPORT	97,900	4.31	421,949.00
TRANSURBAN GROUP	151,604	7.90	1,197,671.60
CROWN RESORTS LTD	29,700	15.49	460,053.00
FLIGHT CENTRE TRAVEL GROUP LTD	5,200	45.82	238,264.00
TABCORP HOLDINGS	62,000	3.52	218,240.00
TATTS GROUP LTD	133,000	3.47	461,510.00
REA GROUP LTD	4,100	46.52	190,732.00
HARVEY NORMAN HOLDINGS LTD	38,000	3.16	120,080.00
METCASH LTD	78,000	2.87	223,860.00
WESFARMERS LIMITED	100,800	43.56	4,390,848.00
WOOLWORTHS LIMITED	108,800	36.12	3,929,856.00
COCA-COLA AMATIL LTD	52,400	9.55	500,420.00
TREASURY WINE ESTATES LTD	54,000	5.21	281,340.00
COCHLEAR LTD	5,300	67.97	360,241.00
RAMSAY HEALTH CARE LTD	10,800	48.47	523,476.00
SONIC HEALTHCARE LTD	33,900	17.77	602,403.00
CSL LIMITED	42,500	70.46	2,994,550.00
AUSTRALIA & NEW ZEALAND BANK	239,400	32.39	7,754,166.00

	BANK OF QUEENSLAND LTD	30,115	11.76	354,152.40	
	BENDIGO AND ADELAIDE BANK LTD	39,300	12.93	508,149.00	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	141,600	81.20	11,497,920.00	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK	205,500	34.69	7,128,795.00	
	WESTPAC BANKING CORP	271,100	34.09	9,241,799.00	
	ASX LTD	17,700	35.84	634,368.00	
	AMP LIMITED	259,000	5.37	1,390,830.00	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	210,000	6.20	1,302,000.00	
	QBE INSURANCE	112,000	10.71	1,199,520.00	
	SUNCORP GROUP LTD	113,800	14.88	1,693,344.00	
	COMPUTERSHARE LTD	41,000	12.20	500,200.00	
	TELSTRA CORP LTD	375,000	5.58	2,092,500.00	
	TPG TELECOM LTD	19,000	5.66	107,540.00	
	AUSTNET SERVICES	163,400	1.36	222,224.00	
	APA GROUP	75,500	7.67	579,085.00	
	AGL ENERGY LTD	47,200	14.59	688,648.00	
	MACQUARIE GROUP LIMITED	24,800	57.03	1,414,344.00	
	ALS LTD	35,236	7.40	260,746.40	
	SEEK LTD	28,800	16.57	477,216.00	
小計	銘柄数：59			93,751,466.76	
				(8,944,827,443)	
	組入時価比率：3.2%			3.4%	
ニュージーランドドル	FLETCHER BUILDING LTD	62,000	9.03	559,860.00	
	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	88,110	3.72	327,769.20	
	RYMAN HEALTHCARE LTD	30,000	7.75	232,500.00	
	XERO LTD	5,000	20.17	100,850.00	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	148,000	2.88	426,240.00	
	CONTACT ENERGY LTD	31,800	5.47	173,946.00	
小計	銘柄数：6			1,821,165.20	
				(158,313,890)	
	組入時価比率：0.1%			0.1%	
香港ドル	HUTCHISON WHAMPOA	186,000	104.60	19,455,600.00	
	NWS HOLDINGS LTD	135,500	14.74	1,997,270.00	
	CATHAY PACIFIC AIRWAYS	107,000	14.74	1,577,180.00	
	MTR CORP	132,500	30.75	4,074,375.00	

TECHTRONIC INDUSTRIES CO	110,000	23.50	2,585,000.00
LI & FUNG LTD	493,600	10.12	4,995,232.00
YUE YUEN INDUSTRIAL HLDG	62,000	24.85	1,540,700.00
GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	205,000	60.05	12,310,250.00
MGM CHINA HOLDINGS LTD	78,000	26.35	2,055,300.00
SANDS CHINA LTD	208,000	53.25	11,076,000.00
SHANGRI-LA ASIA LTD	130,333	11.92	1,553,569.36
SJM HOLDINGS LIMITED	166,000	19.92	3,306,720.00
WYNN MACAU LTD	132,400	31.20	4,130,880.00
BANK OF EAST ASIA	110,860	33.75	3,741,525.00
BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	314,500	24.95	7,846,775.00
HANG SENG BANK	67,300	131.50	8,849,950.00
FIRST PACIFIC CO	226,000	9.00	2,034,000.00
HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	97,800	183.10	17,907,180.00
ATA GROUP LTD	1,052,400	42.95	45,200,580.00
CHEUNG KONG	120,000	144.50	17,340,000.00
HANG LUNG PROPERTIES LTD	192,000	23.40	4,492,800.00
HENDERSON LAND	94,652	49.80	4,713,669.60
HYSAN DEVELOPMENT	54,000	38.15	2,060,100.00
KERRY PROPERTIES	57,000	26.70	1,521,900.00
NEW WORLD DEVELOPMENT	466,666	9.72	4,535,993.52
SINO LAND CO. LTD	256,000	13.64	3,491,840.00
SUN HUNG KAI PROPERTIES	143,000	116.80	16,702,400.00
SWIRE PACIFIC-A	57,500	99.25	5,706,875.00
SWIRE PROPERTIES LTD	100,800	26.30	2,651,040.00
WHARF (HOLDING)	134,000	59.25	7,939,500.00
WHEELOK & COMPANY LTD	77,000	39.75	3,060,750.00
ASM PACIFIC TECHNOLOGY	21,900	81.55	1,785,945.00
HKT TRUST AND HKT LTD	259,600	9.47	2,458,412.00
PCCW LTD	386,000	4.93	1,902,980.00
CHEUNG KONG INFRASTRUCTURE	56,000	57.25	3,206,000.00
CLP HLDGS	167,500	65.35	10,946,125.00
POWER ASSETS HOLDINGS LTD	118,000	72.45	8,549,100.00
HONG KONG & CHINA GAS	552,413	17.40	9,611,986.20
小計 銘柄数 : 38			268,915,502.68

				(3, 552, 373, 790)
	組入時価比率：1.3%			1.3%
シンガポール ドル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	141, 000	3. 76	530, 160. 00
	KEPPEL CORP.	123, 700	10. 94	1, 353, 278. 00
	SEMBCORP INDUSTRIES	83, 040	5. 30	440, 112. 00
	SEMBCORP MARINE	72, 600	3. 94	286, 044. 00
	YANGZIJIANG SHIPBUILDING	163, 000	1. 16	189, 895. 00
	NOBLE GROUP LTD	352, 481	1. 37	484, 661. 37
	SINGAPORE AIRLINES LTD	50, 040	9. 91	495, 896. 40
	COMFORTDELGRO CORP LTD	167, 000	2. 52	420, 840. 00
	GENTING SINGAPORE PLC	524, 600	1. 26	660, 996. 00
	SINGAPORE PRESS HOLDINGS	146, 000	4. 15	605, 900. 00
	JARDINE CYCLE&CARRIAGE LTD	9, 000	45. 25	407, 250. 00
	OLAM INTERNATIONAL LTD	30, 000	2. 54	76, 200. 00
	GOLDEN AGRI-RESOURCES LTD	615, 320	0. 53	329, 196. 20
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	160, 000	3. 19	510, 400. 00
	DBS GROUP HLDGS	152, 000	17. 70	2, 690, 400. 00
	OCBC-ORD	228, 000	10. 20	2, 325, 600. 00
	UNITED OVERSEAS BANK	111, 000	22. 84	2, 535, 240. 00
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	74, 000	7. 21	533, 540. 00
	CAPITALAND LIMITED	232, 000	3. 33	772, 560. 00
	CITY DEVELOPMENT	37, 000	10. 00	370, 000. 00
	GLOBAL LOGISTIC PROPERTIES L	264, 000	2. 78	733, 920. 00
	KEPPEL LAND LIMITED	54, 000	3. 49	188, 460. 00
	UOL GROUP LIMITED	38, 700	6. 40	247, 680. 00
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	702, 000	3. 91	2, 744, 820. 00
	STARHUB LTD	61, 000	4. 07	248, 270. 00
小計	銘柄数：25			20, 181, 318. 97
	組入時価比率：0.6%			(1, 659, 308, 045)
				0.6%
新シエケル	DELEK GROUP LTD	470	1, 313. 00	617, 110. 00
	ISRAEL CHEMICALS LIMITED	43, 100	28. 02	1, 207, 662. 00
	ISRAEL CORP LIMITED/THE	210	2, 031. 00	426, 510. 00
	TEVA PHARMACEUTICAL IND LTD	73, 900	179. 70	13, 279, 830. 00

	BANK HAPOALIM BM	93,000	20.18	1,876,740.00	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	115,000	13.73	1,578,950.00	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	9,000	44.60	401,400.00	
	NICE SYSTEMS LTD	5,300	133.10	705,430.00	
	BEZEQ THE ISRAELI TELECOM CP	165,000	6.52	1,076,295.00	
	小計 銘柄数：9			21,169,927.00	
				(621,760,755)	
				0.2%	
	組入時価比率：0.2%				
	合計			265,535,986,827	
				(265,535,986,827)	

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(平成26年8月18日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額/口数	評価額	備考
投資信託受益証券	米ドル	HUTCHISON PORT HOLDINGS TRUST		323,595.00	
		小計	銘柄数：1	323,595.00	
				(33,129,656)	
				0.5%	
	合計			33,129,656	
				(33,129,656)	
投資証券	米ドル	AMERICAN CAPITAL AGENCY CORP	29,500	690,890.00	
		AMERICAN REALTY CAPITAL PROP	75,000	971,250.00	
		AMERICAN TOWER CORP	34,500	3,388,245.00	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	85,000	999,600.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	11,510	1,737,549.60	
		BOSTON PROPERTIES	13,400	1,615,236.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	7,600	561,260.00	
		CROWN CASTLE INTL CORP	28,800	2,259,648.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	10,800	707,400.00	
		DUKE REALTY CORP	28,600	520,806.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	29,900	1,963,832.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	5,400	1,025,514.00	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	5,800	717,460.00	
		GENERAL GROWTH PROPERTIES INC	47,100	1,137,465.00	

		HCP INC	40,100	1,679,789.00	
		HEALTH CARE REIT INC	25,600	1,671,936.00	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	67,500	1,499,850.00	
		KIMCO REALTY CORP	34,800	800,400.00	
		LIBERTY PROPERTY TRUST	12,500	434,250.00	
		MACERICH CO /THE	12,200	798,612.00	
		PLUM CREEK TIMBER CO	16,200	653,670.00	
		PROLOGIS INC	43,900	1,791,120.00	
		PUBLIC STORAGE	12,970	2,269,879.70	
		RAYONIER INC	11,800	396,362.00	
		REALTY INCOME CORP	18,400	822,664.00	
		REGENCY CENTERS CORP	8,700	495,291.00	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	27,480	4,639,998.00	
		SL GREEN REALTY CORP	8,200	900,606.00	
		UDR INC	20,900	615,923.00	
		VENTAS INC	25,800	1,675,194.00	
		VORNADO REALTY TRUST	14,400	1,519,920.00	
		WEYERHAEUSER CO	49,700	1,638,112.00	
	小計	銘柄数：32	864,060	42,599,732.30	
				(4,361,360,592)	
		組入時価比率：1.6%		70.7%	
	カナダドル	H&R REAL ESTATE INVSTMNT-UTS	10,500	243,180.00	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	12,400	331,700.00	
	小計	銘柄数：2	22,900	574,880.00	
				(54,044,468)	
		組入時価比率：0.0%		0.9%	
	ユーロ	CORIO NV	5,400	212,625.00	
		FONCIERE DES REGIONS	2,500	188,425.00	
		GECINA SA	1,730	188,483.50	
		ICADE	3,000	205,440.00	
		KLEPIERRE	8,900	311,589.00	
		UNIBAIL RODAMCO-NA	8,620	1,689,951.00	
	小計	銘柄数：6	30,150	2,796,513.50	
				(383,374,035)	
		組入時価比率：0.1%		6.2%	

英ポンド	BRITISH LAND	86,000	628,230.00		
	HAMMERSON PLC	65,000	398,450.00		
	INTU PROPERTIES PLC	77,000	259,182.00		
	LAND SECURITIES GROUP PLC	68,000	746,640.00		
	SEGRO PLC	60,000	224,580.00		
	小計	銘柄数：5	356,000	2,257,082.00	
				(386,299,584)	
		組入時価比率：0.1%		6.3%	
	豪ドル	CFS RETAIL PROPERTY TRUST GROUP	199,200	420,312.00	
		DEXUS PROPERTY GROUP	450,000	526,500.00	
		FEDERATION CENTRES	132,200	342,398.00	
GOODMAN GROUP		157,000	838,380.00		
GPT GROUP		148,000	599,400.00		
LEND LEASE GROUP		48,000	650,400.00		
MIRVAC GROUP		302,000	558,700.00		
SCENTRE GROUP		472,000	1,652,000.00		
STOCKLAND TRUST GROUP		197,000	815,580.00		
WESTFIELD CORP		171,400	1,288,928.00		
小計		銘柄数：10	2,276,800	7,692,598.00	
			(733,950,775)		
	組入時価比率：0.3%		11.9%		
香港ドル	LINK REIT	206,000	8,971,300.00		
小計	銘柄数：1	206,000	8,971,300.00		
			(118,510,873)		
	組入時価比率：0.0%		1.9%		
シンガポールドル	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	187,000	437,580.00		
	CAPITACOMMERCIAL TRUST	197,000	321,110.00		
	CAPITAMALL TRUST	219,900	433,203.00		
	小計	銘柄数：3	603,900	1,191,893.00	
			(97,997,442)		
	組入時価比率：0.0%		1.6%		
合計			6,135,537,769		
			(6,135,537,769)		
合計			6,168,667,425		
			(6,168,667,425)		

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。



(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	平成26年8月18日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
	うち1年超			
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	3,813,437,365	—	3,806,394,884	△7,042,481
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	130,009,238	—	129,861,800	△147,438
米ドル	80,008,038	—	79,848,600	△159,438
ユーロ	32,882,400	—	32,899,200	16,800
英ポンド	17,118,800	—	17,114,000	△4,800
合計	—	—	—	△7,189,919

(注) 時価の算定方法

### 1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

### 2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

## 外国債券マザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

		(平成26年8月18日現在)
資産の部		
流動資産		
預金		1,358,247,697
コール・ローン		1,003,927,821
国債証券		323,669,765,704

派生商品評価勘定	275, 146
未収利息	2, 900, 883, 979
前払費用	312, 867, 333
流動資産合計	329, 245, 967, 680
資産合計	329, 245, 967, 680
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	548, 600
未払金	1, 199, 436, 265
未払解約金	227, 245, 376
その他未払費用	2, 289, 300
流動負債合計	1, 429, 519, 541
負債合計	1, 429, 519, 541
純資産の部	
元本等	
元本	155, 643, 536, 533
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	172, 172, 911, 606
元本等合計	327, 816, 448, 139
純資産合計	327, 816, 448, 139
負債純資産合計	329, 245, 967, 680

## 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

### (貸借対照表に関する注記)

平成 26 年 8 月 18 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	2. 1062 円
(10,000 口当たり純資産額)	(21, 062 円)

### (金融商品に関する注記)

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

	自 平成 26 年 2 月 18 日 至 平成 26 年 8 月 18 日
1. 金融商品に対する取組方針	

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

## 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。

## 3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

### ○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

### ○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

### ○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 26 年 8 月 18 日現在

### 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

### 2. 時価の算定方法

#### 国債証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

#### 派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

#### コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (その他の注記)

## 元本の移動及び期末元本額の内訳

平成 26 年 8 月 18 日現在

	平成 26 年 2 月 18 日
期首	
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	143,312,688,215 円
同期中における追加設定元本額	28,966,895,817 円
同期中における一部解約元本額	16,636,047,499 円
期末元本額	155,643,536,533 円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	88,390,973 円
バランスセレクト50	97,641,802 円
バランスセレクト70	73,344,654 円
野村外国債券インデックスファンド	294,220,982 円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,830,649,337 円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	39,211,012,493 円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	1,925,882,632 円
野村資産設計ファンド2015	85,796,341 円
野村資産設計ファンド2020	65,218,314 円
野村資産設計ファンド2025	57,308,009 円
野村資産設計ファンド2030	44,944,118 円
野村資産設計ファンド2035	30,980,843 円
野村資産設計ファンド2040	98,365,183 円
野村外国債券インデックス(野村投資一任口座向け)	30,366,829,799 円
のむラップ・ファンド(保守型)	1,870,560,526 円
のむラップ・ファンド(普通型)	2,006,954,133 円
のむラップ・ファンド(積極型)	756,745,996 円
野村外国債券インデックス(野村SMA向け)	1,804,853,544 円

野村資産設計ファンド2045	4,398,562円
野村インデックスファンド・外国債券	274,440,047円
マイ・ロード	5,278,727,019円
ネクストコア	605,959,198円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	25,503,798円
野村外国債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	60,460,305円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	8,936,540,952円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	1,000,357,162円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	15,184,899,704円
グローバル・インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	2,826,224,757円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	9,746,153円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型(適格機関投資家専用)	44,595,495円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)	7,450,029円
野村インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	9,150,572,945円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA(適格機関投資家専用)	730,096,130円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	2,627,708,444円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	327,681,367円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	128,286,312円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	287,933,640円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA(適格機関投資家専用)	2,543,061,428円
野村世界バランス25VA(適格機関投資家専用)	1,292,683,739円
ノムラ外国債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	2,760,810,570円
バランスセレクト30(確定拠出年金向け)	4,326,923円
バランスセレクト50(確定拠出年金向け)	7,015,660円
バランスセレクト70(確定拠出年金向け)	4,349,736円
野村外国債券パッシブファンド(確定拠出年金向け)	504,197,322円
マイバランス30(確定拠出年金向け)	1,559,577,258円
マイバランス50(確定拠出年金向け)	2,100,167,993円
マイバランス70(確定拠出年金向け)	1,964,874,099円
野村外国債券インデックスファンド(確定拠出年金向け)	10,940,299,860円
マイバランスDC30	770,440,788円
マイバランスDC50	417,691,081円
マイバランスDC70	242,024,058円
野村DC外国債券インデックスファンド	1,561,651,728円
野村DC運用戦略ファンド	733,385,202円
野村DC運用戦略ファンドM	9,593,937円
野村DC運用戦略ファンドA	6,103,453円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成26年8月18日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(平成26年8月18日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	4,000,000.00	4,481,718.40	
		US TREASURY BOND	5,400,000.00	6,045,890.22	
		US TREASURY BOND	7,000,000.00	8,082,812.50	
		US TREASURY BOND	5,000,000.00	6,089,648.00	

	US TREASURY BOND	4,500,000.00	5,974,101.45
	US TREASURY BOND	5,200,000.00	6,859,125.00
	US TREASURY BOND	5,000,000.00	6,993,359.00
	US TREASURY BOND	5,000,000.00	7,033,984.00
	US TREASURY BOND	6,000,000.00	7,978,125.00
	US TREASURY BOND	5,500,000.00	7,462,597.45
	US TREASURY BOND	2,800,000.00	3,983,656.04
	US TREASURY BOND	2,000,000.00	2,795,156.20
	US TREASURY BOND	3,500,000.00	4,669,765.45
	US TREASURY BOND	2,000,000.00	2,619,375.00
	US TREASURY BOND	2,200,000.00	2,708,406.14
	US TREASURY BOND	1,600,000.00	1,520,749.92
	US TREASURY BOND	3,700,000.00	4,149,781.25
	US TREASURY N/B	3,000,000.00	3,046,992.00
	US TREASURY N/B	12,000,000.00	12,490,780.80
	US TREASURY N/B	11,000,000.00	11,128,046.60
	US TREASURY N/B	10,000,000.00	10,025,781.00
	US TREASURY N/B	13,000,000.00	13,159,959.80
	US TREASURY N/B	10,000,000.00	10,010,156.00
	US TREASURY N/B	9,000,000.00	9,116,015.40
	US TREASURY N/B	4,500,000.00	4,504,394.25
	US TREASURY N/B	10,000,000.00	10,533,203.00
	US TREASURY N/B	9,000,000.00	9,134,648.10
	US TREASURY N/B	6,000,000.00	6,003,984.00
	US TREASURY N/B	4,000,000.00	4,001,874.80
	US TREASURY N/B	12,000,000.00	12,309,843.60
	US TREASURY N/B	4,500,000.00	4,508,261.55
	US TREASURY N/B	4,500,000.00	4,613,202.90
	US TREASURY N/B	10,500,000.00	11,159,531.25
	US TREASURY N/B	3,000,000.00	3,003,984.30
	US TREASURY N/B	5,000,000.00	5,180,273.00
	US TREASURY N/B	6,000,000.00	6,166,875.00
	US TREASURY N/B	5,000,000.00	4,996,679.50
	US TREASURY N/B	6,000,000.00	6,006,796.80
	US TREASURY N/B	6,500,000.00	6,718,104.90

	US TREASURY N/B	7,000,000.00	7,219,023.00	
	US TREASURY N/B	4,000,000.00	4,003,281.20	
	US TREASURY N/B	5,000,000.00	4,992,382.50	
	US TREASURY N/B	3,000,000.00	3,116,132.70	
	US TREASURY N/B	6,000,000.00	6,168,515.40	
	US TREASURY N/B	8,000,000.00	8,661,874.40	
	US TREASURY N/B	4,500,000.00	4,491,035.10	
	US TREASURY N/B	4,000,000.00	4,202,968.40	
	US TREASURY N/B	4,000,000.00	4,097,656.00	
	US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,999,843.60	
	US TREASURY N/B	6,500,000.00	6,511,425.70	
	US TREASURY N/B	8,000,000.00	8,421,562.40	
	US TREASURY N/B	6,000,000.00	6,120,702.60	
	US TREASURY N/B	6,000,000.00	6,009,609.00	
	US TREASURY N/B	7,000,000.00	7,025,976.30	
	US TREASURY N/B	10,000,000.00	10,546,875.00	
	US TREASURY N/B	7,000,000.00	7,143,007.20	
	US TREASURY N/B	8,000,000.00	8,700,936.80	
	US TREASURY N/B	4,000,000.00	4,012,968.40	
	US TREASURY N/B	9,000,000.00	9,461,601.00	
	US TREASURY N/B	4,000,000.00	4,041,874.80	
	US TREASURY N/B	4,000,000.00	4,030,781.20	
	US TREASURY N/B	10,000,000.00	10,525,781.00	
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	1,010,234.30	
	US TREASURY N/B	8,000,000.00	8,452,187.20	
	US TREASURY N/B	7,000,000.00	7,631,913.80	
	US TREASURY N/B	8,000,000.00	8,396,562.40	
	US TREASURY N/B	3,000,000.00	3,019,804.50	
	US TREASURY N/B	10,000,000.00	10,623,046.00	
	US TREASURY N/B	7,000,000.00	7,040,468.40	
	US TREASURY N/B	9,000,000.00	9,542,108.70	
	US TREASURY N/B	10,000,000.00	10,587,109.00	
	US TREASURY N/B	8,000,000.00	8,034,687.20	
	US TREASURY N/B	5,000,000.00	5,006,054.50	
	US TREASURY N/B	9,000,000.00	9,589,570.20	

	US TREASURY N/B	9,000,000.00	9,568,476.00
	US TREASURY N/B	5,000,000.00	5,501,562.50
	US TREASURY N/B	8,000,000.00	8,429,687.20
	US TREASURY N/B	7,500,000.00	7,461,621.00
	US TREASURY N/B	5,000,000.00	5,007,617.00
	US TREASURY N/B	9,000,000.00	9,420,116.40
	US TREASURY N/B	8,000,000.00	7,977,500.00
	US TREASURY N/B	8,000,000.00	8,344,687.20
	US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,483,593.75
	US TREASURY N/B	8,000,000.00	8,909,062.40
	US TREASURY N/B	6,000,000.00	6,169,218.60
	US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,964,687.20
	US TREASURY N/B	10,000,000.00	10,280,468.00
	US TREASURY N/B	8,000,000.00	7,916,874.40
	US TREASURY N/B	6,000,000.00	6,164,530.80
	US TREASURY N/B	9,000,000.00	9,929,530.80
	US TREASURY N/B	8,000,000.00	8,441,249.60
	US TREASURY N/B	6,000,000.00	5,934,375.00
	US TREASURY N/B	4,000,000.00	4,204,062.40
	US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,967,500.00
	US TREASURY N/B	7,000,000.00	7,572,577.60
	US TREASURY N/B	4,500,000.00	4,752,773.10
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,969,609.20
	US TREASURY N/B	9,000,000.00	9,890,858.70
	US TREASURY N/B	7,000,000.00	6,937,655.90
	US TREASURY N/B	5,000,000.00	5,208,984.00
	US TREASURY N/B	5,000,000.00	5,020,312.50
	US TREASURY N/B	5,000,000.00	5,183,203.00
	US TREASURY N/B	3,000,000.00	3,009,609.30
	US TREASURY N/B	6,000,000.00	6,641,250.00
	US TREASURY N/B	6,000,000.00	6,041,250.00
	US TREASURY N/B	11,000,000.00	11,010,312.50
	US TREASURY N/B	6,000,000.00	6,093,750.00
	US TREASURY N/B	10,000,000.00	10,986,718.00
	US TREASURY N/B	5,000,000.00	4,969,726.50

	US TREASURY N/B	6,500,000.00	6,488,827.80
	US TREASURY N/B	5,000,000.00	5,016,796.50
	US TREASURY N/B	4,500,000.00	4,461,327.90
	US TREASURY N/B	10,600,000.00	11,196,250.00
	US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,489,257.75
	US TREASURY N/B	4,000,000.00	4,005,312.40
	US TREASURY N/B	4,000,000.00	4,003,437.20
	US TREASURY N/B	19,000,000.00	19,112,812.50
	US TREASURY N/B	5,000,000.00	5,026,562.50
	US TREASURY N/B	13,000,000.00	13,960,780.60
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,997,421.80
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,947,890.60
	US TREASURY N/B	11,000,000.00	12,084,530.70
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,941,718.60
	US TREASURY N/B	7,000,000.00	6,787,265.10
	US TREASURY N/B	12,000,000.00	13,069,218.00
	US TREASURY N/B	5,500,000.00	5,345,742.05
	US TREASURY N/B	15,500,000.00	17,100,252.55
	US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,870,312.40
	US TREASURY N/B	11,000,000.00	12,069,062.50
	US TREASURY N/B	4,000,000.00	4,020,624.80
	US TREASURY N/B	3,000,000.00	3,034,687.50
	US TREASURY N/B	12,000,000.00	12,555,000.00
	US TREASURY N/B	6,000,000.00	6,053,437.20
	US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,588,624.96
	US TREASURY N/B	13,000,000.00	13,581,952.80
	US TREASURY N/B	5,000,000.00	5,142,187.50
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,024,062.40
	US TREASURY N/B	12,000,000.00	13,279,687.20
	US TREASURY N/B	4,000,000.00	4,015,000.00
	US TREASURY N/B	4,000,000.00	4,074,687.20
	US TREASURY N/B	2,300,000.00	2,341,507.64
	US TREASURY N/B	13,000,000.00	13,990,233.40
	US TREASURY N/B	5,500,000.00	5,548,125.00
	US TREASURY N/B	8,500,000.00	8,573,046.45



	US TREASURY N/B	9,000,000.00	8,979,608.70
	US TREASURY N/B	5,500,000.00	5,474,648.30
	US TREASURY N/B	6,000,000.00	5,844,843.60
	US TREASURY N/B	8,000,000.00	7,696,249.60
	US TREASURY N/B	8,200,000.00	7,859,187.50
	US TREASURY N/B	8,800,000.00	8,663,874.56
	US TREASURY N/B	9,200,000.00	8,839,187.04
	US TREASURY N/B	12,500,000.00	12,749,022.50
	US TREASURY N/B	10,000,000.00	10,391,406.00
	US TREASURY N/B	6,000,000.00	6,227,343.60
	US TREASURY N/B	1,600,000.00	2,323,749.92
	US TREASURY N/B	2,500,000.00	3,365,625.00
	US TREASURY N/B	3,200,000.00	4,004,749.76
	US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,775,625.00
	US TREASURY N/B	3,500,000.00	4,245,117.10
	US TREASURY N/B	4,500,000.00	5,661,913.95
	US TREASURY N/B	6,000,000.00	7,420,780.80
	US TREASURY N/B	7,000,000.00	8,997,187.50
	US TREASURY N/B	8,000,000.00	9,922,500.00
	US TREASURY N/B	8,000,000.00	9,188,124.80
	US TREASURY N/B	7,800,000.00	9,503,812.50
	US TREASURY N/B	7,000,000.00	9,196,250.00
	US TREASURY N/B	7,000,000.00	8,704,609.20
	US TREASURY N/B	6,500,000.00	6,538,085.45
	US TREASURY N/B	2,100,000.00	2,108,941.38
	US TREASURY N/B	3,800,000.00	3,721,179.64
	US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,253,906.25
	US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,713,124.80
	US TREASURY N/B	2,300,000.00	2,300,000.00
	US TREASURY N/B	8,800,000.00	9,651,124.56
	US TREASURY N/B	4,100,000.00	4,497,507.71
	US TREASURY N/B	3,800,000.00	3,981,687.50
	US TREASURY NOTE	7,500,000.00	8,231,250.00
	US TREASURY NOTE	7,000,000.00	7,423,827.60
小計	銘柄数：178	1,132,600,000.00	1,200,325,905.34

			(122, 889, 366, 188)	
	組入時価比率：37.5%		38.0%	
カナダドル	CANADA GOVERNMENT	2, 800, 000. 00	2, 813, 272. 00	
	CANADA GOVERNMENT	2, 400, 000. 00	2, 564, 736. 00	
	CANADIAN GOVERNMENT	5, 200, 000. 00	5, 332, 080. 00	
	CANADIAN GOVERNMENT	1, 700, 000. 00	1, 705, 814. 00	
	CANADIAN GOVERNMENT	4, 600, 000. 00	4, 839, 522. 00	
	CANADIAN GOVERNMENT	1, 800, 000. 00	1, 830, 240. 00	
	CANADIAN GOVERNMENT	1, 100, 000. 00	1, 098, 900. 00	
	CANADIAN GOVERNMENT	3, 500, 000. 00	3, 619, 525. 00	
	CANADIAN GOVERNMENT	1, 400, 000. 00	1, 414, 448. 00	
	CANADIAN GOVERNMENT	2, 000, 000. 00	2, 021, 380. 00	
	CANADIAN GOVERNMENT	3, 600, 000. 00	3, 887, 352. 00	
	CANADIAN GOVERNMENT	1, 700, 000. 00	1, 716, 881. 00	
	CANADIAN GOVERNMENT	1, 300, 000. 00	1, 300, 884. 00	
	CANADIAN GOVERNMENT	2, 300, 000. 00	2, 553, 069. 00	
	CANADIAN GOVERNMENT	2, 700, 000. 00	2, 691, 981. 00	
	CANADIAN GOVERNMENT	1, 300, 000. 00	1, 320, 228. 00	
	CANADIAN GOVERNMENT	4, 200, 000. 00	4, 654, 062. 00	
	CANADIAN GOVERNMENT	1, 000, 000. 00	1, 013, 050. 00	
	CANADIAN GOVERNMENT	2, 600, 000. 00	2, 882, 672. 00	
	CANADIAN GOVERNMENT	2, 400, 000. 00	2, 645, 976. 00	
	CANADIAN GOVERNMENT	2, 600, 000. 00	2, 513, 836. 00	
	CANADIAN GOVERNMENT	1, 700, 000. 00	1, 772, 675. 00	
	CANADIAN GOVERNMENT	1, 400, 000. 00	2, 307, 298. 00	
	CANADIAN GOVERNMENT	2, 700, 000. 00	3, 859, 461. 00	
CANADIAN GOVERNMENT	2, 800, 000. 00	4, 180, 484. 00		
CANADIAN GOVERNMENT	6, 700, 000. 00	9, 534, 167. 00		
CANADIAN GOVERNMENT	2, 100, 000. 00	2, 670, 234. 00		
CANADIAN GOVERNMENT	1, 700, 000. 00	2, 034, 050. 00		
小計	銘柄数：28	71, 300, 000. 00	80, 778, 277. 00	
	組入時価比率：2.3%		(7, 593, 965, 820)	2.3%
メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	30, 000, 000. 00	31, 933, 500. 00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	17, 000, 000. 00	17, 905, 250. 00	

	MEX BONOS DESARR FIX RT	25,300,000.00	27,384,720.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	21,000,000.00	21,711,900.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	37,000,000.00	41,168,050.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	40,000,000.00	40,444,000.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	31,000,000.00	35,710,450.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	25,000,000.00	26,793,750.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	9,000,000.00	9,593,550.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	14,000,000.00	18,737,474.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	44,000,000.00	49,832,200.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	8,400,000.00	10,272,360.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	20,000,000.00	22,883,840.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	46,000,000.00	64,351,700.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	14,000,000.00	17,168,200.00	
	MEXICAN FIXED RATE BONDS	19,000,000.00	22,282,250.00	
小計	銘柄数：16	400,700,000.00	458,173,194.00	
			(3,596,659,572)	
	組入時価比率：1.1%		1.1%	
ユーロ	BELGIUM KINGDOM	1,000,000.00	1,096,900.00	
	BELGIUM KINGDOM	2,000,000.00	2,080,500.00	
	BELGIUM KINGDOM	1,000,000.00	1,117,400.00	
	BELGIUM KINGDOM	4,300,000.00	5,123,308.10	
	BELGIUM KINGDOM	2,700,000.00	3,345,840.00	
	BELGIUM KINGDOM	3,400,000.00	4,183,190.00	
	BELGIUM KINGDOM	3,900,000.00	4,880,850.00	
	BELGIUM KINGDOM	2,000,000.00	2,178,100.00	
	BELGIUM KINGDOM	1,600,000.00	1,776,800.00	
	BELGIUM KINGDOM	2,100,000.00	2,752,260.00	
	BELGIUM KINGDOM	3,400,000.00	4,707,300.00	
	BELGIUM KINGDOM GOVT	2,000,000.00	2,082,500.00	
	BELGIUM KINGDOM GOVT	4,300,000.00	4,591,325.00	
	BELGIUM KINGDOM GOVT	2,800,000.00	3,081,960.00	
	BELGIUM KINGDOM GOVT	3,000,000.00	3,500,250.00	
	BELGIUM KINGDOM GOVT	2,500,000.00	2,844,875.00	
	BELGIUM KINGDOM GOVT	2,700,000.00	3,155,490.00	
	BELGIUM KINGDOM GOVT	4,200,000.00	6,097,350.00	

	BELGIUM KINGDOM GOVT	6,300,000.00	9,254,807.10	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	7,000,000.00	7,308,462.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	4,000,000.00	4,205,800.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5,300,000.00	5,611,640.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5,200,000.00	5,646,680.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	4,700,000.00	5,092,920.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2,800,000.00	2,921,520.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,700,000.00	4,185,255.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	4,700,000.00	5,312,880.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	4,000,000.00	4,487,200.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2,300,000.00	2,490,210.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5,100,000.00	5,984,850.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5,000,000.00	5,802,000.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	4,200,000.00	4,838,820.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,700,000.00	4,468,675.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	4,500,000.00	5,644,620.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,900,000.00	5,012,865.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	7,000,000.00	8,822,450.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,000,000.00	3,547,200.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5,800,000.00	7,052,800.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,900,000.00	4,686,045.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	4,400,000.00	5,815,700.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	4,200,000.00	5,203,170.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	599,375.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	900,000.00	1,145,880.00	
	BUNDES OblIGATION	2,000,000.00	2,039,800.00	
	BUNDES OblIGATION	5,000,000.00	5,224,300.00	
	BUNDES OblIGATION	4,000,000.00	4,108,000.00	
	BUNDES OblIGATION	2,500,000.00	2,538,500.00	
	BUNDES OblIGATION	3,000,000.00	3,018,150.00	
	BUNDES OblIGATION	2,100,000.00	2,175,075.00	
	BUNDES OblIGATION	3,000,000.00	3,108,900.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	7,000,000.00	7,337,470.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	5,000,000.00	5,375,000.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	6,000,000.00	6,535,500.00	

	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	8, 000, 000. 00	8, 976, 800. 00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	6, 000, 000. 00	6, 806, 400. 00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	6, 200, 000. 00	7, 201, 300. 00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	5, 000, 000. 00	5, 789, 750. 00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	5, 500, 000. 00	6, 380, 275. 00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	5, 500, 000. 00	6, 373, 125. 00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	5, 000, 000. 00	5, 771, 500. 00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	5, 500, 000. 00	6, 224, 350. 00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	7, 000, 000. 00	8, 309, 700. 00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	4, 000, 000. 00	4, 411, 200. 00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	4, 000, 000. 00	4, 333, 600. 00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2, 200, 000. 00	2, 336, 180. 00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2, 700, 000. 00	2, 859, 840. 00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3, 200, 000. 00	3, 384, 320. 00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	4, 400, 000. 00	4, 836, 040. 00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	5, 000, 000. 00	7, 433, 500. 00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1, 000, 000. 00	1, 074, 300. 00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	4, 800, 000. 00	7, 795, 200. 00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3, 500, 000. 00	5, 334, 700. 00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1, 000, 000. 00	1, 424, 500. 00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3, 500, 000. 00	5, 783, 400. 00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3, 500, 000. 00	5, 477, 500. 00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3, 800, 000. 00	5, 729, 689. 40	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	4, 500, 000. 00	6, 329, 925. 00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3, 000, 000. 00	4, 455, 816. 00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3, 100, 000. 00	4, 966, 097. 70	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3, 000, 000. 00	3, 943, 335. 00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3, 700, 000. 00	4, 261, 290. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	12, 500, 000. 00	12, 913, 750. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2, 000, 000. 00	2, 062, 700. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	4, 500, 000. 00	4, 754, 025. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	4, 500, 000. 00	4, 647, 825. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	11, 000, 000. 00	11, 716, 100. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2, 300, 000. 00	2, 415, 460. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	5, 000, 000. 00	5, 421, 000. 00	

	BUONI POLIENNALI DEL TES	3, 200, 000. 00	3, 553, 440. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1, 500, 000. 00	1, 669, 275. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	7, 700, 000. 00	8, 726, 795. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	3, 000, 000. 00	3, 260, 100. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	7, 000, 000. 00	7, 873, 600. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	3, 400, 000. 00	3, 726, 570. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	5, 000, 000. 00	5, 690, 000. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	3, 100, 000. 00	3, 421, 470. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	5, 000, 000. 00	5, 695, 750. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	5, 900, 000. 00	6, 799, 455. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2, 700, 000. 00	2, 868, 210. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	5, 500, 000. 00	6, 315, 375. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	5, 400, 000. 00	6, 290, 460. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	6, 700, 000. 00	7, 728, 450. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	3, 100, 000. 00	3, 542, 990. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	3, 500, 000. 00	3, 945, 550. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2, 400, 000. 00	2, 699, 520. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	3, 800, 000. 00	4, 265, 310. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	6, 300, 000. 00	7, 501, 410. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	4, 400, 000. 00	5, 318, 500. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	5, 500, 000. 00	6, 845, 025. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	7, 000, 000. 00	8, 721, 300. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	3, 200, 000. 00	3, 742, 880. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	4, 000, 000. 00	4, 769, 600. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	7, 000, 000. 00	10, 862, 950. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2, 500, 000. 00	2, 928, 000. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	5, 900, 000. 00	7, 157, 880. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	6, 300, 000. 00	9, 121, 770. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	6, 300, 000. 00	8, 699, 040. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2, 400, 000. 00	2, 841, 120. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	6, 600, 000. 00	8, 193, 570. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	5, 600, 000. 00	7, 549, 360. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	4, 000, 000. 00	5, 290, 200. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	5, 000, 000. 00	6, 087, 250. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	6, 500, 000. 00	7, 904, 325. 00	

	BUONI POLIENNALI DEL TES	7, 800, 000. 00	9, 437, 220. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	700, 000. 00	820, 715. 00
	FINNISH GOVERNMENT	1, 300, 000. 00	1, 337, 050. 00
	FINNISH GOVERNMENT	500, 000. 00	523, 725. 00
	FINNISH GOVERNMENT	2, 000, 000. 00	2, 230, 200. 00
	FINNISH GOVERNMENT	600, 000. 00	621, 810. 00
	FINNISH GOVERNMENT	800, 000. 00	955, 640. 00
	FINNISH GOVERNMENT	1, 500, 000. 00	1, 741, 350. 00
	FINNISH GOVERNMENT	1, 500, 000. 00	1, 776, 225. 00
	FINNISH GOVERNMENT	600, 000. 00	632, 880. 00
	FINNISH GOVERNMENT	1, 200, 000. 00	1, 248, 000. 00
	FINNISH GOVERNMENT	2, 400, 000. 00	3, 040, 800. 00
	FINNISH GOVERNMENT	800, 000. 00	918, 400. 00
	FINNISH GOVERNMENT	700, 000. 00	808, 885. 00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	7, 500, 000. 00	7, 764, 375. 00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1, 000, 000. 00	1, 002, 950. 00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	7, 000, 000. 00	7, 379, 050. 00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	8, 700, 000. 00	9, 642, 210. 00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	7, 500, 000. 00	8, 238, 750. 00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	7, 700, 000. 00	8, 713, 320. 00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	5, 000, 000. 00	5, 705, 000. 00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	4, 500, 000. 00	4, 636, 800. 00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	6, 800, 000. 00	7, 941, 040. 00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	3, 000, 000. 00	3, 095, 250. 00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	7, 500, 000. 00	8, 875, 875. 00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	4, 000, 000. 00	5, 674, 400. 00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	8, 000, 000. 00	9, 383, 200. 00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	8, 800, 000. 00	10, 285, 880. 00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	6, 000, 000. 00	6, 693, 600. 00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	6, 500, 000. 00	7, 792, 525. 00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	6, 900, 000. 00	8, 096, 805. 00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	6, 300, 000. 00	7, 294, 770. 00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	5, 000, 000. 00	5, 495, 250. 00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	5, 500, 000. 00	8, 921, 000. 00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	11, 700, 000. 00	14, 884, 740. 00

	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	7,000,000.00	10,274,250.00	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	8,800,000.00	10,600,480.00	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,000,000.00	1,123,600.00	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	8,200,000.00	12,073,270.00	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	5,500,000.00	8,632,250.00	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	4,000,000.00	5,756,400.00	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	4,800,000.00	6,367,200.00	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	7,100,000.00	10,227,195.00	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,800,000.00	2,135,610.00	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	2,200,000.00	3,096,390.00	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	2,400,000.00	3,409,320.00	
	FRENCH TREASURY NOTE	7,200,000.00	7,444,080.00	
	FRENCH TREASURY NOTE	6,000,000.00	6,285,000.00	
	FRENCH TREASURY NOTE	4,000,000.00	4,171,200.00	
	FRENCH TREASURY NOTE	2,000,000.00	2,053,300.00	
	IRELAND (REPUBLIC OF) 4.4	2,500,000.00	2,950,125.00	
	IRISH GOVERNMENT	2,800,000.00	3,012,660.00	
	IRISH GOVERNMENT	1,800,000.00	2,094,930.00	
	IRISH GOVERNMENT	2,000,000.00	2,329,400.00	
	IRISH GOVERNMENT	1,000,000.00	1,264,150.00	
	IRISH GOVERNMENT	2,300,000.00	2,749,995.00	
	IRISH GOVERNMENT	1,500,000.00	1,857,000.00	
	IRISH GOVERNMENT	2,900,000.00	3,765,795.00	
	IRISH TSY 3.4% 2024	500,000.00	561,575.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	3,000,000.00	2,998,650.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	4,500,000.00	4,837,050.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	2,800,000.00	2,965,760.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	5,000,000.00	5,640,250.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	1,000,000.00	1,038,300.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	4,800,000.00	5,512,320.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	1,200,000.00	1,252,260.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	4,000,000.00	4,717,000.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	2,800,000.00	3,288,600.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	3,100,000.00	3,636,610.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	600,000.00	663,690.00	



		NETHERLANDS GOVERNMENT	4,000,000.00	4,910,800.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	2,300,000.00	3,528,890.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	1,400,000.00	1,485,960.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	1,900,000.00	2,044,780.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	4,300,000.00	6,413,450.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	300,000.00	335,010.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	4,200,000.00	5,880,940.80	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	3,200,000.00	4,500,451.20	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	2,200,000.00	2,381,390.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	2,000,000.00	2,159,376.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	4,000,000.00	4,615,200.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	3,800,000.00	4,499,200.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	3,200,000.00	3,827,200.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	2,600,000.00	3,100,630.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	1,500,000.00	1,810,500.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	2,500,000.00	2,989,500.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	2,500,000.00	3,420,000.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	2,300,000.00	3,604,265.60	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	4,000,000.00	5,613,200.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	1,400,000.00	1,761,900.00	
		REPUBLIC OF IRELAND	1,400,000.00	1,638,560.00	
		SPANISH GOVERNMENT	4,300,000.00	4,921,995.00	
		SPANISH GOVERNMENT	5,100,000.00	6,865,875.00	
		SPANISH GOVERNMENT	3,000,000.00	4,024,800.00	
		SPANISH GOVERNMENT	4,400,000.00	4,975,740.00	
	小計	銘柄数：218	871,600,000.00	1,044,444,678.90	
				(143,182,921,030)	
		組入時価比率：43.7%		44.2%	
	英ポンド	UK TREASURY	3,800,000.00	3,967,580.00	
		UK TREASURY	5,600,000.00	5,705,840.00	
		UK TREASURY	5,500,000.00	5,853,650.00	
		UK TREASURY	3,100,000.00	3,155,180.00	
		UK TREASURY	2,200,000.00	2,690,160.00	
		UK TREASURY	4,400,000.00	4,365,680.00	
		UK TREASURY	4,500,000.00	5,064,300.00	

	UK TREASURY	5,900,000.00	5,836,280.00	
	UK TREASURY	4,700,000.00	5,290,790.00	
	UK TREASURY	3,800,000.00	3,796,580.00	
	UK TREASURY	5,000,000.00	5,481,500.00	
	UK TREASURY	3,700,000.00	4,266,470.00	
	UK TREASURY	3,900,000.00	4,304,820.00	
	UK TREASURY	3,500,000.00	4,832,100.00	
	UK TREASURY	4,100,000.00	4,555,920.00	
	UK TREASURY	3,700,000.00	4,186,920.00	
	UK TREASURY	3,200,000.00	3,085,760.00	
	UK TREASURY	5,100,000.00	5,055,120.00	
	UK TREASURY	1,200,000.00	1,229,040.00	
	UK TREASURY	5,800,000.00	7,160,680.00	
	UK TREASURY	2,300,000.00	2,703,880.00	
	UK TREASURY	2,400,000.00	3,334,800.00	
	UK TREASURY	3,400,000.00	4,255,440.00	
	UK TREASURY	3,800,000.00	4,525,040.00	
	UK TREASURY	3,200,000.00	3,952,320.00	
	UK TREASURY	4,300,000.00	5,170,750.00	
	UK TREASURY	3,300,000.00	4,305,840.00	
	UK TREASURY	3,400,000.00	4,144,600.00	
	UK TREASURY	1,850,000.00	2,264,585.00	
	UK TREASURY	6,800,000.00	8,713,520.00	
	UK TREASURY	500,000.00	543,350.00	
	UK TREASURY	3,200,000.00	4,000,000.00	
	UK TREASURY	2,600,000.00	3,292,380.00	
	UK TREASURY	2,400,000.00	2,786,160.00	
	UK TSY 3 1/4% 2044	8,400,000.00	8,715,840.00	
	UNITED KINGDOM (GOVERNMENT)	6,400,000.00	8,285,440.00	
小計	銘柄数：36	140,950,000.00	160,878,315.00	
			(27,534,323,612)	
	組入時価比率：8.4%		8.5%	
スイスフラン	SWITZERLAND GOVERNMENT	7,000,000.00	7,833,000.00	
小計	銘柄数：1	7,000,000.00	7,833,000.00	
			(887,557,230)	

		組入時価比率：0.3%		0.3%
スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	5,000,000.00	5,211,250.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	13,000,000.00	13,681,200.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	15,500,000.00	17,024,425.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	16,000,000.00	18,546,400.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	27,000,000.00	33,527,250.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	7,200,000.00	8,383,680.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	11,500,000.00	11,550,025.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	6,300,000.00	6,846,210.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	9,800,000.00	12,227,950.00	
小計	銘柄数：9	111,300,000.00	126,998,390.00 (1,899,895,914)	0.6%
		組入時価比率：0.6%		0.6%
ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	13,100,000.00	14,072,806.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	13,000,000.00	14,640,600.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	12,700,000.00	14,098,270.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	8,500,000.00	8,357,625.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	7,700,000.00	8,142,365.00	
小計	銘柄数：5	55,000,000.00	59,311,666.00 (989,318,588)	0.3%
		組入時価比率：0.3%		0.3%
デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK	8,000,000.00	8,393,920.00	
	KINGDOM OF DENMARK	17,000,000.00	17,920,720.00	
	KINGDOM OF DENMARK	12,000,000.00	13,504,080.00	
	KINGDOM OF DENMARK	18,500,000.00	21,972,450.00	
	KINGDOM OF DENMARK	20,500,000.00	23,747,200.00	
	KINGDOM OF DENMARK	8,800,000.00	9,130,880.00	
	KINGDOM OF DENMARK	8,000,000.00	12,637,600.00	
	KINGDOM OF DENMARK	24,500,000.00	36,774,500.00	
小計	銘柄数：8	117,300,000.00	144,081,350.00 (2,649,656,026)	0.8%
		組入時価比率：0.8%		0.8%
ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,184,200.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	7,200,000.00	6,973,560.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	6,500,000.00	6,792,500.00	

	POLAND GOVERNMENT BOND	4,300,000.00	4,525,750.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	3,800,000.00	4,038,260.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,346,200.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,261,300.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	3,989,400.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,805,500.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,403,800.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	3,500,000.00	4,107,425.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	4,600,000.00	5,449,431.40	
	POLAND GOVERNMENT BOND	4,800,000.00	5,106,960.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	2,503,960.00	
小計	銘柄数：14	63,700,000.00	68,488,246.40	
			(2,230,662,185)	
	組入時価比率：0.7%		0.7%	
豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,900,000.00	2,975,400.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,400,000.00	3,534,470.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,300,000.00	5,731,950.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,300,000.00	3,450,645.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	4,300,000.00	4,692,590.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,000,000.00	6,615,600.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,700,000.00	3,989,155.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	4,200,000.00	4,871,790.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,600,000.00	4,226,040.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	4,000,000.00	4,659,800.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,400,000.00	3,220,480.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,500,000.00	2,451,375.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,000,000.00	2,131,000.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,300,000.00	2,567,030.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,500,000.00	1,420,275.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,600,000.00	1,727,200.00	
小計	銘柄数：16	54,000,000.00	58,264,800.00	
			(5,559,044,568)	
	組入時価比率：1.7%		1.7%	
シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	2,300,000.00	2,452,145.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	2,200,000.00	2,457,730.00	

	小計	SINGAPORE GOVERNMENT	3,000,000.00	3,277,950.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	1,200,000.00	1,297,920.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	700,000.00	740,775.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	1,900,000.00	2,089,430.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	1,000,000.00	1,012,900.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	800,000.00	771,200.00	
		銘柄数：8	13,100,000.00	14,100,050.00	(1,159,306,111)
	組入時価比率：0.4%				
リング	小計	MALAYSIAN GOVERNMENT	4,400,000.00	4,474,360.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	8,000,000.00	8,152,800.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	2,300,000.00	2,318,630.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	3,400,000.00	3,446,580.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	7,000,000.00	7,144,900.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,600,000.00	1,598,400.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	10,000,000.00	10,299,000.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	5,500,000.00	5,614,675.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	500,000.00	483,950.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	2,400,000.00	2,331,240.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	3,000,000.00	3,085,800.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	4,000,000.00	3,739,800.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,800,000.00	1,712,970.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,033,950.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	1,080,579.50	
	銘柄数：15	56,000,000.00	56,517,634.50	(1,835,127,592)	0.6%
	組入時価比率：0.6%				
ランド	小計	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	17,400,000.00	17,958,599.16	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	17,000,000.00	17,378,647.80	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	17,000,000.00	16,708,178.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	20,000,000.00	18,912,546.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	7,000,000.00	6,867,689.50	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	33,000,000.00	38,656,761.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,500,000.00	2,350,527.75	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	11,500,000.00	9,802,600.00	

小計	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	31,500,000.00	23,615,669.70	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	9,300,000.00	6,997,240.02	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	13,000,000.00	12,619,304.10	
	銘柄数：11 組入時価比率：0.5%	179,200,000.00	171,867,763.03 (1,661,961,268) 0.5%	
合計			323,669,765,704 (323,669,765,704)	

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	平成26年8月18日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	750,486,054	—	750,212,600	△273,454
米ドル	287,132,600	—	286,636,000	△496,600
カナダドル	18,804,010	—	18,800,000	△4,010
メキシコペソ	4,709,340	—	4,704,000	△5,340
ユーロ	332,909,900	—	333,104,400	194,500
英ポンド	65,017,764	—	65,033,200	15,436
スイスフラン	11,315,030	—	11,331,000	15,970
ノルウェークローネ	13,318,720	—	13,336,000	17,280
豪ドル	9,534,290	—	9,540,000	5,710
ランド	7,744,400	—	7,728,000	△16,400
合計	750,486,054	—	750,212,600	△273,454

(注) 時価の算定方法

### 1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

貸借対照表

(単位：円)

(平成 26 年 8 月 18 日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	33,678,501
コール・ローン	10,535,550
国債証券	5,695,393,103
未収利息	86,836,875
前払費用	4,135,497
流動資産合計	5,830,579,526
資産合計	5,830,579,526
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	14,658
未払解約金	884,469
その他未払費用	61,300
流動負債合計	960,427
負債合計	960,427
純資産の部	
元本等	
元本	3,871,453,859
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,958,165,240
元本等合計	5,829,619,099
純資産合計	5,829,619,099
負債純資産合計	5,830,579,526

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(貸借対照表に関する注記)

平成 26 年 8 月 18 日現在	
1.	計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額

1口当たり純資産額	1,5058円
(10,000口当たり純資産額)	(15,058円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 平成 26 年 2 月 18 日 至 平成 26 年 8 月 18 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>○信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>○流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 26 年 8 月 18 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

平成 26 年 8 月 18 日現在	平成 26 年 2 月 18 日
期首	
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	3,088,863,110円
同期中における追加設定元本額	1,031,751,000円
同期中における一部解約元本額	249,160,251円
期末元本額	3,871,453,859円
期末元本額の内訳*	
野村インデックスファンド・新興国債券・為替ヘッジ型	1,442,519,051円
ネクストコア	88,782,944円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	43,029,973円
野村世界インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	150,290,853円
ノムラ新興国債券インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	3,630,492円
野村新興国債券インデックスファンド (確定拠出年金向け)	2,023,667,883円
野村DC運用戦略ファンド	108,205,545円
野村DC運用戦略ファンドM	1,796,382円
野村DC運用戦略ファンドA	9,530,736円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額



附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成26年8月18日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(平成26年8月18日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	BOLIVARIAN REP OF VZLA	400,000.00	327,480.00	
		BOLIVARIAN REP OF VZLA	700,000.00	702,520.00	
		BOLIVARIAN REP OF VZLA	450,000.00	365,490.00	
		BOLIVARIAN REP OF VZLA	500,000.00	378,750.00	
		BOLIVARIAN REP OF VZLA	300,000.00	236,100.00	
		BRAZIL GLOBAL	500,000.00	553,750.00	
		BRAZIL GLOBAL	150,000.00	196,500.00	
		BRAZIL GLOBAL	250,000.00	347,500.00	
		BRAZIL GLOBAL	250,000.00	350,625.00	
		BRAZIL GLOBAL	300,000.00	477,750.00	
		BRAZIL GLOBAL	750,000.00	1,046,250.00	
		BRAZIL GLOBAL	500,000.00	638,750.00	
		BRAZIL GLOBAL	200,000.00	220,000.00	
		COLOMBIA GLOBAL	200,000.00	243,300.00	
		COLOMBIA GLOBAL	150,000.00	218,100.00	
		COLOMBIA GLOBAL	300,000.00	414,750.00	
		CROATIA	300,000.00	322,110.00	
		CROATIA	200,000.00	222,250.00	
		CROATIA	400,000.00	434,400.00	
		CROATIA	200,000.00	207,750.00	
		CROATIA	200,000.00	213,220.00	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	550,000.00	627,000.00	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	430,000.00	468,270.00	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	200,000.00	184,500.00	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	600,000.00	613,950.00	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	400,000.00	430,000.00	
HUNGARY	200,000.00	208,000.00			
HUNGARY	400,000.00	428,000.00			

	HUNGARY	300,000.00	329,085.00
	INDONESIA GLOBAL	400,000.00	545,680.00
	INDONESIA GLOBAL	400,000.00	461,000.00
	MEXICO GLOBAL	250,000.00	276,500.00
	MEXICO GLOBAL	200,000.00	299,000.00
	MEXICO GLOBAL	300,000.00	421,500.00
	MEXICO GLOBAL	450,000.00	588,375.00
	PANAMA GLOBAL	200,000.00	257,000.00
	PANAMA GLOBAL	400,000.00	579,000.00
	PANAMA GLOBAL	150,000.00	226,500.00
	PANAMA GLOBAL	250,000.00	311,250.00
	PERU GLOBAL	400,000.00	534,000.00
	PERU GLOBAL	220,000.00	281,050.00
	PHILIPPINES GLOBAL	500,000.00	790,000.00
	PHILIPPINES GLOBAL	500,000.00	780,625.00
	PHILIPPINES GLOBAL	400,000.00	551,500.00
	PHILIPPINES GLOBAL	200,000.00	248,250.00
	REPUBLIC OF COLOMBIA	400,000.00	430,800.00
	REPUBLIC OF COLOMBIA	200,000.00	190,100.00
	REPUBLIC OF COLOMBIA	400,000.00	417,000.00
	REPUBLIC OF COLOMBIA	400,000.00	489,000.00
	REPUBLIC OF COLOMBIA	300,000.00	342,750.00
	REPUBLIC OF CROATIA	200,000.00	222,480.00
	REPUBLIC OF HUNGARY	320,000.00	362,400.00
	REPUBLIC OF HUNGARY	500,000.00	572,500.00
	REPUBLIC OF HUNGARY	250,000.00	322,500.00
	REPUBLIC OF INDONESIA	400,000.00	451,600.00
	REPUBLIC OF INDONESIA	350,000.00	473,742.50
	REPUBLIC OF INDONESIA	350,000.00	391,562.50
	REPUBLIC OF INDONESIA	300,000.00	318,420.00
	REPUBLIC OF INDONESIA	300,000.00	296,250.00
	REPUBLIC OF INDONESIA	200,000.00	190,000.00
	REPUBLIC OF INDONESIA	250,000.00	272,812.50
	REPUBLIC OF INDONESIA	400,000.00	518,340.00
	REPUBLIC OF INDONESIA	400,000.00	398,000.00

	REPUBLIC OF LITHUANIA	300,000.00	366,810.00
	REPUBLIC OF PANAMA	150,000.00	166,875.00
	REPUBLIC OF PERU	300,000.00	364,500.00
	REPUBLIC OF PERU	350,000.00	542,500.00
	REPUBLIC OF PERU	300,000.00	336,600.00
	REPUBLIC OF PHILIPPINES	200,000.00	238,500.00
	REPUBLIC OF PHILIPPINES	600,000.00	641,952.00
	REPUBLIC OF PHILIPPINES	400,000.00	506,000.00
	REPUBLIC OF PHILIPPINES	200,000.00	222,750.00
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	300,000.00	348,375.00
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	400,000.00	439,500.00
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	150,000.00	169,125.00
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	200,000.00	206,500.00
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	150,000.00	173,812.50
	REPUBLIC OF TURKEY	350,000.00	397,687.50
	REPUBLIC OF TURKEY	300,000.00	353,100.00
	REPUBLIC OF TURKEY	400,000.00	436,400.00
	REPUBLIC OF TURKEY	200,000.00	210,800.00
	REPUBLIC OF TURKEY	400,000.00	450,600.00
	REPUBLIC OF TURKEY	400,000.00	471,500.00
	REPUBLIC OF TURKEY	600,000.00	649,188.00
	REPUBLIC OF TURKEY	200,000.00	190,000.00
	REPUBLIC OF VENEZUELA	450,000.00	414,225.00
	REPUBLIC OF VENEZUELA	1,200,000.00	1,098,000.00
	REPUBLIC OF VENEZUELA	200,000.00	132,000.00
	ROMANIA	400,000.00	481,500.00
	ROMANIA	200,000.00	207,940.00
	ROMANIA	200,000.00	215,730.00
	ROMANIA	150,000.00	174,345.00
	RUSSIA	400,000.00	513,840.00
	RUSSIA	420,000.00	693,126.00
	RUSSIA	2,123,500.00	2,399,555.00
	RUSSIA FOREIGN BOND	600,000.00	625,200.00
	RUSSIAN FEDERATION	400,000.00	409,340.00
	RUSSIAN FEDERATION	400,000.00	397,520.00

	RUSSIAN FEDERATION	400,000.00	396,780.00
	RUSSIAN FEDERATION	600,000.00	600,000.00
	RUSSIAN FEDERATION	600,000.00	601,290.00
	RUSSIAN FEDERATION	200,000.00	202,730.00
	TURKEY GLOBAL	400,000.00	441,520.00
	TURKEY GLOBAL	350,000.00	394,275.00
	TURKEY GLOBAL	200,000.00	229,630.00
	TURKEY GLOBAL	300,000.00	348,090.00
	TURKEY GLOBAL	200,000.00	219,460.00
	TURKEY GLOBAL	650,000.00	792,025.00
	TURKEY GLOBAL	350,000.00	603,372.00
	TURKEY GLOBAL	300,000.00	397,128.00
	TURKEY GLOBAL	420,000.00	500,535.00
	TURKEY GLOBAL	150,000.00	186,675.00
	UKRAINE	400,000.00	394,560.00
	UKRAINE GLOBAL	200,000.00	184,800.00
	UKRAINE GLOBAL	200,000.00	180,040.00
	UKRAINE GOVERNMENT	200,000.00	187,660.00
	UKRAINE GOVERNMENT	300,000.00	279,990.00
	UKRAINE GOVERNMENT	250,000.00	233,125.00
	UKRAINE GOVERNMENT	400,000.00	359,320.00
	UKRAINE GOVERNMENT	200,000.00	180,020.00
	UNITED MEXICAN STATES	500,000.00	543,250.00
	UNITED MEXICAN STATES	350,000.00	404,775.00
	UNITED MEXICAN STATES	500,000.00	565,000.00
	UNITED MEXICAN STATES	600,000.00	622,500.00
	UNITED MEXICAN STATES	400,000.00	423,100.00
	UNITED MEXICAN STATES	550,000.00	675,125.00
	UNITED MEXICAN STATES	800,000.00	828,000.00
	UNITED MEXICAN STATES	500,000.00	573,750.00
	VENEZUELA GLOBAL	500,000.00	467,500.00
	VENEZUELA GLOBAL	700,000.00	582,400.00
	VENEZUELA GLOBAL	200,000.00	147,230.00
	VENEZUELA GLOBAL	500,000.00	368,750.00
	VENEZUELA GLOBAL	600,000.00	493,500.00

		VENEZUELA GLOBAL	200,000.00	159,000.00	
	小計	銘柄数：134	49,583,500.00	55,629,938.50	
				(5,695,393,103)	
		組入時価比率：97.7%		100.0%	
	合計			5,695,393,103	
				(5,695,393,103)	

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	平成26年8月18日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	8,613,738	—	8,599,080	△14,658
米ドル	8,613,738	—	8,599,080	△14,658
合計	8,613,738	—	8,599,080	△14,658

(注) 時価の算定方法

### 1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

## 新興国債券(現地通貨建て) マザーファンド

### 貸借対照表

(単位:円)

(平成26年8月18日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	26,184,752
コール・ローン	3,953,512
国債証券	2,156,326,342
未収利息	39,979,289

前払費用	1,923,071
流動資産合計	2,228,366,966
資産合計	2,228,366,966
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	3,590
未払解約金	309,248
その他未払費用	106,200
流動負債合計	419,038
負債合計	419,038
純資産の部	
元本等	
元本	1,665,884,086
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	562,063,842
元本等合計	2,227,947,928
純資産合計	2,227,947,928
負債純資産合計	2,228,366,966

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(貸借対照表に関する注記)

平成 26 年 8 月 18 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1.3374 円
(10,000 口当たり純資産額)	(13,374 円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 平成 26 年 2 月 18 日 至 平成 26 年 8 月 18 日	
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。

### 3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。

#### ○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。

#### ○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。

#### ○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 26 年 8 月 18 日現在

### 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

### 2. 時価の算定方法

#### 国債証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

#### 派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

#### コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (その他の注記)

#### 元本の移動及び期末元本額の内訳

平成 26 年 8 月 18 日現在

期首	平成 26 年 2 月 18 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	1,681,846,654 円
同期中における追加設定元本額	255,839,418 円
同期中における一部解約元本額	271,801,986 円
期末元本額	1,665,884,086 円
期末元本額の内訳*	
野村資産設計ファンド 2015	33,313,965 円
野村資産設計ファンド 2020	25,315,764 円
野村資産設計ファンド 2025	22,247,471 円
野村資産設計ファンド 2030	17,447,774 円
野村資産設計ファンド 2035	12,022,017 円
野村資産設計ファンド 2040	38,187,266 円
野村資産設計ファンド 2045	1,707,747 円
野村インデックスファンド・新興国債券	266,379,596 円
ネクストコア	139,063,364 円
野村インデックスファンド・海外 5 資産バランス	39,602,908 円
新興国債券(現地通貨建て)インデックスファンド S (適格機関投資家専用)	712,626,646 円
野村 DC 新興国債券(現地通貨建て)インデックスファンド	184,201,758 円
野村 DC 運用戦略ファンド	169,942,019 円
野村 DC 運用戦略ファンド M	1,520,792 円
野村 DC 運用戦略ファンド A	2,304,999 円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成26年8月18日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(平成26年8月18日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	1,300,000.00	1,369,225.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	1,750,000.00	1,894,200.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	3,200,000.00	3,560,480.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	2,300,000.00	2,325,530.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	1,700,000.00	1,958,315.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	1,600,000.00	1,714,800.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	2,000,000.00	2,131,900.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	1,800,000.00	2,409,103.80	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	2,000,000.00	2,265,100.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	1,250,000.00	1,430,240.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	1,700,000.00	2,378,215.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	1,300,000.00	1,594,190.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	1,200,000.00	1,366,200.00	
		MEXICAN FIXED RATE BONDS	1,700,000.00	1,993,675.00	
		小計	銘柄数：14	24,800,000.00	28,391,173.80 (222,870,714)
	組入時価比率：10.0%				
レアル	レアル	LETRA TESOURO NACIONAL	810,000.00	697,017.15	
		LETRA TESOURO NACIONAL	880,000.00	715,766.48	
		LETRA TESOURO NACIONAL	690,000.00	530,351.25	
		LETRA TESOURO NACIONAL	930,000.00	675,715.68	
		LETRA TESOURO NACIONAL	1,050,000.00	720,181.35	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	92,000.00	905,812.68	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	30,000.00	283,214.70	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	40,000.00	371,994.80	
小計	銘柄数：8	4,522,000.00	4,900,054.09 (221,972,450)	10.2%	
	組入時価比率：10.0%				
コロンビアペソ	コロンビアペソ	REPUBLIC OF COLOMBIA	649,000,000.00	704,359,700.00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	1,110,000,000.00	1,271,949,000.00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	480,000,000.00	633,264,000.00	



小計	銘柄数：3 組入時価比率：6.4%	2,239,000,000.00	2,609,572,700.00 (141,699,797) 6.6%	
ヌエボソル	PERU BONO SOBERANO	260,000.00	295,568.00	
	PERU BONO SOBERANO	100,000.00	116,170.00	
	PERU BONO SOBERANO	160,000.00	199,328.00	
	PERU BONO SOBERANO	350,000.00	369,845.00	
小計	銘柄数：4 組入時価比率：1.6%	870,000.00	980,911.00 (35,803,251) 1.7%	
トルコリラ	TURKEY GOVERNMENT BOND	370,000.00	369,297.00	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	460,000.00	458,298.00	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	550,000.00	506,165.00	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	300,000.00	292,800.00	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	500,000.00	495,425.00	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	510,000.00	542,130.00	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	330,000.00	336,138.00	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	450,000.00	432,787.50	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	570,000.00	499,035.00	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	330,000.00	321,255.00	
小計	銘柄数：10 組入時価比率：9.0%	4,370,000.00	4,253,330.50 (200,842,266) 9.3%	
フオリント	HUNGARY GOVERNMENT BOND	41,000,000.00	42,908,550.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	30,000,000.00	32,694,000.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	38,000,000.00	42,132,500.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	48,000,000.00	56,940,000.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	24,000,000.00	28,077,600.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	29,000,000.00	32,161,000.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	21,281,000.00	
小計	銘柄数：7 組入時価比率：5.0%	230,000,000.00	256,194,650.00 (111,854,584) 5.2%	
ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	650,000.00	679,250.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	490,000.00	515,725.00	

		POLAND GOVERNMENT BOND	450,000.00	478,215.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND	480,000.00	521,544.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND	400,000.00	417,420.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND	500,000.00	498,675.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND	580,000.00	657,865.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND	420,000.00	476,532.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND	500,000.00	586,775.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND	530,000.00	627,869.27	
		POLAND GOVERNMENT BOND	880,000.00	936,276.00	
	小計	銘柄数：11 組入時価比率：9.4%	5,880,000.00	6,396,146.27 (208,322,484) 9.7%	
	ルール	RUSSIA FOREIGN BOND	60,000,000.00	57,582,000.00	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：7.3%	60,000,000.00	57,582,000.00 (163,532,880) 7.6%	
	レイ	ROMANIA	880,000.00	951,192.00	
		ROMANIA	390,000.00	432,939.00	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：1.9%	1,270,000.00	1,384,131.00 (42,783,489) 2.0%	
	リング	MALAYSIAN GOVERNMENT	840,000.00	856,044.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	550,000.00	557,535.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	600,000.00	596,160.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	600,000.00	612,420.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	550,000.00	549,450.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	400,000.00	436,760.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	880,000.00	906,312.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	630,000.00	643,135.50	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	320,000.00	309,728.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	550,000.00	534,242.50	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	260,000.00	267,436.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	140,000.00	133,231.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	350,000.00	343,820.75	
	小計	銘柄数：13	6,670,000.00	6,746,274.75	

			(219,051,541)	
		組入時価比率：9.8%		10.2%
パーツ	THAILAND GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,186,500.00	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	4,400,000.00	4,416,082.00	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	6,600,000.00	7,111,156.80	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	2,900,000.00	2,946,626.20	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	5,700,000.00	5,927,840.40	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	4,700,000.00	4,802,370.70	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,323,350.40	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	6,600,000.00	6,547,635.60	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,385,821.00	
小計	銘柄数：9	45,100,000.00	46,647,383.10	
			(149,738,099)	
		組入時価比率：6.7%		6.9%
フィリピンペソ	REPUBLIC OF PHILIPPINES	5,000,000.00	5,362,500.00	
小計	銘柄数：1	5,000,000.00	5,362,500.00	
			(12,601,875)	
		組入時価比率：0.6%		0.6%
ルピア	INDONESIA GOVERNMENT	1,030,000,000.00	1,086,135,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	2,220,000,000.00	2,359,107,420.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	700,000,000.00	799,225,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	1,000,000,000.00	1,244,461,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	2,150,000,000.00	2,012,400,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	1,400,000,000.00	1,564,049,200.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	1,200,000,000.00	1,421,424,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	2,250,000,000.00	1,982,025,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	800,000,000.00	892,480,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	780,000,000.00	898,067,820.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	500,000,000.00	529,750,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	2,300,000,000.00	2,172,350,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	2,040,000,000.00	1,617,312,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	300,000,000.00	313,422,000.00	
小計	銘柄数：14	18,670,000,000.00	18,892,208,440.00	
			(166,251,434)	
		組入時価比率：7.5%		7.7%

ランド	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,170,000.00	1,251,310.43	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,300,000.00	2,373,837.82	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,200,000.00	2,249,001.48	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,380,000.00	2,339,144.92	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,690,000.00	2,543,737.43	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,400,000.00	1,373,537.90	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	3,300,000.00	3,865,676.10	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,100,000.00	1,790,040.00	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,300,000.00	1,724,318.74	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,250,000.00	1,692,880.65	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,100,000.00	1,067,787.27	
	小計	銘柄数：11 組入時価比率：9.7%	23,190,000.00	22,271,272.74 (215,363,207) 10.0%
ナイラ	NIGERIA TREASURY BOND	83,300,000.00	69,080,690.00	
小計	銘柄数：1 組入時価比率：2.0%	83,300,000.00	69,080,690.00 (43,638,271) 2.0%	
合計			2,156,326,342 (2,156,326,342)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	平成26年8月18日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	2,050,990	—	2,047,400	△3,590
米ドル	2,050,990	—	2,047,400	△3,590
合計	2,050,990	—	2,047,400	△3,590

(注) 時価の算定方法

### 1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物

相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

## J-REITインデックス マザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

(平成 26 年 8 月 18 日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	132,556,009
投資証券	14,374,531,900
派生商品評価勘定	10,018,970
未収入金	12,441,380
未収配当金	82,997,453
未収利息	244
流動資産合計	14,612,545,956
資産合計	14,612,545,956
負債の部	
流動負債	
前受金	2,099,500
未払金	3,443,600
未払解約金	15,358,646
流動負債合計	20,901,746
負債合計	20,901,746
純資産の部	
元本等	
元本	8,846,269,631
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	5,745,374,579
元本等合計	14,591,644,210
純資産合計	14,591,644,210
負債純資産合計	14,612,545,956

### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>
------------------------	--

(貸借対照表に関する注記)

平成 26 年 8 月 18 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1.6495 円
(10,000 口当たり純資産額)	(16,495 円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 平成 26 年 2 月 18 日 至 平成 26 年 8 月 18 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、REIT の価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、REIT 指数先物取引を行っております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 26 年 8 月 18 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

平成 26 年 8 月 18 日現在	平成 26 年 2 月 18 日
期首	

本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	9,637,529,187円
同期中における追加設定元本額	704,454,299円
同期中における一部解約元本額	1,495,713,855円
期末元本額	8,846,269,631円
期末元本額の内訳*	
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,176,306,277円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	5,039,091,241円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	1,237,497,633円
野村資産設計ファンド2015	62,660,543円
野村資産設計ファンド2020	34,929,761円
野村資産設計ファンド2025	33,755,188円
野村資産設計ファンド2030	36,098,989円
野村資産設計ファンド2035	23,230,041円
野村資産設計ファンド2040	54,489,004円
野村資産設計ファンド2045	2,944,441円
野村インデックスファンド・J-REIT	1,055,216,569円
ネクストコア	13,442,510円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	60,015,580円
野村DC運用戦略ファンド	16,073,740円
野村DC運用戦略ファンドM	41,091円
野村DC運用戦略ファンドA	477,023円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成26年8月18日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(平成26年8月18日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	日本円	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	757	297,501,000	
		MIDリート投資法人 投資証券	301	74,256,700	
		森ヒルズリート投資法人 投資証券	2,563	394,445,700	
		野村不動産レジデンシャル投資法人 投資証券	264	148,368,000	
		産業ファンド投資法人 投資証券	272	248,064,000	
		大和ハウスリート投資法人 投資証券	482	219,310,000	
		アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	2,134	543,103,000	
		ケネディクス・レジデンシャル投資法人 投資証券	456	116,736,000	
		アクティビア・プロパティーズ投資法人 投資証券	412	380,688,000	
		GLP投資法人 投資証券	3,444	399,504,000	
		コンフォリア・レジデンシャル投資	661	124,466,300	

法人 投資証券			
日本プロロジスリート投資法人 投資証券	2,567	624,294,400	
野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	2,734	357,060,400	
星野リゾート・リート投資法人 投資証券	71	71,071,000	
S I A不動産投資法人 投資証券	123	55,842,000	
イオンリート投資法人 投資証券	1,560	219,336,000	
ヒューリックリート投資法人 投資証券	1,070	191,530,000	
日本リート投資法人 投資証券	249	67,603,500	
インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人 投資証券	710	71,000,000	
日本ビルファンド投資法人 投資証券	2,318	1,330,532,000	
ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	2,054	1,183,104,000	
日本リテールファンド投資法人 投資証券	3,789	846,841,500	
オリックス不動産投資法人 投資証券	3,228	460,958,400	
日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	1,354	492,856,000	
プレミアム投資法人 投資証券	359	159,216,500	
東急リアル・エステート投資法人 投資証券	1,605	230,959,500	
グローバル・ワン不動産投資法人 投資証券	318	98,262,000	
野村不動産オフィスファンド投資法人 投資証券	612	299,268,000	
ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	4,124	687,883,200	
森トラスト総合リート投資法人 投資証券	2,167	404,578,900	
インヴィンシブル投資法人 投資証券	4,290	119,433,600	
フロンティア不動産投資法人 投資証券	814	455,026,000	
平和不動産リート投資法人 投資証券	1,447	127,336,000	
日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	1,363	330,391,200	
福岡リート投資法人 投資証券	1,133	214,363,600	
ケネディクス・オフィス投資法人 投資証券	583	328,229,000	
積水ハウス・S Iレジデンシャル投	1,502	161,014,400	



小計	資法人 投資証券			
	いちご不動産投資法人 投資証券	1,685	127,217,500	
	大和証券オフィス投資法人 投資証券	724	404,716,000	
	阪急リート投資法人 投資証券	196	115,640,000	
	スターツプロシード投資法人 投資証券	238	42,578,200	
	トップリート投資法人 投資証券	289	133,662,500	
	大和ハウス・レジデンシャル投資法人 投資証券	614	296,255,000	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	4,303	255,598,200	
	日本賃貸住宅投資法人 投資証券	2,421	185,690,700	
	ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	1,991	278,740,000	
	銘柄数：46 組入時価比率：98.5%	66,351	14,374,531,900 100.0%	
合計		14,374,531,900		

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	平成26年8月18日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
REIT 指数先物取引				
買建	201,870,500	—	211,900,000	10,018,970
合計	201,870,500	—	211,900,000	10,018,970

(注) 時価の算定方法

### 1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

## 海外REITインデックス マザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

(平成26年8月18日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	15,149,094
コール・ローン	7,450,375

投資証券	16,505,356,364
派生商品評価勘定	22,691
未収入金	13,702,335
未収配当金	56,028,797
未収利息	13
流動資産合計	16,597,709,669
資産合計	16,597,709,669
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	489
未払金	2,259,527
未払解約金	20,049,488
その他未払費用	220,500
流動負債合計	22,530,004
負債合計	22,530,004
純資産の部	
元本等	
元本	9,685,212,285
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	6,889,967,380
元本等合計	16,575,179,665
純資産合計	16,575,179,665
負債純資産合計	16,597,709,669

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(貸借対照表に関する注記)

平成 26 年 8 月 18 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1.7114 円

## (金融商品に関する注記)

## (1) 金融商品の状況に関する事項

自 平成 26 年 2 月 18 日 至 平成 26 年 8 月 18 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、REIT の価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 26 年 8 月 18 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

## (その他の注記)

## 元本の移動及び期末元本額の内訳

平成 26 年 8 月 18 日現在	平成 26 年 2 月 18 日
期首	
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	10,865,496,863 円
同期中における追加設定元本額	570,171,819 円
同期中における一部解約元本額	1,750,456,397 円
期末元本額	9,685,212,285 円
期末元本額の内訳*	
野村世界 6 資産分散投信 (安定コース)	1,116,279,319 円
野村世界 6 資産分散投信 (分配コース)	4,781,946,012 円
野村世界 6 資産分散投信 (成長コース)	1,174,348,046 円
野村資産設計ファンド 2015	59,454,222 円
野村資産設計ファンド 2020	33,142,439 円
野村資産設計ファンド 2025	32,032,657 円
野村資産設計ファンド 2030	34,256,852 円
野村資産設計ファンド 2035	22,041,359 円
野村資産設計ファンド 2040	51,708,309 円
野村資産設計ファンド 2045	2,793,945 円

野村インデックスファンド・外国REIT	1,076,379,263円
ネクストコア	67,047,546円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	62,206,224円
ノムラ海外REITインデックス・ファンドVA (適格機関投資家専用)	1,087,528,620円
野村DC運用戦略ファンド	82,015,726円
野村DC運用戦略ファンドM	388,413円
野村DC運用戦略ファンドA	1,643,333円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成26年8月18日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(平成26年8月18日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	米ドル	ACADIA REALTY TRUST	10,000	287,500.00	
		AGREE REALTY CORP	3,000	89,820.00	
		ALEXANDERS INC	370	143,441.60	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	12,700	991,616.00	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	6,100	212,219.00	
		AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	18,500	707,255.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	8,200	144,566.00	
		AMERICAN REALTY CAPITAL PROP	160,300	2,075,885.00	
		AMERICAN RESIDENTIAL PROPERTIES INC	2,100	38,913.00	
		AMREIT INC	3,000	70,320.00	
		APARTMENT INVT&MGMT CO-A	25,800	859,914.00	
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES INC	4,500	43,515.00	
		ASHFORD HOSPITALITY PRIME INC	4,160	69,305.60	
		ASHFORD HOSPITALITY TRUST	13,200	154,044.00	
		ASSOCIATED ESTATES REALTY CP	10,000	181,800.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	21,700	3,275,832.00	
		AVIV REIT INC	4,800	133,728.00	
		BIOMED REALTY TRUST INC	33,900	751,902.00	
		BOSTON PROPERTIES	27,250	3,284,715.00	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	31,200	480,792.00	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	12,700	296,799.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	15,300	1,129,905.00	
CAMPUS CREST COMMUNITIES INC	10,700	86,884.00			

CARETRUST REIT INC ACQUIRES	3,800	64,182.00
CBL&ASSOCIATES PROPERTIES	30,600	579,258.00
CEDAR REALTY TRUST INC	10,900	69,215.00
CHAMBERS STREET PROPERTIES	41,100	322,224.00
CHATHAM LODGING TRUST	4,600	106,352.00
CHESAPEAKE LODGING TRUST	8,900	265,932.00
COLUMBIA PROPERTY TRUST INC	22,100	563,992.00
CORESITE REALTY CORP	3,800	134,292.00
CORPORATE OFFICE PROPERTIES	15,600	436,488.00
CORRECTIONS CORP OF AMERICA	21,000	745,080.00
COUSINS PROPERTIES INC	35,800	460,388.00
CUBESMART	23,600	445,804.00
CYRUSONE INC	5,900	152,928.00
DCT INDUSTRIAL TRUST INC	57,900	455,094.00
DDR CORP	52,400	932,196.00
DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	34,600	441,496.00
DIGITAL REALTY TRUST INC	24,000	1,572,000.00
DOUGLAS EMMETT INC	23,600	669,060.00
DUKE REALTY CORP	58,300	1,061,643.00
DUPONT FABROS TECHNOLOGY	11,600	323,408.00
EASTGROUP PROPERTIES	5,600	352,408.00
EDUCATION REALTY TRUST INC	23,600	251,104.00
EMPIRE STATE REALTY TRUST IN	12,900	212,721.00
EPR PROPERTIES	9,700	539,902.00
EQUITY COMMONWEALTH	21,300	575,100.00
EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	14,300	639,353.00
EQUITY ONE INC	11,300	264,533.00
EQUITY RESIDENTIAL	59,800	3,927,664.00
ESSEX PROPERTY TRUST INC	11,100	2,108,001.00
EXCEL TRUST INC	10,000	129,900.00
EXTRA SPACE STORAGE INC	19,500	1,050,075.00
FEDERAL REALTY INVS TRUST	12,000	1,484,400.00
FELCOR LODGING TRUST INC	19,000	200,070.00
FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	17,500	317,100.00
FIRST POTOMAC REALTY TRUST	11,200	144,592.00

FRANKLIN STREET PROPERTIES C	15,500	188,790.00	
GENERAL GROWTH PROPERTIES INC	92,700	2,238,705.00	
GEO GROUP INC/THE	13,200	497,244.00	
GETTY REALTY CORP	4,300	80,195.00	
GLADSTONE COMMERCIAL CORP	3,300	60,258.00	
GLIMCHER REALTY TRUST	25,700	282,957.00	
GOVERNMENT PROPERTIES INCOME	12,200	286,822.00	
GRAMERCY PROPERTY TRUST INC	18,570	112,348.50	
HCP INC	81,600	3,418,224.00	
HEALTH CARE REIT INC	54,400	3,552,864.00	
HEALTHCARE REALTY TRUST INC	16,700	409,985.00	
HEALTHCARE TRUST OF AMERICA	32,500	399,100.00	
HERSHA HOSPITALITY TRUST	34,000	226,780.00	
HIGHWOODS PROPERTIES INC	16,200	677,808.00	
HOME PROPERTIES INC	10,300	650,445.00	
HOSPITALITY PROPERTIES TRUST	26,600	769,538.00	
HOST HOTELS & RESORTS INC	134,700	2,993,034.00	
HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	10,000	267,700.00	
INLAND REAL ESTATE CORP	14,200	147,680.00	
INVESTORS REAL ESTATE TRUST	19,600	167,384.00	
KILROY REALTY CORP	14,800	920,560.00	
KIMCO REALTY CORP	72,900	1,676,700.00	
KITE REALTY GROUP TRUST	14,425	367,693.25	
LASALLE HOTEL PROPERTIES	18,800	662,700.00	
LEXINGTON REALTY TRUST	36,500	396,755.00	
LIBERTY PROPERTY TRUST	26,600	924,084.00	
LTC PROPERTIES INC	6,400	257,984.00	
MACERICH CO /THE	25,200	1,649,592.00	
MACK-CALI REALTY CORP	15,900	336,126.00	
MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	31,100	422,649.00	
MID-AMERICA APARTMENT COMM	13,300	943,901.00	
MONMOUTH REIT-CLASS A	10,500	109,515.00	
NATIONAL RETAIL PROPERTIES INC	22,200	823,398.00	
NATL HEALTH INVESTORS INC	5,300	334,960.00	
NEW YORK REIT INC	28,000	292,600.00	

	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	22,200	836,940.00
	ONE LIBERTY PROPERTIES INC	2,400	50,928.00
	PARKWAY PROPERTIES INC	12,800	265,216.00
	PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	11,600	437,436.00
	PENN REAL ESTATE INVEST TST	12,000	235,320.00
	PHYSICIANS REALTY TRUST	6,300	90,846.00
	PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	27,900	545,445.00
	POST PROPERTIES INC	9,600	528,288.00
	PROLOGIS INC	89,000	3,631,200.00
	PS BUSINESS PARKS INC/CA	3,600	295,020.00
	PUBLIC STORAGE	25,800	4,515,258.00
	QTS REALTY TRUST INC CL A	2,600	76,284.00
	RAMCO-GERSHENSON PROPERTIES	13,600	226,440.00
	REALTY INCOME CORP	39,300	1,757,103.00
	REGENCY CENTERS CORP	16,300	927,959.00
	RETAIL OPPORTUNITY INVESTMEN	15,100	235,409.00
	RETAIL PROPERTIES OF AME-A	33,700	521,339.00
	REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	2,300	32,476.00
	RLJ LODGING TRUST	23,400	689,832.00
	ROUSE PROPERTIES INC	6,600	113,850.00
	RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	9,200	443,624.00
	SABRA HEALTH CARE REIT INC	8,300	230,823.00
	SAUL CENTERS INC	2,400	118,944.00
	SELECT INCOME REIT	6,200	173,662.00
	SENIOR HOUSING PROP TRUST	35,900	829,290.00
	SILVER BAY REALTY TRUST CORP	7,000	112,840.00
	SIMON PROPERTY GROUP INC	55,250	9,328,962.50
	SL GREEN REALTY CORP	17,000	1,867,110.00
	SOVRAN SELF STORAGE INC	5,800	453,386.00
	SPIRIT REALTY CAPITAL INC	66,800	786,904.00
	STAG INDUSTRIAL INC	9,400	214,320.00
	STARWOOD WAYPOINT RESIDENTIAL TRUST	6,700	183,580.00
	STRATEGIC HOTELS & RESORTS INC	42,900	501,501.00
	SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	14,700	159,642.00
	SUN COMMUNITIES INC	6,950	376,620.50

	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	35,600	510,504.00	
	TANGER FACTORY OUTLET CENTER	17,000	587,690.00	
	TAUBMAN CENTERS INC	11,400	850,326.00	
	TERRENO REALTY CORP	6,200	122,760.00	
	UDR INC	44,600	1,314,362.00	
	UMH PROPERTIES INC	4,400	43,824.00	
	UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	2,300	100,832.00	
	URSTADT BIDDLE-CL A	4,700	98,042.00	
	VENTAS INC	52,400	3,402,332.00	
	VORNADO REALTY TRUST	31,000	3,272,050.00	
	WASHINGTON PRIME GROUP INC	27,600	534,336.00	
	WASHINGTON REAL ESTATE INV	11,500	308,660.00	
	WEINGARTEN REALTY INVESTORS	20,100	679,179.00	
	WHITESTONE REIT	4,400	66,396.00	
	WINTHROP REALTY TRUST	6,200	93,496.00	
	WP CAREY INC	10,300	703,490.00	
小計	銘柄数：144	3,126,875	109,537,781.95	
			(11,214,478,116)	
	組入時価比率：67.7%		68.0%	
カナダドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	6,100	218,441.00	
	ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	11,400	181,032.00	
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	4,600	313,720.00	
	BROOKFIELD CANADA OFFICE PROPERTIES	2,800	80,388.00	
	CALLOWAY REAL ESTATE INVESTM	11,900	312,375.00	
	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	9,500	226,480.00	
	CAN REAL ESTATE INVEST TRUST	6,100	295,667.00	
	CHARTWELL RETIREMENT RESIDENCE	14,500	163,415.00	
	CHOICE PROPERTIES REIT	8,800	95,832.00	
	COMINAR REAL ESTATE INV-TR U	10,700	208,757.00	
	CROMBIE REAL ESTATE INVESTMENT	6,100	82,228.00	
	CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	4,900	56,546.00	
	DREAM GLOBAL REAL ESTATE INVESTMENT TRUS	8,700	82,041.00	
	DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE INVESTMENT	5,000	48,300.00	
	DREAM OFFICE REAL ESTATE	8,700	251,865.00	



		INVESTMENT TRUS			
		GRANITE REAL ESTATE INVESTME	4,300	176,988.00	
		H&R REAL ESTATE INVSTMNT-UTS	23,300	539,628.00	
		HEALTHLEASE PROPERTIES REAL	2,900	41,209.00	
		INNVEST REAL ESTATE INVESTME	7,800	44,382.00	
		INTERRENT REAL ESTATE INVEST	3,500	20,230.00	
		MILESTONE APARTMENTS REAL ES	4,200	47,586.00	
		MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	3,300	35,079.00	
		MORGUARD REAL ESTATE-TR UTS	5,500	102,850.00	
		NORTHERN PROPERTY REAL ESTAT	3,100	92,039.00	
		NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	3,400	34,612.00	
		PLAZA RETAIL REIT	9,000	35,820.00	
		PURE INDUSTRIAL REAL ESTATE	16,200	74,520.00	
		RETROCOM REAL ESTATE INVESTMENT	6,570	28,776.60	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	26,900	719,575.00	
	小計	銘柄数：29	239,770	4,610,381.60 (433,421,974)	
		組入時価比率：2.6%		2.6%	
	ユーロ	AEDIFICA	1,630	83,390.80	
		ALSTRIA OFFICE REIT-AG	13,200	133,320.00	
		ALTAREA	710	98,512.50	
		ANF IMMOBILIER	1,730	43,336.50	
		BEFIMMO S. C. A.	3,290	197,136.80	
		BENI STABILI SPA	141,000	84,459.00	
		COFINIMMO	2,860	264,006.60	
		CORIO NV	18,060	711,112.50	
		EUROBANK PROPERTIES REAL EST	4,778	43,957.60	
		EUROCOMMERCIAL PROPERTI-CVA	6,650	238,203.00	
		FONCIERE DES REGIONS	7,900	595,423.00	
		GECINA SA	4,660	507,707.00	
		GREEN REIT PLC	122,009	158,367.68	
		HAMBORNER REIT AG	6,500	51,928.50	
		HIBERNIA REIT PLC	62,900	68,498.10	
		ICADE	6,090	417,043.20	
		IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	26,204	27,278.36	

		KLEPIERRE	17,480	611,974.80	
		MERCIALYS	9,710	172,303.95	
		NIEUWE STEEN INVESTMENTS NV	19,440	79,898.40	
		STE DE LA TOUR EIFFEL	930	53,865.60	
		UNIBAIL RODAMCO-NA	17,330	3,397,546.50	
		VASTNED RETAIL NV	3,590	134,625.00	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	2,140	119,412.00	
		WERELDHAVE NV	3,760	249,814.40	
	小計	銘柄数：25	504,551	8,543,121.79	
				(1,171,176,566)	
		組入時価比率：7.1%		7.1%	
	英債券	BIG YELLOW GROUP PLC	21,500	116,207.50	
		BRITISH LAND	182,000	1,329,510.00	
		DERWENT LONDON PLC	15,400	434,434.00	
		GREAT PORTLAND ESTATES PLC	60,400	395,620.00	
		HAMMERSON PLC	127,300	780,349.00	
		HANSTEEN HOLDINGS PLC	121,200	124,108.80	
		INTU PROPERTIES PLC	160,800	541,252.80	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	138,800	1,524,024.00	
		LONDONMETRIC PROPERTY PLC	107,500	152,650.00	
		MUCKLOW < A & J > GROUP PLC	11,120	50,179.00	
		PRIMARY HEALTH PROPERTIES	18,700	64,702.00	
		REDEFINE INTERNATIONAL PLC	138,300	73,299.00	
		SAFESTORE HOLDINGS PLC	39,000	83,850.00	
		SEGRO PLC	133,300	498,941.90	
		SHAFTESBURY PLC	48,600	335,826.00	
		TRITAX BIG BOX REIT PLC	59,900	63,494.00	
		WORKSPACE GROUP PLC	18,000	113,220.00	
	小計	銘柄数：17	1,401,820	6,681,668.00	
				(1,143,567,478)	
		組入時価比率：6.9%		6.9%	
	豪ドル	360 CAPITAL OFFICE FUND	11,100	22,033.50	
		ABACUS PROPERTY GROUP	52,000	133,640.00	
		ALE PROPERTY GROUP	33,400	100,534.00	
		ASPEN GROUP	27,000	32,400.00	

	ASTRO JAPAN PROPERTY GROUP	10,000	41,600.00	
	AUSTRALAND PROPERTY GROUP	81,700	366,016.00	
	AUSTRALIAN INDUSTRIAL REIT	18,480	37,514.40	
	BWP TRUST	84,000	215,040.00	
	CFS RETAIL PROPERTY TRUST GROUP	436,000	919,960.00	
	CHARTER HALL GROUP	47,000	204,920.00	
	CHARTER HALL RETAIL REIT	54,000	212,760.00	
	CROMWELL PROPERTY GROUP	230,000	231,150.00	
	DEXUS PROPERTY GROUP	974,000	1,139,580.00	
	FEDERATION CENTRES	250,000	647,500.00	
	GDI PROPERTY GROUP	97,400	90,095.00	
	GOODMAN GROUP	275,000	1,468,500.00	
	GPT GROUP	300,000	1,215,000.00	
	GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	26,550	66,640.50	
	INDUSTRIA REIT	20,490	40,570.20	
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	117,000	54,405.00	
	INVESTA OFFICE FUND	112,000	405,440.00	
	MIRVAC GROUP	657,000	1,215,450.00	
	NATIONAL STORAGE REIT	44,860	61,458.20	
	SCENTRE GROUP	912,000	3,192,000.00	
	SHOPPING CENTRES AUSTRALASIA	119,600	208,702.00	
	STOCKLAND TRUST GROUP	413,000	1,709,820.00	
	WESTFIELD CORP	339,400	2,552,288.00	
小計	銘柄数：27	5,742,980	16,585,016.80	
			(1,582,376,452)	
	組入時価比率：9.5%		9.7%	
ニュージーランドドル	DNZ PROPERTY FUND LTD	52,000	87,360.00	
	GOODMAN PROPERTY TRUST	190,000	203,300.00	
	KIWI INCOME PROPERTY TRUST	170,000	199,750.00	
	PROPERTY FOR INDUSTRY LTD	78,100	106,606.50	
	VITAL HEALTHCARE PROPERTY TRUST	46,600	63,376.00	
小計	銘柄数：5	536,700	660,392.50	
			(57,407,920)	
	組入時価比率：0.3%		0.3%	
香港ドル	CHAMPION REIT	486,000	1,725,300.00	

		FORTUNE REAL ESTATE INVESTME	221,000	1,571,310.00	
		LINK REIT	411,000	17,899,050.00	
		PROSPERITY REIT	230,000	611,800.00	
		REGAL REAL ESTATE INVESTMENT	120,000	258,000.00	
		SPRING REAL ESTATE INVESTMEN	85,000	317,050.00	
		SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT	170,000	566,100.00	
		YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	310,000	1,224,500.00	
	小計	銘柄数：8	2,033,000	24,173,110.00 (319,326,783)	
		組入時価比率：1.9%		1.9%	
	シンガポールドル	AIMS AMP CAPITAL INDUSTRIAL REIT	88,400	128,622.00	
		ASCENDAS HOSPITALITY TRUST	129,000	96,105.00	
		ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	360,000	842,400.00	
		ASCOTT RESIDENCE TRUST	150,000	184,500.00	
		CACHE LOGISTICS TRUST	133,000	158,270.00	
		CAMBRIDGE INDUSTRIAL TRUST	210,000	152,250.00	
		CAPITACOMMERCIAL TRUST	396,000	645,480.00	
		CAPITAMALL TRUST	457,000	900,290.00	
		CAPITARETAIL CHINA TRUST	110,000	177,100.00	
		CDL HOSPITALITY TRUSTS	113,000	187,015.00	
		FAR EAST HOSPITALITY TRUST	145,000	121,075.00	
		FIRST REAL ESTATE INVT TRUST	95,000	116,850.00	
		FRASERS CENTREPOINT TRUST	95,000	185,250.00	
		FRASERS COMMERCIAL TRUST	80,000	110,400.00	
		KEPPEL REIT	120,000	150,000.00	
		LIPPO MALLS INDONESIA RETAIL TRUST	300,000	124,500.00	
		MAPLETREE COMMERCIAL TRUST	239,000	335,795.00	
		MAPLETREE GREATER CHINA COMM	339,000	310,185.00	
		MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	206,000	286,340.00	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	269,000	318,765.00	
		QUE COMMERCIAL REAL ESTATE I	83,000	66,815.00	
		PARKWAY LIFE REAL ESTATE	68,000	159,800.00	
		SABANA SHARIAH COMP IND REIT	120,000	121,800.00	
		SAIZEN REIT	42,800	40,446.00	

小計	SOILBUILD BUSINESS SPACE REI	116,000	91,640.00	
	STARHILL GLOBAL REIT	243,000	200,475.00	
	SUNTEC REIT	448,000	790,720.00	
	銘柄数：27 組入時価比率：3.5%	5,155,200	7,002,888.00 (575,777,451) 3.5%	
新シエケル 小計	REIT 1 LTD	28,490	266,381.50	
	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	28,490	266,381.50 (7,823,624) 0.0%	
	合計		16,505,356,364 (16,505,356,364)	

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	平成26年8月18日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	13,511,862	—	13,489,660	22,202
米ドル	12,102,351	—	12,079,660	22,691
カナダドル	1,409,511	—	1,410,000	△489
合計	13,511,862	—	13,489,660	22,202

(注) 時価の算定方法

### 1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価していません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

ネクストコア

平成26年9月30日現在

I 資産総額	3,307,332,818円
II 負債総額	1,339,709,904円
III 純資産総額 (I - II)	1,967,622,914円
IV 発行済口数	1,948,090,747口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.0100円

(参考) 国内株式マザーファンド

平成26年9月30日現在

I 資産総額	220,349,759,634円
II 負債総額	18,736,926,292円
III 純資産総額 (I - II)	201,612,833,342円
IV 発行済口数	168,173,937,295口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.1988円

(参考) 国内債券マザーファンド

平成26年9月30日現在

I 資産総額	6,672,421,871円
II 負債総額	62,462,800円
III 純資産総額 (I - II)	6,609,959,071円
IV 発行済口数	5,270,329,954口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.2542円

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

平成26年9月30日現在

I 資産総額	293,110,193,029円
II 負債総額	1,299,716,408円
III 純資産総額 (I - II)	291,810,476,621円
IV 発行済口数	149,518,013,579口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.9517円

(参考) 外国債券マザーファンド

平成26年9月30日現在

I 資産総額	358,141,044,437円
II 負債総額	2,616,282,534円

Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	355,524,761,903円
Ⅳ 発行済口数	162,490,380,372口
Ⅴ 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.1880円

（参考）新興国株式マザーファンド

平成26年9月30日現在

Ⅰ 資産総額	12,620,858,398円
Ⅱ 負債総額	418,833,967円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	12,202,024,431円
Ⅳ 発行済口数	11,275,389,201口
Ⅴ 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0822円

（参考）新興国債券マザーファンド

平成26年9月30日現在

Ⅰ 資産総額	5,934,607,975円
Ⅱ 負債総額	46,664,302円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	5,887,943,673円
Ⅳ 発行済口数	3,737,801,632口
Ⅴ 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.5752円

（参考）新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

平成26年9月30日現在

Ⅰ 資産総額	2,204,719,622円
Ⅱ 負債総額	36,126,057円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,168,593,565円
Ⅳ 発行済口数	1,596,959,670口
Ⅴ 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3580円

（参考）J-REITインデックス マザーファンド

平成26年9月30日現在

Ⅰ 資産総額	15,120,860,577円
Ⅱ 負債総額	371,841,339円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	14,749,019,238円
Ⅳ 発行済口数	8,701,044,454口
Ⅴ 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.6951円

（参考）海外REITインデックス マザーファンド

平成26年9月30日現在

Ⅰ 資産総額	16,588,117,559円
Ⅱ 負債総額	25,302,012円

Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	16,562,815,547円
Ⅳ 発行済口数	9,524,045,293口
Ⅴ 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.7391円

（参考）野村マネー マザーファンド

平成26年9月30日現在

Ⅰ 資産総額	10,037,443,070円
Ⅱ 負債総額	113,386,735円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	9,924,056,335円
Ⅳ 発行済口数	9,729,037,264口
Ⅴ 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0200円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### (1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

##### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

##### (3) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

##### (5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。



## (6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

平成26年9月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### (2) 会社の機構

###### (a) 会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

###### **株主総会**

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

###### **取締役会**

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

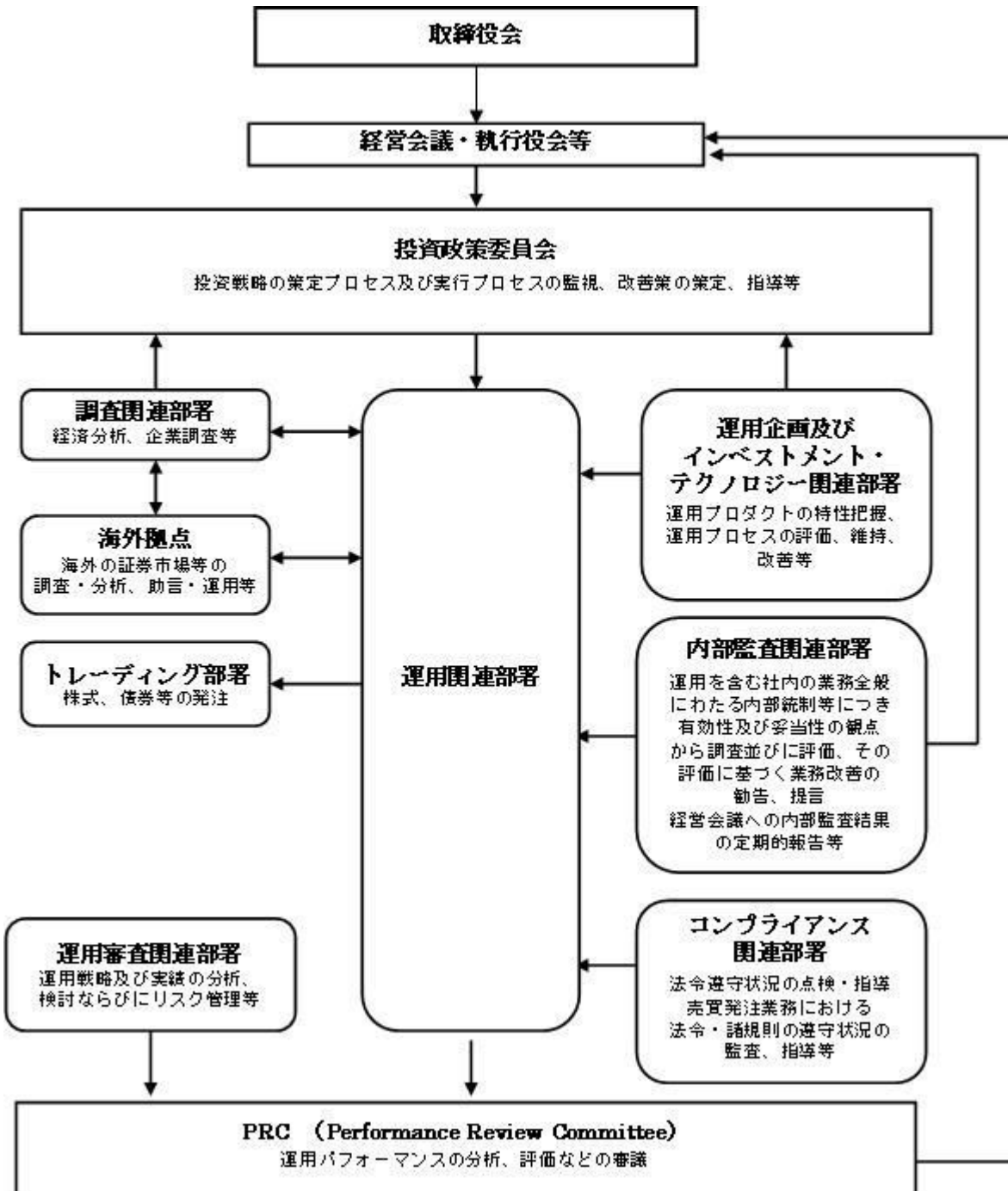
###### **代表執行役・執行役**

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

###### **委員会**

取締役3名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成 26 年 8 月 29 日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	834	14,870,287
単位型株式投資信託	45	225,869
追加型公社債投資信託	18	6,383,566
単位型公社債投資信託	58	593,279
合計	955	22,073,000

### 3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成 26 年 6 月 6 日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩部俊夫

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森重俊寛

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 湯原尚

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの第 55 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者に

よって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。  
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

## (1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			333		247
金銭の信託			51,061		51,758
有価証券			4,500		11,800
前払金			-		0
前払費用			29		28
未収入金			271		287
未収委託者報酬			8,651		10,741
未収収益			4,224		5,999
繰延税金資産			1,504		2,010
その他			12		159
貸倒引当金			△6		△8
流動資産計			70,582		83,026
固定資産					
有形固定資産			1,470		1,508
建物	※2	485		442	
器具備品	※2	985		1,065	
無形固定資産			8,458		8,249
ソフトウェア		8,457		8,248	
電話加入権		1		1	
その他		0		0	
投資その他の資産			21,443		22,052
投資有価証券		9,061		11,747	
関係会社株式		12,092		9,609	
従業員長期貸付金		29		35	
長期差入保証金		55		50	
長期前払費用		19		80	
前払年金費用		-		347	
その他		184		181	
貸倒引当金		△0		△0	
固定資産計			31,373		31,810
資産合計			101,956		114,837

区分	注記 番号	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
短期借入金			3,000		-
関係会社短期借入金			2,000		-
預り金			102		106
未払金	※1		6,481		9,720
未払収益分配金		3		2	
未払償還金		42		33	
未払手数料		3,764		4,493	
その他未払金		2,671		5,191	
未払費用	※1		6,979		8,420
未払法人税等			763		1,960
賞与引当金			3,109		3,984
流動負債計			22,436		24,191
固定負債					
退職給付引当金			813		-
時効後支払損引当金			495		505
繰延税金負債			1,640		3,211
固定負債計			2,948		3,716
負債合計			25,385		27,907
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			71,942		80,249
資本剰余金			17,180		17,180
資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			11,729		11,729
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		42,347		50,654	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		17,740		26,048	
評価・換算差額等			4,628		6,679
その他有価証券評価差額金			4,659		6,679
繰延ヘッジ損益			△30		-
純資産合計			76,570		86,929
負債・純資産合計			101,956		114,837



## (2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			74,067		87,258
運用受託報酬			17,516		24,589
その他営業収益			163		188
営業収益計			91,747		112,036
営業費用					
支払手数料			37,925		44,194
広告宣伝費			768		793
公告費			0		0
受益証券発行費			5		6
調査費			16,591		20,794
調査費		1,138		1,250	
委託調査費		15,453		19,544	
委託計算費			903		941
営業雑経費			2,616		2,926
通信費		199		188	
印刷費		1,057		948	
協会費		76		76	
諸経費		1,282		1,712	
営業費用計			58,810		69,656
一般管理費					
給料			10,039		11,091
役員報酬	※ 2	229		292	
給料・手当		6,696		6,823	
賞与		3,114		3,975	
交際費			122		131
旅費交通費			446		454
租税公課			289		387
不動産賃借料			1,242		1,212
退職給付費用			1,067		1,069
固定資産減価償却費			4,106		3,518
諸経費			6,273		6,596
一般管理費計			23,589		24,460
営業利益			9,347		17,919

		前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	3,002		3,680	
収益分配金		0		0	
受取利息		2		3	
金銭の信託運用益		1,016		379	
為替差益		43		-	
その他		331		336	
営業外収益計			4,396		4,400
営業外費用					
支払利息	※ 1	56		11	
時効後支払損引当金繰入額		9		24	
その他		78		132	
営業外費用計			145		169
経常利益			13,598		22,151
特別利益					
投資有価証券等売却益		59		-	
株式報酬受入益		160		203	
固定資産売却益		10		-	
特別利益計			230		203
特別損失					
投資有価証券売却損		60		-	
投資有価証券償還損		-		51	
投資有価証券評価損		9		2	
関係会社株式評価損		2,916		2,491	
固定資産除却損	※ 3	118		17	
特別損失計			3,105		2,562
税引前当期純利益			10,723		19,792
法人税、住民税及び事業税			3,765		7,608
法人税等調整額			446		△90
当期純利益			6,510		12,273

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	14,320	39,611	68,521
当期変動額								
剰余金の配当						△3,090	△3,090	△3,090
当期純利益						6,510	6,510	6,510
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	3,420	3,420	3,420
当期末残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	17,740	43,032	71,942

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,693	12	2,705	71,227
当期変動額				
剰余金の配当				△3,090
当期純利益				6,510
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,965	△43	1,922	1,922
当期変動額合計	1,965	△43	1,922	5,342
当期末残高	4,659	△30	4,628	76,570

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	17,740	43,032	71,942
当期変動額								
剰余金の配当						△3,966	△3,966	△3,966
当期純利益						12,273	12,273	12,273
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	8,307	8,307	8,307
当期末残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	26,048	51,339	80,249

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,659	△30	4,628	76,570
当期変動額				
剰余金の配当				△3,966
当期純利益				12,273
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,020	30	2,051	2,051
当期変動額合計	2,020	30	2,051	10,358
当期末残高	6,679	—	6,679	86,929

[重要な会計方針]

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券  時価のあるもの … 決算日の市場価格等に基づく時価法  (評価差額は全部純資産直入法により処理し、  売却原価は移動平均法により算定しております)  時価のないもの … 移動平均法による原価法</p>								
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>								
<p>3. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産  定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。  主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table border="0" data-bbox="734 694 1037 828"> <tr> <td>建物</td> <td>38～50年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>8～15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産  定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p>	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年								
附属設備	8～15年								
構築物	20年								
器具備品	4～15年								
<p>4. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金  一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金  賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金  従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法  退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。  退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金  時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>								
<p>5. 消費税等の会計処理方法</p>	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。</p>								

6. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

[未適用の会計基準等]

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）

(1) 概要

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充等について改正されました。

(2) 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首から適用します。

なお、当該会計基準等には経過的な取り扱いが定められているため、過去の期間の財務諸表に対しては遡及適用しません。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (平成25年3月31日)	当事業年度末 (平成26年3月31日)												
<p>※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払金</td> <td style="text-align: right;">2,368百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">1,584</td> </tr> </table>	未払金	2,368百万円	未払費用	1,584	<p>※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払金</td> <td style="text-align: right;">4,601百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">1,607</td> </tr> </table>	未払金	4,601百万円	未払費用	1,607				
未払金	2,368百万円												
未払費用	1,584												
未払金	4,601百万円												
未払費用	1,607												
<p>※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">518百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">2,524</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,043</td> </tr> </table>	建物	518百万円	器具備品	2,524	合計	3,043	<p>※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">565百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">2,849</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,414</td> </tr> </table>	建物	565百万円	器具備品	2,849	合計	3,414
建物	518百万円												
器具備品	2,524												
合計	3,043												
建物	565百万円												
器具備品	2,849												
合計	3,414												

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 2,922百万円 支払利息 44	※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,568百万円 支払利息 5
※2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。	※2. 役員報酬の範囲額 (同左)
※3. 固定資産除却損 建物 5百万円 器具備品 23 ソフトウェア 89 合計 118	※3. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 6 ソフトウェア 11 合計 17

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成24年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,090百万円

1株当たり配当額 600円

基準日 平成24年3月31日

効力発生日 平成24年6月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,966百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 770円

基準日 平成25年3月31日

効力発生日 平成25年6月21日



当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成25年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,966百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 770円

基準日 平成25年3月31日

効力発生日 平成25年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 10,043百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 1,950円

基準日 平成26年3月31日

効力発生日 平成26年6月2日

## ◇ 金融商品関係

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	333	333	-
(2) 金銭の信託	51,061	51,061	-
(3) 未収委託者報酬	8,651	8,651	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	12,678	12,678	-
(5) 関係会社株式	3,064	104,822	101,758
資産計	75,789	177,548	101,758
(6) 短期借入金	3,000	3,000	-
(7) 関係会社短期借入金	2,000	2,000	-
(8) 未払金	6,481	6,481	-
未払収益分配金	3	3	-
未払償還金	42	42	-
未払手数料	3,764	3,764	-
その他未払金	2,671	2,671	-
(9) 未払費用	6,979	6,979	-
(10) 未払法人税等	763	763	-
負債計	19,224	19,224	-
(11) デリバティブ取引 (*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	3	3	-
デリバティブ取引計	3	3	-

(\*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### (1) 現金・預金、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

    其他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(6) 短期借入金、(7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券883百万円、関係会社株式9,028百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について2,916百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	333	-	-	-
金銭の信託	51,061	-	-	-
未収委託者報酬	8,651	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	4,500	-	-	-
合計	64,547	-	-	-

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金銭信託を通じ保有しております。特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	247	247	-
(2) 金銭の信託	51,758	51,758	-
(3) 未収委託者報酬	10,741	10,741	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	22,467	22,467	-
(5) 関係会社株式	3,064	141,441	138,377
資産計	88,278	226,656	138,377
(6) 未払金	9,720	9,720	-
未払収益分配金	2	2	-
未払償還金	33	33	-
未払手数料	4,493	4,493	-
その他未払金	5,191	5,191	-
(7) 未払費用	8,420	8,420	-
(8) 未払法人税等	1,960	1,960	-
負債計	20,100	20,100	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

### (1) 現金・預金、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (4) 有価証券及び投資有価証券

#### その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によります。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

### (5) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,080百万円、関係会社株式6,545百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について2,494百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	247	-	-	-
金銭の信託	51,758	-	-	-
未収委託者報酬	10,741	-	-	-
有価証券	11,800	-	-	-
合計	74,547	-	-	-

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 売買目的有価証券(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(平成25年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	104,822	101,758
合計	3,064	104,822	101,758

4. その他有価証券(平成25年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	7,534	282	7,251
小計	7,534	282	7,251
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託(※1)	644	645	△0
譲渡性預金	4,500	4,500	—
小計	5,144	5,145	△0
合計	12,678	5,427	7,250

(※1) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は30百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	21	6	—
投資信託	708	—	60
合計	730	6	60



当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 売買目的有価証券(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(平成26年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	141,441	138,377
合計	3,064	141,441	138,377

4. その他有価証券(平成26年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	10,667	282	10,384
小計	10,667	282	10,384
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの 譲渡性預金	11,800	11,800	—
小計	11,800	11,800	—
合計	22,467	12,082	10,384

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	—	—	—
投資信託	761	—	51
合計	761	—	51

(注) 投資信託の「売却額」及び「売却損の合計額」は償還によるものであります。

## ◇ 退職給付関係

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 退職給付債務に関する事項(平成25年3月31日)	
イ. 退職給付債務	△15,209百万円
ロ. 年金資産	12,456
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△2,752
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	—
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,471
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	△532
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	△813
チ. 前払年金費用	—
リ. 退職給付引当金(ト-チ)	△813
3. 退職給付費用に関する事項(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
イ. 勤務費用	608百万円
ロ. 利息費用	251
ハ. 期待運用収益	△237
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	—
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	304
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	△40
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	885
チ. その他(注)	170
計	1,055
(注) 確定拠出年金への掛金支払額等であります。	
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	1.5%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	15,209 百万円
勤務費用	750
利息費用	228
数理計算上の差異の発生額	△25
退職給付の支払額	△494
その他	11
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>15,680</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	12,456 百万円
期待運用収益	311
数理計算上の差異の発生額	428
事業主からの拠出額	2,065
退職給付の支払額	△475
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>14,786</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	13,485 百万円
年金資産	△14,786
	△1,301
<u>非積立型制度の退職給付債務</u>	<u>2,194</u>
未積立退職給付債務	893
未認識数理計算上の差異	△1,733
未認識過去勤務費用	492
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>△347</u>
前払年金費用	△347
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>△347</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	750 百万円
利息費用	228
期待運用収益	△311
数理計算上の差異の費用処理額	284
過去勤務費用の費用処理額	△40
その他	△12
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>899</u>

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	30%
株式	18%
受益証券等	14%
生保一般勘定	19%
その他	19%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.6%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、170百万円でした。

◇ 税効果会計関係

前事業年度末 (平成25年3月31日)	当事業年度末 (平成26年3月31日)																																																																																								
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>  関係会社株式評価減</td> <td style="text-align: right;">1,050</td> </tr> <tr> <td>  賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">1,181</td> </tr> <tr> <td>  所有株式税務簿価通算差異</td> <td style="text-align: right;">776</td> </tr> <tr> <td>  投資有価証券評価減</td> <td style="text-align: right;">501</td> </tr> <tr> <td>  未払事業税</td> <td style="text-align: right;">184</td> </tr> <tr> <td>  ゴルフ会員権評価減</td> <td style="text-align: right;">408</td> </tr> <tr> <td>  減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">208</td> </tr> <tr> <td>  時効後支払損引当金</td> <td style="text-align: right;">178</td> </tr> <tr> <td>  子会社株式売却損</td> <td style="text-align: right;">172</td> </tr> <tr> <td>  未払社会保険料</td> <td style="text-align: right;">90</td> </tr> <tr> <td>  退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">292</td> </tr> <tr> <td>  繰延ヘッジ損失</td> <td style="text-align: right;">18</td> </tr> <tr> <td>  その他</td> <td style="text-align: right;">124</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,189</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金</td> <td style="text-align: right;">△2,704</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,485</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">2,620</td> </tr> <tr> <td>  前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,620</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債(純額)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">135</td> </tr> </table>	繰延税金資産	百万円	関係会社株式評価減	1,050	賞与引当金	1,181	所有株式税務簿価通算差異	776	投資有価証券評価減	501	未払事業税	184	ゴルフ会員権評価減	408	減価償却超過額	208	時効後支払損引当金	178	子会社株式売却損	172	未払社会保険料	90	退職給付引当金	292	繰延ヘッジ損失	18	その他	124	繰延税金資産小計	5,189	評価性引当金	△2,704	繰延税金資産計	2,485	繰延税金負債		有価証券評価差額金	2,620	前払年金費用	-	繰延税金負債計	2,620	繰延税金負債(純額)	135	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>  関係会社株式評価減</td> <td style="text-align: right;">1,947</td> </tr> <tr> <td>  賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">1,434</td> </tr> <tr> <td>  所有株式税務簿価通算差異</td> <td style="text-align: right;">776</td> </tr> <tr> <td>  投資有価証券評価減</td> <td style="text-align: right;">502</td> </tr> <tr> <td>  未払事業税</td> <td style="text-align: right;">425</td> </tr> <tr> <td>  ゴルフ会員権評価減</td> <td style="text-align: right;">408</td> </tr> <tr> <td>  減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">206</td> </tr> <tr> <td>  時効後支払損引当金</td> <td style="text-align: right;">181</td> </tr> <tr> <td>  子会社株式売却損</td> <td style="text-align: right;">172</td> </tr> <tr> <td>  未払社会保険料</td> <td style="text-align: right;">100</td> </tr> <tr> <td>  退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>  繰延ヘッジ損失</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>  その他</td> <td style="text-align: right;">126</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,284</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金</td> <td style="text-align: right;">△3,602</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,681</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">3,757</td> </tr> <tr> <td>  前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">125</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,882</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債(純額)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,200</td> </tr> </table>	繰延税金資産	百万円	関係会社株式評価減	1,947	賞与引当金	1,434	所有株式税務簿価通算差異	776	投資有価証券評価減	502	未払事業税	425	ゴルフ会員権評価減	408	減価償却超過額	206	時効後支払損引当金	181	子会社株式売却損	172	未払社会保険料	100	退職給付引当金	-	繰延ヘッジ損失	-	その他	126	繰延税金資産小計	6,284	評価性引当金	△3,602	繰延税金資産計	2,681	繰延税金負債		有価証券評価差額金	3,757	前払年金費用	125	繰延税金負債計	3,882	繰延税金負債(純額)	1,200
繰延税金資産	百万円																																																																																								
関係会社株式評価減	1,050																																																																																								
賞与引当金	1,181																																																																																								
所有株式税務簿価通算差異	776																																																																																								
投資有価証券評価減	501																																																																																								
未払事業税	184																																																																																								
ゴルフ会員権評価減	408																																																																																								
減価償却超過額	208																																																																																								
時効後支払損引当金	178																																																																																								
子会社株式売却損	172																																																																																								
未払社会保険料	90																																																																																								
退職給付引当金	292																																																																																								
繰延ヘッジ損失	18																																																																																								
その他	124																																																																																								
繰延税金資産小計	5,189																																																																																								
評価性引当金	△2,704																																																																																								
繰延税金資産計	2,485																																																																																								
繰延税金負債																																																																																									
有価証券評価差額金	2,620																																																																																								
前払年金費用	-																																																																																								
繰延税金負債計	2,620																																																																																								
繰延税金負債(純額)	135																																																																																								
繰延税金資産	百万円																																																																																								
関係会社株式評価減	1,947																																																																																								
賞与引当金	1,434																																																																																								
所有株式税務簿価通算差異	776																																																																																								
投資有価証券評価減	502																																																																																								
未払事業税	425																																																																																								
ゴルフ会員権評価減	408																																																																																								
減価償却超過額	206																																																																																								
時効後支払損引当金	181																																																																																								
子会社株式売却損	172																																																																																								
未払社会保険料	100																																																																																								
退職給付引当金	-																																																																																								
繰延ヘッジ損失	-																																																																																								
その他	126																																																																																								
繰延税金資産小計	6,284																																																																																								
評価性引当金	△3,602																																																																																								
繰延税金資産計	2,681																																																																																								
繰延税金負債																																																																																									
有価証券評価差額金	3,757																																																																																								
前払年金費用	125																																																																																								
繰延税金負債計	3,882																																																																																								
繰延税金負債(純額)	1,200																																																																																								
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率(調整)</td> <td style="text-align: right;">38.0%</td> </tr> <tr> <td>  交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.5%</td> </tr> <tr> <td>  受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">△10.1%</td> </tr> <tr> <td>  住民税等均等割</td> <td style="text-align: right;">0.0%</td> </tr> <tr> <td>  タックスヘイブン税制</td> <td style="text-align: right;">2.1%</td> </tr> <tr> <td>  外国税額控除</td> <td style="text-align: right;">△0.0%</td> </tr> <tr> <td>  税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>  関係会社株式評価減</td> <td style="text-align: right;">10.3%</td> </tr> <tr> <td>  その他</td> <td style="text-align: right;">△1.6%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">39.2%</td> </tr> </table>	法定実効税率(調整)	38.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.1%	住民税等均等割	0.0%	タックスヘイブン税制	2.1%	外国税額控除	△0.0%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	関係会社株式評価減	10.3%	その他	△1.6%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.2%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率(調整)</td> <td style="text-align: right;">38.0%</td> </tr> <tr> <td>  交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.4%</td> </tr> <tr> <td>  受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">△6.7%</td> </tr> <tr> <td>  住民税等均等割</td> <td style="text-align: right;">0.0%</td> </tr> <tr> <td>  タックスヘイブン税制</td> <td style="text-align: right;">1.4%</td> </tr> <tr> <td>  外国税額控除</td> <td style="text-align: right;">△0.3%</td> </tr> <tr> <td>  税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td> <td style="text-align: right;">0.5%</td> </tr> <tr> <td>  関係会社株式評価減</td> <td style="text-align: right;">4.7%</td> </tr> <tr> <td>  その他</td> <td style="text-align: right;">△0.1%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">37.9%</td> </tr> </table>	法定実効税率(調整)	38.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.7%	住民税等均等割	0.0%	タックスヘイブン税制	1.4%	外国税額控除	△0.3%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.5%	関係会社株式評価減	4.7%	その他	△0.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.9%																																																
法定実効税率(調整)	38.0%																																																																																								
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%																																																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.1%																																																																																								
住民税等均等割	0.0%																																																																																								
タックスヘイブン税制	2.1%																																																																																								
外国税額控除	△0.0%																																																																																								
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-																																																																																								
関係会社株式評価減	10.3%																																																																																								
その他	△1.6%																																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.2%																																																																																								
法定実効税率(調整)	38.0%																																																																																								
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%																																																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.7%																																																																																								
住民税等均等割	0.0%																																																																																								
タックスヘイブン税制	1.4%																																																																																								
外国税額控除	△0.3%																																																																																								
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.5%																																																																																								
関係会社株式評価減	4.7%																																																																																								
その他	△0.1%																																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.9%																																																																																								
	<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38%から36%に変更されております。</p> <p>この変更により、繰延税金負債の純額が111百万円増加し、法人税等調整額(貸方)は111百万円減少しております。</p>																																																																																								

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100.0%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	59,500	短期借入金	2,000
							資金の返済	66,000		
							借入金利息の支払	44	未払費用	0

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有) 直接 21.6%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*2)	4,433	未払費用	706

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	30,983	未払手数料	3,105
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業	—	当社投資信託の運用委託 役員の兼任	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4)	1,941	未払費用	827
親会社の子会社	野村信託銀行株式会社	東京都千代田区	30,000 (百万円)	信託銀行業	—	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	3,000	短期借入金	3,000
							借入金利息の支払	12	未払費用	—



(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(\*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(\*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(\*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

(株)野村総合研究所

流動資産合計	173,289
固定資産合計	239,585
流動負債合計	119,860
固定負債合計	20,742
純資産合計	272,272
売上高	337,340
税引前当期純利益	34,116
当期純利益	21,546

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有)直接 100.0%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	8,000	短期借入金	-
							資金の返済	10,000		
							借入金利息の支払	5	未払費用	-

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有)直接 21.5%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*2)	5,073	未払費用	716

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	36,867	未払手数料	3,854
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業	-	当社投資信託の運用委託 役員の兼任	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4)	1,959	未払費用	760
親会社の子会社	野村信託銀行株式会社	東京都千代田区	30,000 (百万円)	信託銀行業	-	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の返済	3,000	短期借入金	-
							借入金利息の支払	6	未払費用	-

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(\*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(\*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(\*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、  
ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

(株)野村総合研究所

流動資産合計	191,892
固定資産合計	249,548
流動負債合計	84,950
固定負債合計	55,262
純資産合計	301,227
売上高	355,777
税引前当期純利益	47,854
当期純利益	28,759

## ◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
1株当たり純資産額	14,866円12銭	1株当たり純資産額	16,877円25銭
1株当たり当期純利益	1,264円08銭	1株当たり当期純利益	2,382円87銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	6,510百万円	損益計算書上の当期純利益	12,273百万円
普通株式に係る当期純利益	6,510百万円	普通株式に係る当期純利益	12,273百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

(ネクストコア)

## 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

国内株式マザーファンド受益証券、国内債券マザーファンド受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券、外国債券マザーファンド受益証券、新興国株式マザーファンド受益証券、新興国債券マザーファンド受益証券、新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド受益証券、J-REIT インデックス マザーファンド受益証券、海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、為替予約取引等を主要取引対象とします。

#### (2) 投資態度

① 運用にあたっては、世界の様々な指標の動きを計量的なアプローチを用いて分析し、リスク水準※を一定範囲内程度に抑えつつ効率的に収益を獲得することを目指して、各マザーファンドへの投資比率および為替予約取引等のポジションを決定します。各マザーファンドへの投資比率および為替予約取引等のポジションは適宜見直しを行いません。なお、一部のマザーファンド受益証券への投資比率がゼロとなる場合があります。

※リスク水準とは、推定されるポートフォリオの変動の大きさのことです。

② 国内株式マザーファンド受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券、新興国株式マザーファンド受益証券、J-REIT インデックス マザーファンド受益証券、海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券への投資比率の合計は、原則として、信託財産の純資産総額の50%以内とします。

③ 為替予約取引等の利用については、外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的（ヘッジ目的。代替ヘッジを含みます。）のほか、効率的に収益を獲得する目的（ヘッジ目的外）で活用します。なお、為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額は信託財産の純資産総額の100%以内とします。なお、実質的な外貨のエクスポージャーは、原則として、信託財産の純資産総額の50%以内となるように調整を行いません。

④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。

- ⑤ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

## 追加型証券投資信託

### ネクストコア

#### 約款

#### (信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。

#### (信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

#### (信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

#### (信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成40年2月17日までとします。

#### (受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

#### (当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

#### (受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億円を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第26条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

#### (信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）



す。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

#### (受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

#### (受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。))および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 前項の規定にかかわらず、受益者が第45条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

④ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

#### **（受益権の譲渡に係る記載または記録）**

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### **（受益権の譲渡の対抗要件）**

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### **（投資の対象とする資産の種類）**

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条、第27条及び第31条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

**(有価証券および金融商品の指図範囲等)**

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンド、国内債券マザーファンド、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド、外国債券マザーファンド、新興国株式マザーファンド、新興国債券マザーファンド、新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド、J-REIT インデックス マザーファンド、海外 REIT インデックス マザーファンドおよび野村マネー マザーファンド（以下「各マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

16. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード・セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第13号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第13号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価

総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

#### **(利害関係人等との取引等)**

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 32 条において同じ。）、第 32 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条、第 25 条、第 26 条、第 29 条および第 37 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条、第 25 条、第 26 条、第 29 条および第 37 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

#### **(運用の基本方針)**

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

#### **(投資する株式等の範囲)**

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において

取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### (同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

#### (信用取引の指図範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### (先物取引等の運用指図)

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

#### (スワップ取引の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。)

(これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### (公社債の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

#### (金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約取引の指図および範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### (外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第30条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### (直物為替先渡取引の運用指図)

第31条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間



を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (信託業務の委託等)

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第33条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあり

ます。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### **(有価証券売却等の指図)**

第35条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

#### **(再投資の指図)**

第36条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### **(資金の借入れ)**

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### **(損益の帰属)**

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### **(受託者による資金の立替え)**

第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### **(信託の計算期間)**

第40条 この信託の計算期間は、毎年2月18日から8月17日までおよび8月18日から翌年2月17日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成25年8月19日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

#### （信託財産に関する報告等）

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### （信託事務の諸費用および監査費用）

第42条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③ 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等（第1項に掲げる租税、諸費用および利息と合わせて以下「諸経費」といいます。）については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### （信託報酬等の総額）

第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の135の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### （収益の分配方式）

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配す

ることができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第45条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第48条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第48条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

#### (収益分配金および償還金の時効)

第46条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第47条 受託者は、収益分配金については第45条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第45条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (信託の一部解約)

第48条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

#### (信託契約の解約)

第49条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、

信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

#### **（信託契約に関する監督官庁の命令）**

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定にしたがいます。

#### **（委託者の登録取消等に伴う取扱い）**

第51条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### **（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）**

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### **（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）**

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記に

よって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更等)

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

#### (反対者の買取請求権)

第55条 第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手續に関する事項は、第49条第2項または前条第2項に規定する書面に付記します。

#### (他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### (信託期間の延長)

第57条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第59条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第60条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第45条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 第27条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第27条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決



済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 第 31 条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 25 年 1 月 31 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号  
受託者 野村信託銀行株式会社

(国内株式マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として東京証券取引所第一部上場株式に投資することにより、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行いません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行いません。

⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行いません。

親投資信託  
国内株式マザーファンド  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**(信託の目的、金額および追加信託の限度額)**

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第33条第1項、第33条第2項、第36条第1項、第37条第1項および第39条第2項の規定による解約の日までとします。

**(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)**

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

**(受益者)**

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**(受益権の分割および再分割)**

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については、1,000億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**(追加信託金の計算方法)**

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

**(信託日時の異なる受益権の内容)**

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

#### (受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条及び第17条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

#### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1. 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券
- 2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの
- 4. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 5. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### (運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### (投資する株式の範囲)

第14条 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

#### (信用取引の指図範囲)

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### (先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第16条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所ならびに外国の金融商品取引所における邦貨建の株式、株価指数に係る先物取引および

オプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### **(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)**

第17条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### (有価証券の保管)

第19条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### (混蔵寄託)

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (損益の帰属)

第24条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金立替え)

第25条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第26条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告)

第27条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### (信託事務の諸費用)

第28条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬)

第29条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

#### (利益の留保)

第30条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

#### (追加信託金および一部解約金の計理処理)

第31条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

#### (信託の一部解約)

第32条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

#### (信託契約の解約)



第33条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

#### (償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (償還金の支払いの時期)

第35条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第36条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第37条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 38 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 39 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 40 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第 40 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### (反対者の買取請求権)

第 41 条 第 33 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 33 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 33 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

#### (利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 42 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

#### (運用報告書)

第 43 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

#### (公告)

第 44 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

**(信託約款に関する疑義の取扱い)**

第 45 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 13 年 5 月 11 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号  
受託者 野村信託銀行株式会社

(国内債券マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 国債指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の国債に投資することにより、NOMURA-BPI 国債指数の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資は行いません。

② 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行いません。

③ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行いません。

親投資信託  
国内債券マザーファンド  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**(信託の目的、金額および追加信託の限度額)**

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、あらかじめ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第32条第1項、第32条第2項、第35条第1項、第36条第1項および第38条第2項の規定による解約の日までとします。

**(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)**

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

**(受益者)**

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**(受益権の分割および再分割)**

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については、1,000億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**(追加信託金の計算方法)**

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

**(信託日時の異なる受益権の内容)**

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

#### (受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利
- ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. （削除）
- ロ. 為替手形
- ハ. （削除）

#### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1. 国債証券
- 2. 地方債証券
- 3. 特別の法律により法人の発行する債券
- 4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
- 5. コマーシャル・ペーパー
- 6. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前各号の証券の性質を有するもの

7. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ(3)に定めるものに限る)

8. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

9. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

10. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### (運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### (先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加

えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### (スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債



の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### (保管業務の委任)

第17条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

#### (有価証券の保管)

第17条の2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### (混蔵寄託)

第18条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (一括登録)

第19条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第20条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (有価証券売却等の指図)

第21条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第22条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (損益の帰属)

第23条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金立替え)

第24条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第25条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告)

第26条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### (信託事務の諸費用)

第27条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬)

第28条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

#### (利益の留保)

第29条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

#### (追加信託金および一部解約金の計理処理)

第30条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

#### (信託の一部解約)

第31条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

#### (信託契約の解約)

第32条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

#### (償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第33条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (償還金の支払いの時期)

第34条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第35条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第39条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第36条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第39条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 37 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 38 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 39 条の規定にしたがい、委託者は新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第 39 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### (反対者の買取請求権)

第 40 条 第 32 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 32 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 32 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

#### (利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 41 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

#### (運用報告書)

第 42 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

#### (公告)

第 43 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

**(信託約款に関する疑義の取扱い)**

第44条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成13年5月11日

東京都中央区日本橋一丁目12番1号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号  
受託者 野村信託銀行株式会社

(外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第 17 条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第 18 条の範囲で行ないます。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

親投資信託  
外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**(信託の目的、金額および追加信託の限度額)**

第2条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第43条、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

**(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)**

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

**(受益者)**

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**(受益権の分割および再分割)**

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については100億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**(追加信託金の計算方法)**

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

**(信託日時の異なる受益権の内容)**

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

#### (受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条及び第18条に定めるものに限ります。）に係る権利
- ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. (削除)
- ロ. 為替手形
- ハ. (削除)

#### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
- 6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）



8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

**(運用の基本方針)**

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### (投資する株式等の範囲)

第14条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第13条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第13条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### (同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第15条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### (信用取引の指図範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### (先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものを行います。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるも

のをいいます。以下同じ。) および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等(株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。)ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる

金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### **（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）**

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### **（同一銘柄の転換社債等への投資制限）**

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### **（有価証券の貸付の指図および範囲）**

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### (外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### (保管業務の委任)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

#### (有価証券の保管)

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### (混蔵寄託)

第26条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (一括登録)

第27条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとしま

す。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### **(有価証券売却等の指図)**

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### **(再投資の指図)**

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### **(損益の帰属)**

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### **(受託者による資金立替え)**

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### **(信託の計算期間)**

第33条 この信託の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成14年2月22日から平成15年3月31日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

#### **(信託財産に関する報告)**

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### **(信託事務の諸費用)**

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### **(信託報酬)**

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

#### **(利益の留保)**

第 37 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

**(追加信託金および一部解約金の計理処理)**

第 38 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

**(信託の一部解約)**

第 39 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

**(信託契約の解約)**

第 40 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

**(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)**

第 41 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

**(償還金の支払いの時期)**

第 42 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

**(信託契約に関する監督官庁の命令)**

第 43 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 47 条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 44 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 47 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 45 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 46 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 47 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第 47 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### (反対者の買取請求権)

第 48 条 第 40 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合におい



て、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第40条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

**(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)**

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

**(運用報告書)**

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

**(公告)**

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

**(信託約款に関する疑義の取扱い)**

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成14年2月22日

東京都中央区日本橋一丁目12番1号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号  
受託者 野村信託銀行株式会社

(外国債券マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として外国の公社債に投資することにより、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないません。
- ③ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないません。

親投資信託  
外国債券マザーファンド  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**(信託の目的、金額および追加信託の限度額)**

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第35条第1項、第35条第2項、第38条、第39条第1項および第41条第2項の規定による解約の日までとします。

**(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)**

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

**(受益者)**

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**(受益権の分割および再分割)**

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**(追加信託金の計算方法)**

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

**(信託日時の異なる受益権の内容)**

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

#### (受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

#### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

5. コマーシャル・ペーパー

6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

7. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

9. 貸付債権信託受益証券であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る）

10. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### （運用の基本方針）

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### （先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内と

します。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### **(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)**

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を

超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### **(有価証券の貸付の指図および範囲)**

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### **(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)**

第17条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### **(外国為替予約の指図)**

第18条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### **(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)**

第19条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### **(保管業務の委任)**

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

#### **(有価証券の保管)**

第20条の2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### **(混蔵寄託)**

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### （一括登録）

第22条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

#### （信託財産の登記等および記載等の留保等）

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### （有価証券売却等の指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### （再投資の指図）

第25条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### （損益の帰属）

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### （受託者による資金立替え）

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### （信託の計算期間）



第28条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

#### （信託財産に関する報告）

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### （信託事務の諸費用）

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### （信託報酬）

第31条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

#### （利益の留保）

第32条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

#### （追加信託金および一部解約金の計理処理）

第33条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

#### （信託の一部解約）

第34条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

#### （信託契約の解約）

第35条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

#### **(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)**

第36条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### **(償還金の支払いの時期)**

第37条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

#### **(信託契約に関する監督官庁の命令)**

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

#### **(委託者の登録取消等に伴う取扱い)**

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### **(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)**

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### **(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)**

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### **(信託約款の変更)**

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### (反対者の買取請求権)

第 43 条 第 35 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 35 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 35 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

#### (利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 44 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

#### (運用報告書)

第 45 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

#### (公告)

第 46 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第 47 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成13年5月11日

東京都中央区日本橋一丁目12番1号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号  
受託者 野村信託銀行株式会社

(新興国株式マザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行いません。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

親投資信託  
新興国株式マザーファンド  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**(信託の目的、金額および追加信託の限度額)**

第2条 委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第1項、第42条第2項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

**(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)**

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条および第48条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

**(受益者)**

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**(受益権の分割および再分割)**

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については50億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**(追加信託金の計算方法)**

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

**(信託日時の異なる受益権の内容)**

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

**(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)**

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時にあって、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

**(受益証券の発行についての受託者の認証)**

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

**(投資の対象とする資産の種類)**

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条及び第25条に定めるものに限ります。）に係る権利
- ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形
- ロ. 次に掲げるものをすべてみたく資産
  - ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を

受ける権利を表象するもの

- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

**(有価証券および金融商品の指図範囲等)**

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書



20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

22. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）

8. 流動性のあるプリファード・セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### (利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第26条において同じ。）、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびそ

の利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

#### **(運用の基本方針)**

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### **(投資する株式等の範囲)**

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### **(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)**

第16条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### **(信用取引の指図範囲)**

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### **(先物取引等の運用指図)**

第18条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに株式に係る有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

#### **(スワップ取引の運用指図)**

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金融商品取引法第28条第8項第4号ホに定める有価証券店頭指数等スワップ取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### **(同一銘柄の転換社債等への投資制限)**

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### **(有価証券の貸付の指図および範囲)**

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
  - ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約取引の指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### (外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第24条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### (直物為替先渡取引の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (信託業務の委託等)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属

します。

#### (受託者による資金の立替え)

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第33条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成21年5月11日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告等)

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬)

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

#### (利益の留保)

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

#### (追加信託金および一部解約金の計理処理)

第38条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

#### (償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 39 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (償還金の支払いの時期)

第 40 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

#### (信託の一部解約)

第 41 条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

#### (信託契約の解約)

第 42 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第 43 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 47 条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更等)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当



該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

#### (反対者の買取請求権)

第 48 条 第 42 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 42 条第 3 項または前条第 2 項に規定する書面に付記します。

#### (利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 49 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

#### (運用報告書)

第 50 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

#### (公告)

第 51 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第 52 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

#### (付則)

第 1 条 約款第 25 条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成20年6月20日

東京都中央区日本橋一丁目12番1号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号  
受託者 野村信託銀行株式会社

(新興国債券マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、一部ローンに投資する場合があります。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

親投資信託  
新興国債券マザーファンド  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。

**(信託の目的、金額および追加信託の限度額)**

第2条 委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による解約の日までとします。

**(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)**

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条および第46条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

**(受益者)**

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**(受益権の分割および再分割)**

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については50億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**(追加信託金の計算方法)**

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

**(信託日時の異なる受益権の内容)**

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

**(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)**

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時にあって、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

**(受益証券の発行についての受託者の認証)**

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

**(投資の対象とする資産の種類)**

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条、第18条及び第19条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

**(有価証券および金融商品の指図範囲等)**

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限りません。）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

#### (利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことが

できる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 17 条、第 20 条および第 22 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

#### (運用の基本方針)

第 14 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないません。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### (先物取引等の運用指図)

第 15 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

#### (スワップ取引の運用指図)

第 16 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保

の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### (金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (直物為替先渡取引の運用指図)

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### (公社債の借入れ)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。



④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約取引の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### (外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### (信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第25条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等に

ついて円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (有価証券売却等の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第28条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (損益の帰属)

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立替え)

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第31条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成21年5月11日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告等)

第 32 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務の諸費用)

第 33 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬)

第 34 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

#### (利益の留保)

第 35 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

#### (追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 36 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

#### (償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 37 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (償還金の支払いの時期)

第 38 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

#### (信託の一部解約)

第 39 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

#### (信託契約の解約)

第 40 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、

信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

#### **（信託契約に関する監督官庁の命令）**

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

#### **（委託者の登録取消等に伴う取扱い）**

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### **（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）**

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### **（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）**

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解

任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更等)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

#### (反対者の買取請求権)

第46条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手續に関する事項は、第40条第3項または前条第2項に規定する書面に付記します。

#### (利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

#### (運用報告書)

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

#### (公告)

第 49 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第 50 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

#### (付則)

第 1 条 約款第 18 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 約款第 18 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 約款第 19 条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成20年6月20日

東京都中央区日本橋一丁目12番1号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号  
受託者 野村信託銀行株式会社

(新興国債券(現地通貨建て) マザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行いません。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。



親投資信託  
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**(信託の目的、金額および追加信託の限度額)**

第2条 委託者は、金30億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による解約の日までとします。

**(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)**

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条および第46条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

**(受益者)**

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**(受益権の分割および再分割)**

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については30億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**(追加信託金の計算方法)**

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

**(信託日時の異なる受益権の内容)**

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

**(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)**

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時にあって、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

**(受益証券の発行についての受託者の認証)**

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

**(投資の対象とする資産の種類)**

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条、第18条及び第19条に定めるものに限りません。）に係る権利
- ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

**(有価証券および金融商品の指図範囲等)**

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限り。）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

**(利害関係人等との取引等)**

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことが

できる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

#### (運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### (先物取引等の運用指図)

第15条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

#### (スワップ取引の運用指図)

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保

の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### (金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (直物為替先渡取引の運用指図)

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### (公社債の借入れ)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約取引の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### (外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### (信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第25条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等に

ついて円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (有価証券売却等の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第28条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (損益の帰属)

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立替え)

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第31条 この信託の計算期間は、毎年2月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成23年2月18日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告等)

第 32 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務の諸費用)

第 33 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬)

第 34 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

#### (利益の留保)

第 35 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

#### (追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 36 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

#### (償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 37 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (償還金の支払いの時期)

第 38 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

#### (信託の一部解約)

第 39 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

#### (信託契約の解約)

第 40 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、



信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

#### **(信託契約に関する監督官庁の命令)**

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

#### **(委託者の登録取消等に伴う取扱い)**

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### **(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)**

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### **(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)**

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解

任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更等)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

#### (反対者の買取請求権)

第46条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手續に関する事項は、第40条第3項または前条第2項に規定する書面に付記します。

#### (利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

#### (運用報告書)

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

#### (公告)

第 49 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第 50 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

#### (付則)

第 1 条 約款第 18 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 約款第 18 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 約款第 19 条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成22年8月23日

東京都中央区日本橋一丁目12番1号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号  
受託者 野村信託銀行株式会社

## (J-REIT インデックス マザーファンド)

### 運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、東証 REIT 指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

わが国の不動産投資信託証券※（以下「J-REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

##### (2) 投資態度

① J-REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、東証 REIT 指数（配当込み）における時価の構成割合が 30%を超える J-REIT がある場合には、当該 J-REIT へ東証 REIT 指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

親投資信託  
J-REIT インデックス マザーファンド  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**(信託の目的、金額および追加信託の限度額)**

第2条 委託者は、金3億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金500億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第31条第1項、第31条第2項、第34条第1項、第35条第1項および第37条第2項の規定による解約の日までとします。

**(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)**

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

**(受益者)**

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**(受益権の分割および再分割)**

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については3億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**(追加信託金の計算方法)**

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第15条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

**(信託日時の異なる受益権の内容)**

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

#### (受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいひ、約款第14条の2に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

#### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といひ、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といひ、投資信託証券にかかる運用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投

資信託証券をいいます。以下同じ。)に限り行なうことができるものとします。

イ. 上場または店頭登録(以下「上場等」といいます。)をしているもの(上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。)で、常時売却可能なものであること

ロ. 価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ. 決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

#### (運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### (同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第14条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、東証REIT指数(配当込み)における時価の構成割合がその100分の30を超える投資信託証券がある場合には、当該投資信託証券へ東証REIT指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資の指図を行なうことができるものとします。

#### (先物取引の運用指図・目的・範囲)

第14条の2 委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。)および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券(以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額(組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等(信託財産が未収分配金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る



分配金および配当金も含まれます。)ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

#### (公社債の借入れ)

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

#### (保管業務の委任)

第16条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

#### (投資信託証券等の保管)

第17条 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

② 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### (混蔵寄託)

第18条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第19条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (有価証券売却等の指図)

第20条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第21条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (損益の帰属)

第22条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立替え)

第23条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第24条 この信託の計算期間は、毎年6月11日から翌年6月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年6月12日までとし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告)

第25条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### (信託事務の諸費用)

第26条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬)

第27条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

#### (利益の留保)

第28条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

#### (追加信託金および一部解約金の計理処理)

第29条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

#### (信託の一部解約)

第30条 委託者は、受益者の請求があった場合には、一部解約を行いません。解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

#### (信託契約の解約)

第31条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

#### (償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第32条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (償還金の支払いの時期)

第33条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第34条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第38条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第35条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、

委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第38条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第36条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第37条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第38条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第38条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### (反対者の買取請求権)

第39条 第31条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第31条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第31条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

#### (利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第40条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第41条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第42条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第43条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成17年5月27日

東京都中央区日本橋一丁目12番1号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号  
受託者 野村信託銀行株式会社

## (海外 REIT インデックス マザーファンド)

### 運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）※の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

※S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、ドルベース）を委託会社において円換算した指数です。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

##### (2) 投資態度

- ① REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 株式への直接投資は行ないません。
- ④ 不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が 30%を超える REIT がある場合には、当該 REIT を S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

親投資信託  
海外REIT インデックス マザーファンド  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**(信託の目的、金額および追加信託の限度額)**

第2条 委託者は、金20億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第34条第1項、第34条第2項、第37条第1項、第38条第1項および第40条第2項の規定による解約の日までとします。

**(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)**

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

**(受益者)**

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**(受益権の分割および再分割)**

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については20億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**(追加信託金の計算方法)**

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第15条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

**(信託日時の異なる受益権の内容)**

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

#### (受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条の2に定めるものに限り。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

#### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。



イ. 上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること

ロ. 価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ. 決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

#### (運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### (同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第14条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が30%を超えるREITがある場合には、当該REITをS&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

#### (先物取引の運用指図・目的・範囲)

第14条の2 委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運

用している額の範囲内とします。

#### (公社債の借入れ)

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第16条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約取引の指図および範囲)

第17条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### (外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第18条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### (保管業務の委任)

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

#### (投資信託証券等の保管)

第20条 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

② 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### (混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立替え)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、毎年6月11日から翌年6月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年6月12日までとし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### (信託事務の諸費用)

第 29 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬)

第 30 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

#### (利益の留保)

第 31 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

#### (追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 32 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

#### (信託の一部解約)

第 33 条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、一部解約を行いません。解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

#### (信託契約の解約)

第 34 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

#### (償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 35 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その

責に任じません。

#### (償還金の支払いの時期)

第36条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第39条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

**(反対者の買取請求権)**

第 42 条 第 34 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第 34 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第 34 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

**(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)**

第 43 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

**(運用報告書)**

第 44 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

**(公告)**

第 45 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

**(信託約款に関する疑義の取扱い)**

第 46 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成17年5月27日

東京都中央区日本橋一丁目12番1号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号  
受託者 野村信託銀行株式会社

(野村マネー マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。



親投資信託  
野村マネー マザーファンド  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**(信託の目的、金額および追加信託の限度額)**

第2条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第34条第1項、第34条第2項、第37条第1項、第38条第1項および第40条第2項の規定による解約の日までとします。

**(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)**

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

**(受益者)**

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**(受益権の分割および再分割)**

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については、100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**(追加信託金の計算方法)**

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行なう前の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第16条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得たものとし、）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を追加信託または一部解約を行なう前の受益権口数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

**(信託日時の異なる受益権の内容)**

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

#### (受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利
- ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. （削除）
- ロ. 為替手形
- ハ. （削除）

#### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1. 国債証券
- 2. 地方債証券
- 3. 特別の法律により法人の発行する債券
- 4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
- 5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

7. コマーシャル・ペーパー

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第6号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

**(運用の基本方針)**

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

**(先物取引等の運用指図・目的・範囲)**

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### **(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)**

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (公社債の借入れ)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### (保管業務の委任)

第18条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

#### (有価証券の保管)

第19条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### (混蔵寄託)

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (一括登録)

第21条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### **(有価証券売却等の指図)**

第23条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### **(再投資の指図)**

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### **(損益の帰属)**

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### **(受託者による資金立替え)**

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### **(信託の計算期間)**

第27条 この信託の計算期間は、毎年8月20日から翌年8月19日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

#### **(信託財産に関する報告)**

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### **(信託事務の諸費用)**

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬)

第30条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

#### (利益の留保)

第31条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

#### (追加信託金および一部解約金の計理処理)

第32条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

#### (信託の一部解約)

第33条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

#### (信託契約の解約)

第34条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

#### (償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (償還金の支払いの時期)

第36条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第39条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、



かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

**(反対者の買取請求権)**

第 42 条 第 34 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第 34 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第 34 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

**(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)**

第 43 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

**(運用報告書)**

第 44 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

**(公告)**

第 45 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

**(信託約款に関する疑義の取扱い)**

第 46 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成14年8月20日

東京都中央区日本橋一丁目12番1号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号  
受託者 野村信託銀行株式会社